

各国憲法集 (8)
ポルトガル憲法



2014年2月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2013-2

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(8) ポルトガル憲法

本稿は、杏林大学総合政策学部准教授 佐藤美由紀氏の協力を得て、ポルトガル共和国の憲法の概要及び訳文を取りまとめたものである。

2014年2月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

目次

〔解説〕（佐藤美由紀）

年表	1
I 序論	2
1 現行憲法の制定	2
2 現行憲法制定後の改正	3
3 特徴	4
II 憲法の内容	4
1 人権	4
2 経済組織	7
3 統治機構	9
4 安全保障・平和主義	19
III 憲法改正手続	21
IV 結語 —最近の憲法的諸課題	21
1 最近の憲法改正案	22
2 2012年における事後的抽象的審査の主題	22
3 予算法律	24

〔翻訳〕（佐藤美由紀・国立国会図書館調査及び立法考査局憲法課）

ポルトガル憲法翻訳の出典と凡例	26
ポルトガル共和国憲法	28

年表

1143年	ポルトガル建国
1580年	スペインにより併合される。
1640年	独立回復
1807年	ナポレオンの侵入を避け、リオデジャネイロ遷都。
1815年	ブラジルが本国と対等の地位となり、ポルトガル・ブラジル・アルガルベ連合王国が成立。
1820年	自由主義革命
1821年	リスボン遷都
1822年	ブラジル独立。自由主義的な1822年憲法を公布。
1826年	国王の権限を強化した1826年憲章を公布。
1836年	急進派クーデタ。1822年憲法の復活
1838年	1822年憲法と1826年憲章の内容を折衷した1838年憲法を公布。
1842年	カブラルによるクーデタ。1826年憲章の復活
1851年	反カブラル派による「刷新運動」クーデタ
1852年	憲法追加法（下院の直接選挙の導入等）
1910年	共和革命
1911年	1911年憲法公布
1926年	クーデタ。第一共和制の崩壊。
1932年	サラザール首相就任
1933年	新国家体制憲法公布
1936年	サラザール、首相・財務相のほかに、外相・陸海軍相を兼任し、独裁体制を確立。
1951年	植民地を「海外州」として再編。
1961年	アンゴラ植民地解放戦争勃発
1964年	モザンビーク植民地解放戦争勃発
1974年	国軍運動のクーデタに始まる革命（「カーネーション革命」）
1976年	現行憲法公布
1982年	第1次憲法改正。革命評議会の廃止。憲法裁判所設置。
1986年	欧州共同体加盟
1989年	第2次憲法改正。経済体制中道化。
1992年	欧州連合条約批准。第3次憲法改正。
1997年	第4次憲法改正。多面的な政治制度改正等。
2001年	第5次憲法改正。国際刑事裁判所の設置への対応。
2004年	第6次憲法改正。自治地域の権限拡大。
2005年	第7次憲法改正。欧州憲法条約のレファレンダム規定。

I 序論

1 現行憲法の制定

(1) 制定の経緯

前文にも高らかに謳われているように、1976年4月2日の現行ポルトガル共和国憲法は、サラザール¹独裁体制（前文では「ファシズム体制」）の打倒によってもたらされた。同体制末期における政府の固執する植民地維持のための戦争への反発を大きな契機として、反政府の軍部（国軍運動）と野党や市民諸勢力の活動の結託により、1974年4月25日、同体制を破るカーネーション革命が成功をおさめた。革命政権は、植民地を解放し、回復した基本的な権利及び自由の行使の下に、憲法制定議会を招集し、新たな現代ポルトガルの体制基盤を構築した。

憲法制定議会は、1974年5月14日法律第3号により設置が規定され、革命1周年の翌1975年4月25日に行われた選挙によって議員が選出された（投票率91%）。同年6月2日に開会し、翌1976年4月2日の最終表決においてポルトガル共和国憲法を可決した。同憲法は、同月10日の官報において公布され、同月25日から施行された。

(2) 政党間の妥協と採用された原則

独裁体制を打倒して民主主義の回復に向かう礎とするという憲法制定時の非常に濃密な政治過程、諸政党と社会的勢力との間の利害をめぐる緊張関係、冷戦下の同時代の様々な国際的イデオロギーの受容、1933年以来の独裁体制を支えた憲法下での経験への反省から、1976年憲法は複雑な様相を帯び、相対立する価値の妥協的性格が顕著となった。

例えば、個人の権利、自由及び保障と政治的民主主義は社会党（PS）・社会民主党（PPD）・人民党（CDS）により、社会主義は社会党・社会民主党・ポルトガル共産党（PCP）により、集団主義的性格は社会党・ポルトガル共産党により、個人主義は社会民主党・人民党により、社会権・自主管理・民主的計画策定は社会党により、議会の重視・自治・裁判上の保障は社会民主党により、国有化・農地改革等はポルトガル共産党により、世界人権宣言・私企業規定は人民党により、強く主張され採用されるようになったものであった。

とはいえ、西欧議会制民主主義の範に即し、代表民主制と政治的自由が基本とされている。ただし、国軍運動と諸政党との協定により、革命後の未だ情勢の不安定な1976年の憲法制定の時点で、文民統治や代表民主制と相容れない、軍部により構成される統治機関である革命評議会の存続を容認するところとなった。

また、制定当時の意向を反映して、根本的な大改正の予定を明記し、いわゆる「社会主義への移行」を達成する社会変革の目標を定めた。

* 本稿に掲げるインターネット情報は、2013年10月15日現在のものである。

¹ アントニオ・サラザール（António de Oliveira Salazar）。1926年の軍事クーデタによる軍事政権下における財務大臣として財政改革に成功したのを機に1932年から1968年までの長期にわたり首相として政権を維持した、ポルトガルの20世紀を代表する政治家。1933年に公布された新国家体制憲法により、独裁体制を築いた。

同時に、旧サラザール体制における抑圧の再来への危惧から、市民と労働者の基本的権利が確保されない場合や権力分立が危機にさらされる可能性を憂慮し、手厚い保障規定を置いた。

さらに、現代型憲法として、実質的平等、参加、介入に関する表明の規定が多く設けられた。

(3) 比較法的影響関係

現行憲法については、多くの国々の制度が着想源となっていると指摘されている²。

すなわち、権利、自由及び保障の一般的規則については、ボン基本法の影響が見られ、権利、自由及び保障の配列については、イタリア憲法とボン基本法に類似する。経済的、社会的及び文化的権利については、マルクス・レーニン主義諸憲法の影響も見られる。政党の制度化はイタリア憲法、ボン基本法、フランス憲法等に倣う。共和国大統領と政府・議会の関係は、議院内閣制の国々と半大統領制の国々を模す。オンブズマンは、北欧に由来する。地方自治規定は、イタリア憲法の影響を受けている。不作為違憲審査は、ユーゴスラヴィア憲法に親近性を有する。

2 現行憲法制定後の改正

制定後、1976年憲法は、数次の改正を経ているが、その大きな枠組みは変わっていない。1982年の第1次改正は、革命評議会を消滅させた点で画期的であり、カーネーション革命による軍政的要素を民主主義に本来的な文民統治に従わせることになった。この改正において、社会主義に関する表現もほぼ削除され³、多元的経済路線が明確になり、基本的権利も補充され、憲法裁判所が設置された。1989年の第2次改正は、第1次改正を経ても残存していたイデオロギー的言及をほぼ一掃し、特に行政客体の基本的権利を掘り下げ、国有化の不可逆性に関する規定を削除し、国レベルのレファレンダムを導入した。1992年の第3次改正は、欧州連合の建設に向けての協定の締結、ポルトガルに居住する欧州連合構成国市民の選挙権、ユーロ採用のための変更、欧州統合へのポルトガルの参加の議会による監視、通常の憲法改正と特別の憲法改正の区別、をもたらした。1997年の第4次改正は、基本的権利の充実、経済組織における私企業の役割の強調、政治制度に関する多種の規定を憲法から法律に移すこと、市民参加の仕組みの強化、自治地域の権能の強化、共和国議会の加重多数を要求する事項の増加、憲法裁判所の強化、を行った。2001年の第5次改正は、国際刑事裁判所規程の批准を承認するために行われた。2004年の第6次改正は、基本的

² Jorge Miranda, *Manual de direito constitucional*, tomo I, 9 ed., Coimbra : Coimbra Editora, 2011, pp.362-363.

³ 制定時の現行憲法は、第2条において「社会主義への移行」を明記していたが、1982年の第1次改正によって「経済的、社会的及び文化的な民主主義の実現」等の文言に置き換えられた。また、この時の改正によって憲法全体について社会主義に関する表現が大幅に削除された結果、社会主義社会を志向する文言は、前文のみに存在することとなった。Jorge Miranda e Rui Medeiros, *Constituição portuguesa anotada*, tomo I, 2 ed., Coimbra : Coimbra Editora, 2010, p.72.

に欧州統合と自治地域に関するもので、2005年の第7次改正は、欧州連合に関するレファレンダムの実施を主題としていた。

3 特徴

基本原則として、個人の尊厳と人民意思に基づく、自由、公正かつ連帯的な社会の建設に努める、共和制主権国家として（第1条）、また、民主的法治国家として（第2条）、ポルトガルを規定する。人民主権と憲法の最高法規性が標榜され（第3条）、領土が地理的に画定され（第5条）、単一国家であることや、地方自治や自治地域が定められている（第6条）。人民は、選挙やレファレンダムを通じ、政治的権力を行使し、政党は人民意思の組織化・表明のために競う（第10条）。国旗、国歌、公用語としてのポルトガル語についても、基本原則として定められている（第11条）。

ポルトガル共和国憲法の編成区分や配列は、優先的価値の理解の大まかな手掛かりとなる。前文・基本原則に続き、第1部 基本的な権利義務、第2部 経済組織、第3部 政治的権力の組織、第4部 憲法保障及び憲法改正に、最終規定及び経過規定を加えた、4部構成になっており、第1部が人権、第3部が統治機構に相当すると大雑把に考えられる。第1部から第3部までの規範は実体的規範であり、第4部は、憲法体制を保障する規範である。

基本的権利に関する規定が経済組織に関する規定より前に置かれていることから、マルクス主義ではなく自由・民主的立憲主義を採用しているとされる⁴。基本的権利のうち、第1部でも、個人の権利、自由及び保障が、経済的、社会的及び文化的権利の前に置かれていることは、憲法秩序の上での個人の権利、自由及び保障が憲法上の価値として優先することを示す。

量的には、68か条が基本的な権利義務、28か条が経済組織、169か条が政治的権力の組織、13か条が憲法保障・憲法改正に充てられるという配分である。

II 憲法の内容

1 人権

人権については、基本的な権利義務に関する第1部で、その保障が謳われている。

(1) 人権の一般原則

基本的な権利義務に関する一般原則として、権利義務の享有主体（第12条）、平等（第13条）、在外ポルトガル人の権利義務（第14条）、外国人等の権利義務（第15条）、基本的権利の範囲（第16条）、類似の基本的権利への権利、自由及び保障の制度の適用（第17条）、

⁴ Miranda, *op.cit.*(2), p.350 以下参照。

権利、自由及び保障の規定の法的効力（第 18 条）、権利行使の停止（第 19 条）、裁判へのアクセス（第 20 条）、抵抗権（第 21 条）、国家賠償（第 22 条）、オンブズマン（第 23 条）が定められている。

法人については、性質に調和する限りで、権利義務の享受が認められている（第 12 条第 2 項）。

平等原則において、特に差別を禁止される事項としては、血統、性別、人種、言語、出身地、宗教、政治的・イデオロギイ的信条、教育、経済状況、社会的身分、性的指向が挙げられている。言語、教育、経済状況、性的指向は、日本国憲法第 14 条には見られないが、比較法的に見れば普遍性を獲得している禁止項目である。これらのうち、性的指向による差別の禁止は、2004 年の第 6 次改正で挿入された。

在外ポルトガル人についての規定が一般原則として置かれている（第 14 条）のは、「最後の植民地大国」と呼ばれたポルトガルには、旧海外植民地が広くアフリカ、アジア、南米に存在し、旧宗主国のポルトガルの市民がこれらの各地に渡り、居住・滞在していることの反映である。在外ポルトガル人の選挙権（第 121 条）やレファレンダム（第 115 条第 12 項）についても、明示されている。

外国人や無国籍者であっても、参政権や公職就任権等を除き、原則的にポルトガル市民と同一の権利義務を享有する（第 15 条第 1 項及び第 2 項）。ポルトガルに永住するポルトガル語圏諸国の市民については、一定の高位の公職等を除き、相互主義の下、法律に基づき、通常の外国人には付与されない特権の権利が認められる（同条第 3 項）。外国人への地方参政権の付与も、相互主義の下で可能とされている。この場合、選挙権のみならず、被選挙権も付与することができる（同条第 4 項）。ポルトガルに居住する欧州連合の他国の市民については、法律により、ポルトガル国内で行われる欧州議会議員の選挙権及び被選挙権を付与することが可能である（同条第 5 項）。

基本的権利の範囲に関する第 16 条は、基本的権利が法律及び国際法の適用される規則による権利を排除せず、基本的権利に関する憲法規定が世界人権宣言に従い解釈されることを定めたものである。

権利、自由及び保障（以下、「権利自由保障」と呼ぶ）の規定は、第 18 条により、私人間にも直接適用され、その制度は、第 17 条により、類似の性質を有する基本的権利にも適用が拡大される。権利行使の停止は、主に戒厳状態と緊急事態におけるもので、これについては 4(3) に譲る。

抵抗権は超法規的要素をもつものであり、日本においては実定法外の権利として議論されるが、ポルトガルでは憲法上の権利の一つとして明記した。

オンブズマン制度は、サラザール体制の末期に野党から採用が提案され、カーネーション革命で成立した革命評議会の政権下で実現したものである⁵。

(2) 分類

⁵ ポルトガルのオンブズマンの詳細については、佐藤美由紀「ポルトガルのオンブズマン—イペロアメリカ型のミッシング・リンク」『青山法学論集』51(1・2), 2009.12, pp.127-162 参照。

一般原則の第1編に続く、基本的権利の各論部は、第2編 権利、自由及び保障と第3編 経済的、社会的及び文化的な権利義務の2分法が用いられている。

この編の分類からは、自由権、参政権、労働権が、ポルトガルでのいわば基本的人権であり、それに加えて経済的、社会的、文化的権利があり、前者を重視していることを鮮明に示す、という起草者の意図がうかがわれるとされる⁶。

しかし、この権利自由保障と経済的、社会的及び文化的な権利義務（以下、「経済社会文化的権利義務」と呼ぶ）との区別の基準は、理論的には余り明確ではないとも指摘されている⁷。

(3) 権利自由保障

権利自由保障に関する第2編には、個人の権利自由保障（第24条～第47条）、政治的参加の権利自由保障（第48条～第52条）、労働者の権利自由保障（第53条～第57条）の3種が定められている。

個人の権利自由保障には、生命に対する権利（第24条）、個人としての完成性に対する権利（第25条）、人格権（第26条）、人身の自由（第27条～第34条）、個人情報保護（第35条）、家族（第36条）、表現の自由（第37条）、出版・社会的コミュニケーション（マスコミ）の自由（第38条～第39条）、放送権（第40条）、良心・信教の自由（第41条）、文化的創造の自由（第42条）、学習・教育の自由（第43条）、移動・移住の自由（第44条）、集会・示威運動の権利（第45条）、結社の自由（第46条）、職業選択の自由（第47条）が挙げられている。

政治的参加の権利自由保障には、公的生活への参加（第48条）、選挙権（第49条）、公職就任権（第50条）、政党の設立の権利（第51条）、請願権（第52条）が挙げられている。公的生活への参加権（第48条）が最初に挙げられているのは、政治的権利の包括的規定だからである。共和国大統領への立候補（第124条）や陪審（第207条第1項）等も広義の政治的参加の権利自由保障に含まれる⁸。

労働者の権利自由保障には、雇用の安定（第53条）、労働者委員会の設立等の権利（第54条）、労働組合の自由（第55条）、労働組合団体の権利（第56条）、ストライキ権（第57条）が挙げられている。

大まかにいうならば、権利自由保障の制度は、ほぼ自由権に対応すると考えられる。その保障の責務を負うのは原則的には国であるが、配偶者間の権利義務の平等（第36条第3項）、不当な解雇の禁止（第53条）、ロックアウトの禁止（第57条）のように、公権力でなく、私的主体が責務を負う場合も含む。

また、権利自由保障は、原則的には、古典的自由権にあたるが、国の行為や給付を求める、放送権（第40条）、情報開示請求権（第35条）等といった、新たな権利も含む。

⁶ Miranda, *op.cit.*(2), p.361.

⁷ J.J. Gomes Canotilho, *Direito constitucional e teoria da constituição*, 7 ed., [Coimbra]: Almedina, [2003], p.398 以下参照。

⁸ Jorge Miranda, *Manual de direito constitucional*, tomo IV, 3 ed., Coimbra: Coimbra Editora, 2000, p.91.

権利自由保障には、国の干渉からの自由と同時に、自由の行使の条件に関する国の保護義務（*dever de protecção*）の履行を求める権利も含まれる。例えば、人の生命は不可侵とする規定（第 24 条第 1 項）は、最低限の生存条件を整えるよう求める権利及び第三者によるこの権利の侵害に強制的措置をとるよう国家機関に求める権利を意味するとされる⁹。

権利自由保障は、個人的な権利のみならず、放送権（第 40 条）、労働者委員会（第 54 条）、労働組合団体の権利（第 56 条）、ストライキ権（第 57 条）といった、政治的社会的組織の権利も含む。

(4) 経済社会文化的権利義務

経済社会文化的権利義務は、対国家権力の権利ではなく、市民社会における個人の権利とされる¹⁰。

経済的権利義務として挙げられるのは、勤労の権利（第 58 条）、労働者の権利（第 59 条）、消費者の権利（第 60 条）、私企業・協同組合の自由（第 61 条）、所有権（第 62 条）である。所有権は、第 2 編の権利自由保障の中に規定されず、経済的権利義務の中に置かれ、私経済的企業は、経済的権利義務の箇所に加えて、経済組織に関する第 2 部にも重ねて規定されている。

社会的権利義務として挙げられるのは、社会保障（第 63 条）、健康に関する権利義務（第 64 条）、住居に対する権利（第 65 条）、環境権及び環境保全義務（第 66 条）、家族の保護（第 67 条）、父性・母性の保護（第 68 条）、児童の保護（第 69 条）、青少年の保護（第 70 条）、障害者の権利義務（第 71 条）、高齢者の権利（第 72 条）である。これらは、整備された生活基盤を求める権利と、弱者保護の福祉を求める権利である。

文化的権利義務として挙げられるのは、教育を受ける権利（第 74 条～第 77 条）、文化享受・創造権及び文化遺産の保全等の義務（第 78 条）、体育に対する権利（第 79 条）という、教育・文化に対する権利である（第 73 条）。

2 経済組織

一般原則における経済社会文化的民主主義の実現を目指すとの規定を敷衍して、第 2 部経済組織が設けられている。ここでは、第 1 編 一般原則（第 80 条～第 89 条）、第 2 編 計画（第 90 条～第 92 条）、第 3 編 農業政策、商業政策及び工業政策（第 93 条～第 100 条）、第 4 編 財政制度及び租税制度（第 101 条～第 107 条）についての定めが置かれ、経済組織の基本的あり方が示されている。

経済社会組織の基本原則は、a) 民主的な政治的権力への経済的権力の従属、b) 生産手段の所有に関する公共部門、民間部門及び協同組合的社会的部門の共存、c) 混合経済の領域における企業の自発性及び組織の自由、d) 集団の利益に従った天然資源及び生産手段の公有、e) 経済的及び社会的な発展の民主的な計画策定、f) 生産手段の所有に関する協同組合

⁹ Canotilho, *op.cit.*(7), p.399.

¹⁰ Miranda, *op.cit.*(8), p.91.

的社会的部門の保護、g) 主要な経済的及び社会的な措置の決定への労働者代表組織及び経済活動代表組織の参加、である（第 80 条）。

国の経済的及び社会的な領域における優先的責務として、a) 持続可能な発展戦略における個人の福祉・生活の質の向上の促進、b) 社会正義の推進、機会の平等の確保、所得の分配における不平等の是正の促進、c) 生産力の最大限の利用の確保、d) 部門間・地域間での均衡のとれた発展の指導並びに全国土の経済的及び社会的な調和の促進、e) 自治地域の不平等の是正、f) 市場の機能の有効性の確保、g) 国益の擁護の上での諸民族との経済関係の発展、h) 巨大私有地の廃絶及び小農場の再整理、i) 消費者の利益・権利の擁護の保障、j) 経済的及び社会的な発展の民主的な計画策定に必要な法的及び技術的な手段の創出、l) 国の発展に資する学術政策及び科学技術政策の確保、m) 全国的なエネルギー政策の採択、n) 全国的な水政策の採択が定められている（第 81 条）。

公共部門、民間部門、協同組合的社会的部門の共存が保障される生産手段の所有であるが、協同組合的社会的部門には、a) 協同組合原則に従い、協同組合に所有及び管理される生産手段、b) 地域共同体により所有及び管理される共同体的生産手段、c) 労働者による団体的経営の対象である生産手段、d) 社会連帯を主要な目的とする非営利的性格の団体により所有及び管理される生産手段、が含まれる（第 82 条）。また、協同組合の設立・活動の奨励・支援及び自主管理の試行への支援（第 85 条）への言及は、特徴的である。

計画（第 2 編）に関しては、その目的は、経済成長、部門及び地域の調和的かつ統合的な発展、国産品の個人間及び地域間の公正な分配、経済政策の社会政策、教育政策及び文化政策との調整、農村社会の防衛、生態学的な均衡の保存、環境保護並びにポルトガル人民の生活の質を促進することが目的とされる（第 90 条）。計画の策定にあたっては、領土的及び部門上の固有の実施計画の包含を可能として、主要な選択¹¹に関する諸法律に従って行われ、計画の実施は、地域及び部門に分権化される（第 91 条）。

経済社会政策分野の諮問調整機関として、経済社会審議会を設置し、特に、政府、労働者、経済活動及び家族の代表組織、自治地域並びに自治体の代表者が、構成員となり、主要な選択及び経済社会発展計画案の作成に参加する（第 92 条）。

農業、商業、工業それぞれの産業政策についての定めが置かれ、農業政策については、その目的として、a) 生産性向上、b) 農村労働者及び農民の経済的、社会的及び文化的状況の改善の促進、c) 農業労働者の他の労働者との効果的な平等の達成に必要な条件の創設、d) 天然資源の合理的な利用等の確保、e) 農民の結社活動及び土地の自作の奨励、が挙げられる（第 93 条第 1 項）。農地に関して、巨大私有地の廃絶が謳われ、小農民等への土地の分配が定められ（第 94 条）、永小作権及び分益小作が禁止されている（第 96 条）。それと同時に、小農場の適正規模への再編も支援されている（第 95 条）。農業政策の決定においては、代表組織を通じた農村労働者及び農民の参加が保障されている（第 98 条）。

商業政策は、a) 商業代理人間の健全な競争、b) 流通経路の合理性、c) 投機活動及び制限的商慣行の抑制、d) 対外的な経済関係の発展及び多様化、e) 消費者の保護、を目的とする（第

¹¹ 経済及び社会の発展計画における基本方針の選択を指し、政府が策定し、議会が承認する。第 161 条 g 号参照。

99条)。

他方、工業政策は、a) 社会的・経済的な利益の現代化・調整、工業生産の増加、b) 工業及び科学技術の革新の強化、c) 工業的企業の競争力及び生産性の向上、d) 中小企業及び雇用創出等の事業・企業の支援、e) ポルトガル企業の国際進出に対する支援、を目的とする（第100条）。

3 統治機構

ポルトガル共和国憲法のほぼ中心部にあたる、第3部「政治的権力の組織」には、一般原則に関する規定の第1編に続き、共和国大統領（第2編）、共和国議会（第3編）、政府（第4編）、裁判所（第5編）、憲法裁判所（第6編）、自治地域（第7編）、地方自治（第8編）、公行政（第9編）、国の防衛（第10編）に関する規定が置かれている。

本稿では、統治機構の中核として、共和国大統領、立法権、行政権、司法権について説明するが、行政権では、政府（第4編）と公行政（第9編）を扱い、司法権では、裁判所（第5編）、憲法裁判所（第6編）の他、第4部第1編の憲法適合性の審査を含める。

(1) 統治の一般原則

第108条～第119条には、統治の一般原則が示され、人民主権（第108条）、市民の政治参加（第109条）、統治機関¹²（第110条）、権力の分立と相互依存（第111条）、規範的な法令（第112条）、選挙権に関する一般原則（第113条）、政党・野党の権利（第114条）、レファレンダム（第115条）、合議機関（第116条）、政治職を占める者の地位（第117条）、政治職の任期に関する原則（第118条）、法令の公示（第119条）について、規定がなされている。

人民主権については、基本原則の第2条、第3条第1項にも規定されている。

権力分立と対をなす相互依存であるが、行為に複数機関を関与させることや、国の活動上の最重要の行為に関する手続に複数機関を参加させる仕組みに現れている¹³。

市民の政治参加に関する原則は、同時に2つの内容を有する。一方において、直接民主制的制度の重視であり、他方において、男女両性の平等な政治参加である。

立法には、法律、デクレト・レイ及び地域立法デクレトの3つの形式がある（第112条第1項）。さらに、法律には、通常のものとして上位の効力を有するものと別の区分がある。組織法律¹⁴、共和国議会議員の3分の2の多数による承認を必要とする法律及び憲法により他の法律の必要な規範的前提となる法律又は他の法律により尊重されなければならない法律が上位の効力を有する（同条第3項）。

¹² 共和国大統領、共和国議会、政府及び裁判所を指す。

¹³ Jorge Miranda e Rui Medeiros, *Constituição portuguesa anotada*, tomo II, Coimbra : Coimbra Editora, 2006, p.252.

¹⁴ 組織法律は、統治機関の構成員の選挙、レファレンダムの制度、憲法裁判所の組織・運営・手続等の重要事項を定めるもので（第166条第2項）、その可決のためには、在籍議員の絶対多数の承認が必要である（第168条第5項）。

デクレト・レイは、政府が制定する立法であり、法律と同一の効力を有する（第 112 条第 2 項）。デクレト・レイには、共和国議会に相対的に留保されている事項につき同議会の委任を受けた場合に制定される委任命令的なもの（第 198 条第 1 項 b 号）、共和国議会に留保されていない事項について定める独立命令的なもの（同項 a 号）及び法律を具体化する場合に制定される執行命令的なもの（同項 c 号）がある。

地域立法デクレトは、自治地域が制定する立法であり、共和国議会に相対的に留保されている事項につき同議会の委任を受けた場合（第 227 条第 1 項 b 号）、地域的範囲で法律を具体化する場合（同項 c 号）及びそれぞれの自治地域の政治行政基本法で定められた事項であって統治機関に留保されていないものについて定める場合（第 112 条第 4 項）に制定することができる。

レファレンダムは、現行憲法が採用する直接民主制的制度の代表的制度である（第 10 条第 1 項参照）。レファレンダムを通じて、この憲法及び法律の規定する場合及び条件において、共和国議会又は政府がそれぞれの権限事項について行う提案に基づき、共和国大統領の決定により、拘束力をもって、意思を直接表明することを、有権者である市民に求めることができる（第 115 条第 1 項）。レファレンダムは、国際条約又は立法の承認を通じて共和国議会又は政府が決定しなければならない国益に関する重要問題のみを対象とすることができる（同条第 3 項）。レファレンダムは、有権者の過半数が投票した場合に、拘束力を有する（同条第 11 項）。

レファレンダムの対象とならない事項は、a) 憲法改正、b) 予算、租税又は財政的内容に関する問題及び法令、c) 共和国議会の政治的・立法的権限事項、d) 教育制度の基礎を除く、共和国議会の排他的な立法権限事項である（同条第 4 項）。講和と国境線の改定に関する場合を除き、国際条約もレファレンダムの対象となる（同条第 5 項）。

レファレンダムの発議権は、共和国議会、政府（同条第 1 項）、75,000 人以上の市民（同条第 2 項、レファレンダムの制度に関する組織法律（1998 年法律第 15-A 号）第 16 条）にある。市民による発案は、レファレンダムに付する質問文を明記した書面を共和国議会に提出することによって行われる（同法第 17 条）。この場合、共和国議会議長は、レファレンダムの質問事項を所管する委員会の意見を聴いた上で、レファレンダムの発案を承認するか質問文の修正を市民に命ずるかを決定する。承認された場合、レファレンダムの発案は、改めて所管委員会に送付され、当該委員会は、20 日以内に、レファレンダムの質問文を含む決議案を作成し、共和国議会議長に送付する。同議長は、続く 10 回の本会議のいずれかに決議案を上程し、審査及び表決が行われる（同法第 20 条）。レファレンダムの実施の決定を行うのは、共和国大統領である（第 115 条第 1 項）。共和国大統領は、共和国議会又は政府から送られたレファレンダム案を憲法裁判所による憲法適合性及び適法性の義務的事前審査に委ねる（同条第 8 項）。

地方レベルにおけるレファレンダムについても規定が置かれている（同条第 13 項、第 232 条第 2 項及び第 240 条）。

(2) 共和国大統領

(i) 半大統領制

ポルトガルは、政府が共和国議会と共和国大統領に対し責任を負い、共和国大統領が政府も共和国議会も解散できる、二元型議院内閣制的傾向の強い半大統領制を採用している。

共和国大統領は、ポルトガル市民の直接投票により選出される（第 121 条第 1 項）。共和国大統領は、政府の解散と共和国議会の解散の権限を有し、行政権の一翼を担うが、政府の解散は、民主的制度の正常な運営を確保するのに必要となる場合に限り、行うことができ、また国家評議会の意見聴取が前提となる（第 195 条第 2 項）。共和国議会の解散に際しては、共和国議会に議席を有する政党及び国家評議会の意見を聴取する必要がある（第 133 条 e 号）。実質的行政権は、政府が行使している。

政府の中心をなす首相は大統領により任命されるが、首相の任命において、政党の意見が聴取され選挙結果が考慮されることが必要となるので（第 187 条第 1 項）、共和国議会の意向は一定程度配慮されることになる。首相以外の政府構成員は、共和国大統領により任免される（同条第 2 項）が、首相の提案に基づかねばならない（第 133 条 h 号）。

(ii) 共和国大統領の地位と権限

共和国大統領は、ポルトガル共和国を代表し、国の独立、国の統合及び民主的制度の正常な運営を保障し、また国軍最高司令官である（第 120 条）。

任期は 5 年で（第 128 条第 1 項）、連続した再選は、1 回に限られる（第 123 条第 1 項）。共和国大統領への立候補には、35 歳以上の市民であること（第 122 条）と、最低 7,500 名最高 15,000 名の有権者の支持が必要である（第 124 条第 1 項）。

共和国大統領の主な権限としては、国家評議会の主宰（第 133 条 a 号）、共和国議会の臨時招集（同条 c 号）、共和国議会の解散（同条 e 号）、首相の任命（同条 f 号）、政府の解散・首相の罷免（同条 g 号）、政府構成員の任免（同条 h 号）、閣議の主宰（同条 i 号）、国軍最高司令官の職務遂行（第 134 条 a 号）、法令の審署・公布（同条 b 号）、重要問題をレファレンダムに付すること（同条 c 号）、戒厳・緊急事態の布告（同条 d 号）、法律、デクレト・レイ及び国際条約に定められた規範の憲法適合性の事前審査を憲法裁判所に要請すること（同条 g 号）、法規範の違憲宣言及び不作為違憲確認を憲法裁判所に要請すること（同条 h 号）、国際条約の批准（第 135 条 b 号）、宣戦及び講和（同条 c 号）、審署のために送付を受けた議会可決法律案等の拒否権（第 136 条）がある。

共和国大統領の政治的諮問機関として、共和国議会議長、首相、憲法裁判所長官、オンブズマン、地域政府の長、現行憲法の下で選出された解職されたことがない共和国大統領経験者、共和国大統領により任命された 5 名の市民、共和国議会により選出された 5 名の市民から構成される、国家評議会がある（第 141 条、第 142 条）。

(3) 立法

(i) 共和国議会の地位と権能

ポルトガルでは一院制が採用されている。議員の数は、最低 180 人最高 230 人の範囲で、法律で定められる（第 148 条）。現在は、上限の 230 人が議員定数である。議員が全国の代表であり、選挙区の代表ではないとする、典型的な代表観に立つことが表明されている

(第 152 条第 2 項)。

立候補は、単独又は合同で政党から届け出られ、政党に加入していない市民も政党の名簿に登載されることができる (第 151 条第 1 項)。

議員は、その職務の遂行における発言に関し、民事・刑事・懲戒上免責される (第 157 条第 1 項)。原則として、共和国議会の許諾なく逮捕されない (同条第 3 項)。議員は兵役を延期され、特別旅券を求める権利を有し、法律の定める報酬を受ける (第 158 条)。他方、本会議と委員会への出席、共和国議会の役職や職務の遂行、表決への参加は義務である (第 159 条)。兼職禁止の抵触、議事規則の定める欠席数の超過、選挙時に届けられた政党と異なる政党への入党、職務の遂行における責任違背の犯罪又は人種差別組織若しくはファシズムのイデオロギーを擁護する組織への参加による有罪確定等により、議員は失職する (第 160 条第 1 項)。

共和国議会の主要な権限は、法律の制定 (第 161 条 c 号) の他、憲法改正の承認 (同条 a 号)、国の計画の主要な選択に関する法律・予算の承認 (同条 g 号)、国際条約の承認 (同条 i 号)、共和国大統領へのレファレンダムの提案 (同条 j 号)、戒厳・緊急事態の布告の承認 (同条 l 号)、宣戦講和の承認 (同条 m 号)、政府の行為の検討 (第 162 条 a 号)、政府の綱領の審査 (第 163 条 d 号)、政府の不信任の動議 (同条 e 号) である。

(ii) 立法手続

法律の発議権は、議員、会派、政府と並んで、有権者である市民の集団も有する (第 167 条第 1 項)。一事不再議の原則に従い、原則として、立法会期中に否決された法案や表決されなかった法案を、再提出することはできない (同条第 4 項)。

法案は、通常、共和国議会執行部に提出され、登録された後、委員会に送付される。委員会の意見が付された法案は、本会議に送られ、そこで全体討論・表決の後、承認されれば、委員会に送られ、逐条討論・表決がなされる。委員会で承認された法案は、本会議に送られ、最終的包括的表決がなされる。(第 168 条参照) 法案が可決されると、委員会で最終文面が作成され、議会可決法律案として、共和国大統領に送付される。共和国大統領が審署し (第 134 条 b 号、第 136 条第 1 項)、政府が副署する (第 140 条、第 197 条第 1 項 a 号) と法律となり、官報である「共和国日報」において公布される (第 119 条第 1 項 a 号)。¹⁵

組織法律は、在籍議員の絶対多数による承認を必要とし (第 168 条第 5 項)、マスコミの規制機関に関する法律、行政権の政治職を占める者の任期の連続更新に関する法律、在外ポルトガル市民の投票権の行使に関する法律、議員定数及び選挙区に関する法律、地方自治体の合議制執行機関の選挙に関する法律、軍人等の権利行使の制限に関する法律、各自治地域の立法権を構成する事項を定める政治行政基本法の規定に関しては、出席議員の 3 分の 2 の多数であって、在籍議員の過半数を超えるものという加重多数が求められている (同条第 6 項)。

立法の委任としてのデクレト・レイは、無効化又は修正のため、10 名の議員の要求により、共和国議会の職務の停止期間を算入しないで、公示後 30 日以内に、共和国議会の検

¹⁵ ポルトガル共和国議会サイト立法過程略表

<<http://www.parlamento.pt/Parlamento/PublishingImages/PLCvb.jpg>> 参照。

討に送付されることができる（第 169 条 1 項）。

緊急手続にすれば、通常の立法過程より迅速に審議を進めることもできる（第 170 条）。

有権者である市民の集団の提出法案については、35,000 人以上の署名のある法案を共和国議会に提出する（市民の立法発案に関する法律（2003 年法律第 17 号）第 6 条第 1 項）。教育制度の基礎を除く共和国議会の排他的な立法権限事項、憲法改正、予算的、租税的又は財政的な内容を有する事項等については、有権者である市民の集団の提出法案の対象とならない（同法第 3 条）。

(iii) 組織と活動

1 立法期は 4 立法会期である（第 171 条第 1 項）。立法会期は 1 年間継続し、9 月 15 日に開始し、原則として 6 月 15 日に終了する（第 174 条第 1 項及び第 2 項）。

共和国議会には、議事規則制定権（第 175 条 a 号）、役員の選挙権（同条 b 号）がある。

本会議と独立の委員会の運営も認められている（第 174 条第 5 項）。委員会には、議事規則で定める常任委員会と特別委員会とがある（第 175 条 c 号、第 178 条第 1 項）。特別委員会の中でも、議会調査委員会は特に強い権限を有し、司法機関の固有の捜査権を享受する（同条第 5 項）。

共和国議会には、同議会の有効な活動期間外及び同議会が解散されている期間等において活動する常設委員会という組織が置かれている（第 179 条第 1 項）。同委員会の主な権限は、共和国大統領の国内不在に同意を与えること、共和国大統領が戒厳状態又は緊急事態を布告し、戦争を宣言し、及び講和を行うことを承認すること等である（同条第 3 項）。

大臣は本会議への出席権・発言権を有し（第 177 条第 1 項）、委員会の議事への参加を求めることができ、また出席を要求された場合には、その委員会に出席しなければならない（同条第 3 項）。

(4) 行政

行政に関しては、政治的な執行作用に携わる政府（第 4 編）と、技術的な行政作用に関する公行政（第 9 編）について区別し、規定してある。

(i) 政府

行政の最高機関は政府であり、国の一般的政策の指導を行う（第 182 条）。政府は、共和国大統領及び共和国議会に対して責任を負う（第 190 条）。

政府は、首相、大臣、副大臣、政務次官により構成される（第 183 条第 1 項）。

首相は、共和国議会に議席を有する政党の意見を聴取し、選挙結果を考慮して、共和国大統領が任命する（第 187 条第 1 項）。その他の政府の構成員は、首相の提案の下に、共和国大統領により任命される（同条第 2 項）。

首相の職務は、その就任により開始し、共和国大統領による罷免により終了する（第 186 条第 1 項）。その他の政府の構成員の職務は、その就任により開始し、その罷免又は首相の罷免により終了する（同条第 2 項）。首相は、共和国大統領に対して責任を負うとともに、政府の政治的責任の範囲で共和国議会に対して責任を負う（第 191 条第 1 項）。

首相の主な権限は、全大臣の行為を調整及び指導し、政府の一般的政策を指揮すること

(第 201 条第 1 項 a 号)、政府の運営及び国の他の機関との政府の一般的性格を有する関係を指揮すること (同項 b 号)、国内政策及び外交政策の指導に関する事項について共和国大統領に報告すること (同項 c 号) である。

閣議は、首相、設置されている場合には副首相、それに大臣により構成され (第 184 条)、首相が求める場合に共和国大統領が主宰する (第 133 条 i 号)。

閣議の主な権限は、政府の政策及びその執行の全体的な方針を決定すること (第 200 条第 1 項 a 号)、共和国議会に対する信任の要請の決定 (同項 b 号)、経済及び社会の発展計画の承認 (同項 e 号、第 90 条参照) である。

政府の活動の基本となるのは、政府の綱領である。政府活動の様々な領域において採用又は提起する、主要な政策方針及び措置は、政府の綱領に記される (第 188 条)。政府の綱領は、首相の所信表明を通じて、その任命後 10 日以内に共和国議会の審査に付される (第 192 条第 1 項)。政府の綱領の否決は、在籍議員の絶対多数を必要とし (同条第 4 項)、否決は政府の解散をもたらす (第 195 条第 1 項 d 号)。

政府は、共和国議会に対し、一般的政策表明又は国益に関するあらゆる重要事項について、信任投票の可決を要請することができる (第 193 条)。信任動議の否決は、政府の解散をもたらす (第 195 条第 1 項 e 号)。

共和国議会は、政府の綱領の実施又は国益に関する重要事項に関し、在籍議員の 4 分の 1 又はいずれかの会派の提案により、政府に対する不信任の動議を表決することができる (第 194 条第 1 項)。在籍議員の絶対多数による不信任決議案の承認は、政府の解散をもたらす (第 195 条第 1 項 f 号)。

共和国大統領は、民主的制度の正常な運営を確保するために必要となる場合に限り、国家評議会の意見を聴取して、政府を解散することができる (同条第 2 項)。

政府は、主たる政治的な権限として、国際協定の締結 (第 197 条第 1 項 b 号)、共和国議会への法律案の提出 (同項 d 号)、共和国大統領へのレファレンダムの提案 (同項 e 号)、戒厳・緊急事態の布告についての意見表明 (同項 f 号)、共和国大統領への宣戦・講和の提案 (同項 g 号)、共和国議会への会計報告 (同項 h 号) を、主たる立法権限として、デクレト・レイの制定 (第 198 条第 1 項)、政府の組織運営に関する規範制定権 (同条第 2 項) を有する。また、主たる行政権限として、経済及び社会の発展計画の策定・実施 (第 199 条 a 号)、予算執行 (同条 b 号)、法律の執行のための規則制定 (同条 c 号) の権限を有する。

(ii) 公行政

公行政については、その基本原則 (第 266 条)、行政組織原理 (第 267 条)、行政客体の権利及び保障 (第 268 条)、公務員制度 (第 269 条)、軍人等の権利行使の制限 (第 270 条)、公務員の責任 (第 271 条)、警察 (第 272 条) に関する規定が置かれている。

行政機関及び行政職員は、その職務の行使につき、平等、比例、公正、不偏不党及び信義の原則を尊重して、行動しなければならない (第 266 条第 2 項)。

行政組織については、官僚主義の回避 (第 267 条第 1 項) や、効率性・統一性等を妨げない範囲での行政の分権化・集中排除を定めている (同条第 2 項)。

行政客体の権利・保障 (第 268 条) として、情報公開や不服申立てが規定されている。

公務員は、日本と比較し、市民的自由の制限が少なく、特定政党を支持する政治的活動を行うことができる（第 269 条第 2 項）。しかし、表現の自由等が、職務に固有に要請される範囲内で、法律により制限されることはありうるし、ストライキ権も制約されうる（第 270 条）。

公務員は、法律上正当な上司の命令によらない違法行為につき個人責任を負うのが原則とされている（第 271 条）。

警察についても第 272 条で規律され、民主的合法性を守り、治安を維持する職務を遂行し（第 1 項）、警察比例の原則に従い（第 2 項）、犯罪の防止に際しては、市民の権利自由保障を尊重する（第 3 項）、とされる。

(5) 司法

(i) 司法組織

(a) 裁判所の種類

司法組織には、憲法裁判所（第 209 条第 1 項）、最高司法裁判所並びに第 1 審裁判所（原則として、地区裁判所（第 210 条第 3 項））及び第 2 審裁判所（原則として、控訴裁判所（第 210 条第 4 項））（第 209 条第 1 項 a 号）、最高行政裁判所及びその他の行政税務裁判所（同項 b 号）、会計検査院（同項 c 号）があり、このほかに、海事裁判所、仲裁裁判所及び治安判事を置くことができる（同条第 2 項）。

第 1 審においては、特別な権限を有する裁判所及び特定の事項の裁判に特化した裁判所を設置することができる（第 211 条第 2 項）。控訴裁判所及び最高司法裁判所は、専門部を設けて活動することができる（同条第 4 項）。

司法裁判所裁判官の任命、配置、転任及び昇任並びに懲戒行為の遂行は、法律の定めるところにより、司法官高等評議会の権限に帰属する（第 217 条第 1 項）。

司法官高等評議会は、最高司法裁判所長官により主宰され、共和国大統領により任命される 2 人、共和国議会により選任される 7 人、比例代表原則に従い、その同輩により選出される 7 人の裁判官の委員から成る（第 218 条第 1 項）。

最高司法裁判所への昇任は、法律の定めるところにより、裁判官、検察官その他業績を有する法律家に対して開かれた経歴選抜により行われる（第 215 条第 4 項）。最高司法裁判所長官は、その裁判官により選挙される（第 210 条第 2 項）。

検察についても、裁判所に関する第 5 編の中の 1 章（第 4 章）として規定が置かれている。

(b) 憲法裁判所

憲法裁判所¹⁶は、特に法的・憲法的性格の事項についての裁判を行う権限を有する裁判所である（第 221 条）。憲法上の独立の機関であると同時に裁判所の一つでもある、という二重性を有する。すなわち、一方において、裁判所の種類に関する憲法規定は、憲法裁

¹⁶ 佐藤美由紀「ポルトガルにおける憲法統制 (1) 具体的規範統制」『杏林社会科学研究』23 卷 4 号, 2007, pp.15-46; 「同 (2) 抽象的規範統制」『杏林社会科学研究』25 卷 3 号, 2009, pp.41-57; 「同 (3) 事前統制、抽象的不作為統制、憲法裁判所のその他の権限」『杏林社会科学研究』25 卷 4 号, 2009, pp.35-46; 「同 (4・完) 憲法統制の沿革と憲法裁判所の組織」『杏林社会科学研究』26 卷 4 号, 2010, pp.17-38 参照。

判所を裁判所組織の筆頭に位置付けている（第 209 条第 1 項）。他方において、他の裁判所と異なり、憲法裁判所は、憲法の独立の 1 編を構成する。その構成と権限につき憲法に直接の定めがあるほか、一般の裁判所の組織・権限とその裁判官の地位が政府への委任の可能性を認めつつ原則として共和国議会の立法権限に留保されている（第 165 条第 1 項 p 号）のに対して、憲法裁判所の組織、運営、手続に関する立法は、共和国議会への絶対的留保事項であり（第 164 条 c 号）、手続の加重された組織法律の対象である（第 166 条第 2 項）。

憲法裁判所は 13 人の裁判官により構成される。そのうち 10 人は共和国議会が任命し、3 人は共和国議会により任命された憲法裁判所裁判官が選任する（第 222 条第 1 項）。13 人の裁判官のうち、6 人は憲法裁判所以外の裁判官から選ばれ、残り 7 人は裁判官以外の法律家から選ばれる（同条第 2 項）。裁判官の任期は 9 年で再任は認められない（同条第 3 項）。具体的審査については小法廷での活動も可能であり（第 224 条第 2 項）、長官又は副長官と 4 名の裁判官から成る専門化されない 3 つの小法廷が置かれている（憲法裁判所の組織、運営及び手続に関する法律（1982 年法律第 28 号）第 41 条第 1 項）。

憲法裁判所には、(ii) で述べる法規範の憲法統制以外にも、重要な権限が委ねられている。憲法は、共和国大統領の死亡や職務遂行の一時的障害の確認、共和国議会の同意を得ずに国外に滞在したことによる失職と職務遂行上の犯罪により有罪判決を受けたことによる解職の場合の共和国大統領の失職の確認、選挙訴訟、共和国大統領候補者の死亡や大統領職の遂行の不能の確認、政党の設立の合法性の審査、レファレンダムの合憲性・合法性審査、議席喪失の訴訟、政党の機関の選挙及び決定に対する異議の審査という 8 つの事項について、憲法裁判所の管轄とするが（第 223 条第 2 項）、これらに限らず、法律により憲法裁判所の権限を拡大することが認められている（同条第 3 項）。

(ii) 憲法適合性の審査

憲法適合性の審査には、抽象的審査と具体的審査の 2 種があり、抽象的審査には、事前審査、事後的抽象的審査、抽象的不作為違憲審査の 3 種がある。

(a) 抽象的審査

(ア) 事前審査

全ての法規範が事前審査の対象となるのではなく、①条約 (tratado)、法律、デクレト・レイ、国際協定 (acordo internacional)¹⁷ と②地域立法デクレトが対象となる。

①条約、法律、デクレト・レイ、国際協定

条約の批准は共和国大統領の権能であるが（第 135 条 b 号）、この批准の前に共和国大統領によって申立てがなされる。法律及びデクレト・レイの公布には共和国大統領の審署が必要であるが（第 134 条 b 号、第 136 条第 1 項）、この審署のために共和国大統領に送付された議会可決案又は政府承認案も、共和国大統領による公布の前に事前審査の対象となる。国際協定も共和国大統領の署名を要するが（第 134 条 b 号）、共和国大統領は署名

¹⁷ 条約は共和国議会による承認（第 161 条 i 号）と大統領による批准（第 135 条 b 号）という正式の手続を経て締結される国際法の形式であり、国際協定は原則として政府の承認により締結される（第 197 条 c 号）国際法の形式である。

前に憲法裁判所の憲法適合性の事前審査を求めることができる（第 278 条第 1 項）。

なお、一般の法律と異なり、組織法律としての審署のために共和国大統領に送付された議会可決案については、共和国大統領のほか、首相又は共和国議会の在籍議員の 5 分の 1 も事前審査を憲法裁判所に要請することができる（第 278 条第 4 項）。

組織法律については、事前審査の要請がなされると、憲法裁判所の意見の表明がなされるまでは、共和国大統領は審署をすることができない（第 278 条第 7 項）。

②地域立法デクレト

地域立法デクレトの公布には共和国代理人（後述）の署名を必要とするが（第 233 条第 1 項）、共和国代理人は署名前に憲法裁判所に自治地域の立法議会が可決した地域立法デクレト案の憲法適合性の事前審査を要請できる（第 278 条第 2 項）。

憲法裁判所は、25 日以内に意見を表明しなければならない。この期限は、緊急の場合には共和国大統領により短縮される（同条第 8 項）。

憲法裁判所により違憲であるとの意見が表明されると（第 279 条）、議会が可決した法律案、政府が承認したデクレト・レイ案、自治地域の立法議会が可決した地域立法デクレト案、国際協定について、共和国大統領又は共和国代理人（地域立法デクレトの場合）により拒否されたことになり、可決又は承認した機関に返付される（同条第 1 項）。返付された議会可決案については、共和国議会が違憲とされた規定を削除しなければ、共和国大統領の審署又は署名はなされない。ただし、出席議員の 3 分の 2 の多数であって、在籍議員の絶対多数を超えるものにより再度承認された場合には、共和国大統領は審署又は署名することができる（同条第 2 項）。条約についても、憲法裁判所が違憲性を表明した場合でも、出席議員の 3 分の 2 の多数であって、在籍議員の絶対多数を超えるものにより承認された場合には、批准できる（同条第 4 項）。

法律、デクレト・レイ、地域立法デクレトの場合には、憲法裁判所が違憲性を表明しない場合には、共和国大統領又は共和国代理人は、審署又は署名するか、理由を付して政治的拒否権を行使するかを選択しなければならない（第 136 条、第 233 条）。

（イ）事後的抽象的審査

抽象的審査の対象となるのは第一には全ての規範の違憲性であるが（第 281 条第 1 項 a 号）、それだけでなく一定の下位規範の侵害、すなわち違法性も扱われる。審査の対象となる違法性には、上位の効力を有する法律に違反する立法（(1) 参照）に定められた規範の違法性（同項 b 号）、アソーレスとマデイラという 2 つの自治地域の基本法に違反する地方法令の違法性（同項 c 号）、同基本法において承認された地域の権利を侵害する中央政府の法令の違法性（同項 d 号）がある。

全ての規範について、どのような根拠でも違憲性又は合法性の審査及び宣言を請求できる機関は、共和国大統領（第 281 条第 2 項 a 号）、共和国議会議長（同項 b 号）、首相（同項 c 号）、オンブズマン（同項 d 号）、検事総長（同項 e 号）、共和国議会議員の 10 分の 1（同項 f 号）である。

これに対して、違憲性の宣言の要請が自治地域の権利侵害に基づく場合、又は違法性の宣言の要請が自治地域の基本法違反に基づく場合には、共和国代理人、アソーレスとマデ

イラの自治地域の立法議会、自治地域の立法議会議長、地域政府の長、自治地域の立法議会の議員の10分の1（同項g号）が要請することができる。

違憲性又は違法性の宣言が下された場合には、一般的拘束力をもつ（第281条第1項）。また、宣言は原則として遡及効を有する（第282条第1項）。

(ウ) 抽象的不作為違憲審査

憲法裁判所は、共和国大統領、オンブズマン、自治地域の権利の侵害に基づく場合にはその自治地域の立法議会議長の要請に基づき、憲法規範を執行可能とするために必要な立法措置の不作為による憲法の不実施を審査及び確認する（第283条第1項）。憲法裁判所が不作為による違憲性の存在を確認した場合でも、憲法裁判所に規範定立の権限はなく、また制定機関に定立を命ずるのでもなく、単に所管の立法機関に対しその旨を通知するにとどまる（同条第2項）。

(b) 具体的審査

憲法第209条第1項に規定する全ての裁判所（憲法裁判所、通常司法裁判所、行政税務裁判所、会計検査院）が、具体的審査の権限を有している。

裁判官は、訴訟のどの段階においても憲法問題を審理することができ、憲法問題についての判断は終局判決とはならず、憲法問題の提起は第1審でも上訴審でもなすことができる、とするのが判例である¹⁸。

各裁判官は、職権で違憲審査を行う権限を有するとされる¹⁹。

憲法裁判所への上訴を行うことができるのは、検察と原審の当事者である。違憲性・違法性・自治地域基本法違反が主張されたにもかかわらず、その規範を適用した判決については、違憲性等を争った当事者は上訴することができる（第280条第4項前段）。検察は、裁判所が法律等を違憲として適用を拒否した場合、あるいは憲法裁判所が過去に違憲判断を下したにもかかわらず裁判官が法律等を適用した場合に、憲法裁判所に上訴しなければならない（同条第3項及び第5項）。

憲法裁判所での審理の対象となるのは、判決の違憲性・違法性ではなく、規範の違憲性・違法性である。上訴は、事実問題に関知せず、憲法問題ないし法律問題に限定される（第280条第6項）。

具体的審査においては、判決の効力は個別的である。憲法裁判所の判決についても、基本的にはこれは変わらず、したがって、憲法裁判所の違憲判決の後でも、憲法裁判所で違憲とされた規範を下級裁判所が適用することは禁じられない。また、憲法裁判所の小法廷の間で判断に齟齬が生ずることもありうる。

そこで、具体的審査による違憲判断によっては得られない法的安定性のために、「ユニークな方法」が採用されている。憲法裁判所が具体的審査において同じ規範を3度違憲・違法と判断した場合には、同裁判所は、同裁判所裁判官又は検察の発意により、一般的拘束力をもった違憲・違法宣言を意図して抽象的審査を行うことができるのである（第281条第3項、憲法裁判所の組織、運営及び手続に関する法律第82条）。

¹⁸ Miranda, *op.cit.* (8), p.209.

¹⁹ *ibid.*, p.211.

(6) 自治地域・地方自治

アソーレス諸島とマデイラ諸島については、地理的、経済的、社会的及び文化的な性格並びに島民の歴史的な自治主義的な切望に基づき、固有の自律性の高い政治行政制度が採用されている（第 225 条第 1 項）。後発地域でもあるので、その経済的助成も積極的に行われる（同条第 2 項、第 229 条第 1 項参照）。自治地域は、いわばその自治地域内の憲法に相当するものとして、政治行政基本法をもつ（第 6 条第 2 項）。各自治地域には、自治地域政府を聴取して共和国大統領が任免する共和国代理人が置かれる（第 230 条第 1 項）。

地方自治体は、原則的には、おおむね日本の町村に相当するフレゲジアー、日本の市に相当するムニシピーオ及び行政地域である（第 236 条第 1 項）。ただし、行政地域は未だ設置されておらず県による区分が存続している（第 291 条）。地方自治体は、固有の財政権（第 238 条）、規則制定権（第 241 条）を有する。地方自治体は、その機関の権限に含まれる事項を、地方レファレンダムに付することができる（第 240 条）。

4 安全保障・平和主義

(1) 平和主義・安全保障

基本原則において、国際関係における原則として、国際紛争の平和的解決が謳われている（第 7 条第 1 項）。

ポルトガルは、諸民族間の関係における平和及び正義を確保することができる国際秩序の形成を目指し、帝国主義、植民地主義その他あらゆる形態の諸民族間における攻撃、支配及び搾取の廃止、全般的で、同時的で、かつ管理された軍備縮小、政治軍事的連合の解消及び集団的安全保障体制の確立を支持し（同条第 2 項）、平和のための欧州諸国の活動の強化に努力する（同条 5 項）。

また、相互主義の条件の下に、民主的法治国家の基本原則及び補完性の原則を尊重するとともに、経済的、社会的及び領土的な結束並びに自由、安全及び司法の領域²⁰の実現並びに共通外交安全保障政策の決定及び実施を目指して、欧州統合の建設及び強化に必要な権限を、共同して、協力して、又は欧州連合の諸機関が行使することについて、協定することができる（同条第 6 項）。

友好、平和、防衛、国境変更及び軍事事項に関する条約を承認することは、共和国議会の権限である（第 161 条 i 号）。

(2) 国の防衛、軍隊

第 3 部の第 10 編（第 273 条～第 276 条）には、国の防衛についての定めがある。

国の防衛を確保することは、国の義務である（第 273 条第 1 項）。国の防衛は、憲法秩序、民主的制度及び国際条約を尊重して、あらゆる国外からの攻撃又は威嚇に対し、国の独立、

²⁰ アムステルダム条約により欧州連合が導入した概念で、人々が自由かつ安全に法的に守られた状態で移動できる領域を意味する（「より安全な欧州を目指して—「自由・安全・司法の領域」の確立」『europe』Autumn 2005, pp.14-15 等参照。）。

領土の保全並びに住民の自由及び安全を保障することを目的とする（同条第2項）。

共和国大統領により主宰され（第133条o号）、共和国議会により選挙される構成員を含む、法律の定める構成を有する国防高等評議会は、国の防衛並びに国軍の組織、運営及び規律に関する事項についての特別の諮問機関であり、法律により付与された行政権限を保有することができる（第274条）。

国軍は、共和国の軍事的な防衛の責務を負う（第275条第1項）。共和国大統領は、国軍最高司令官として（第120条）、その職務を遂行する（第134条a号）。

共和国大統領は、政府の提案に基づき、国軍総参謀本部議長、国軍総参謀本部副議長（置かれている場合）及び国軍の陸海空の3軍の参謀総長を、後2者の場合には国軍総参謀本部議長の意見を聴いた上で、任免する（第133条p号）。政府は、軍事的な国の直接行政の活動を指揮する（第199条d号）。

軍事犯罪の裁判のために軍事裁判所を設置することができ（第209条第4項）、戦争状態期間中には軍事裁判所が当然に設置される（第213条）。

祖国の防衛は、全てのポルトガル人の基本的な権利及び義務とされている（第276条第1項）。徴兵制か志願兵制かの選択は、法律に委ねられている（同条第2項）。武器を持つ兵役の不適格者は代替役務等に従事する（同条第3項）。兵役に対する良心的拒否者は、武器を持つ兵役と同等の期間及び困難度の代替役務に従事する（同条第4項）。

いかなる市民も、軍事的な義務又は義務としての代替役務を履行しない場合には、国その他の公的主体の職を維持又は獲得することができない（同条第6項）。いかなる市民も、兵役又は代替役務の履行により、その配置、社会的給付又は常勤雇用において、不利益を受けない（同条第7項）。

共和国議会議員は、兵役、代替役務又は徴用の延期の特権を享受する（第158条a号）。

(3) 国家緊急権

外国の軍隊による現実の若しくは切迫した攻撃、民主的な憲法秩序への重大な脅威若しくは混乱又は公共災害の場合に限り、戒厳状態又は緊急事態が布告されることができる（第19条第2項）。

共和国大統領は、政府の意見を聴取し（第138条第1項）、戒厳状態又は緊急事態を布告する（第134条d号）。共和国議会は、その布告を承認し（第138条）、その適用状況について検討する（第162条b号）。共和国議会は、戒厳状態又は緊急事態の有効期間中には解散されない（第172条）。

統治機関は、戒厳状態又は緊急事態の場合には、権利自由保障の行使を停止することができる（第19条第1項）。しかし、戒厳状態又は緊急事態の布告は、いかなる場合においても、生命、個人としての完成性、個人のアイデンティティー、民事上の行為能力及び市民権に対する権利、刑法の不遑及、被告人の防御権並びに良心及び宗教の自由を害することはできない（同条第6項）。緊急事態は、戒厳状態より布告の前提条件の重大性が低い場合に布告され、停止されうる権利自由保障の一部の停止を決定することができるにすぎない（同条第3項）。戒厳状態又は緊急事態の選択並びにそれぞれの布告及び施行は、比

例原則を尊重しなければならない、また、特にその範囲及び期間並びに使用される手段については、憲法の平常状態の迅速な回復に厳密に必要なものに限定されなければならない（同条第4項）。布告された状態は、15日（宣戦布告に伴う場合には法律の定める期間）を超えることはできないが、更新可能である（同条第5項）。

III 憲法改正手続

改正の提案権を有するのは、共和国議会議員である（第285条第1項、第156条a号）。改正案の提出が散発的に行われるのを回避するため、1つの憲法改正案が提出された場合には、他の改正案はいずれも30日以内に提出されなければならない（第285条第2項）。

憲法改正の権限を有するのは、共和国議会である（第284条、第161条a号）。共和国議会は、直近の通常改正法律の公布から5年経過後に、憲法を改正することができる（第284条第1項）。5年の経過前であっても、共和国議会は、いつでも、在籍議員の5分の4の多数により特別の改正の権能を獲得することができる（同条第2項）。憲法の改正は、在籍議員の3分の2の多数により承認される（第286条第1項）。

承認された憲法の改正は、単一の改正法律に統合される（同条第2項）。この改正法律に対しては、共和国大統領は審署を拒否することができない（同条第3項）。憲法の改正は、代替、削除及び追加という形で、憲法典の適切な位置に挿入される（第287条第1項）。こうして新しい正文となった憲法が、改正法律とともに公布される（同条第2項）。

憲法改正については、明文でその内容上の限界が示されている。憲法改正法律は、a) 国の独立及び国の統合、b) 政府の共和政体、c) 教会の国家からの分離、d) 市民の権利自由保障、e) 労働者、労働者委員会及び労働組合団体の権利、f) 生産手段の所有に関する公共部門、民間部門及び協同組合的社会的部門の共存、g) 混合経済の領域における経済計画の存在、h) 統治機関、自治地域の機関及び地方政府の機関の公選職を占める者の任命における、普通、直接、秘密かつ定期的投票並びに比例代表制、i) 表現及び政党を含む政治組織の多元性²¹並びに民主的な野党の権利、j) 統治機関の分立及び相互依存、l) 法規範の作為又は不作為の憲法適合性の審査、m) 裁判所の独立、n) 地方自治体の自治、o) アソーレス諸島及びマデイラ諸島の政治行政的な自治、という諸事項を尊重しなければならない（第288条）。

憲法改正を行うことが禁じられる状況的限界も定められ、戒厳状態又は緊急事態の有効期間中には、いかなる憲法改正の行為も行おうことができないことが明示されている（第289条）。

IV 結語 一最近の憲法的諸課題

最後に、最近の憲法改正案の主題と、憲法裁判所で扱われ、ポルトガル社会で大きな話題となった問題を取り上げる。

²¹ 第2条の「民主主義の表現及び政治組織の多元性…に基づく民主的法治国家としてのポルトガル共和国」を踏まえたものである。

1 最近の憲法改正案

I. 2で述べたように、これまでの改正は、第1次の1982年改正を皮切りに、2005年の第7次憲法改正が直近の改正である。その後、第8次憲法改正案が、2010年に10件提出されている。すなわち、同年9月16日には、社会民主党の議員から、イデオロギーと国家主義的綱領的指針の憲法からの追放、政治行政制度の信頼の強化、社会国家の強化を目的とした改正案（改正案第1号）が、同年10月8日には、ポルトガル共産党の議員から、国家主権の欧州連合機構への移譲や国内法に対する欧州連合規範の優位を認める規範の削除をはじめとする多岐にわたる内容の改正案（改正案第2号）が提出された。同月13日には、緑の党の議員から、環境保護強化を目的とした改正案（改正案第3号）が、左派ブロックの議員から、多岐にわたる公共政策強化の改正案（改正案第4号）が、人民党の議員から、前文や、「巨大私有地」「自主管理」「生産手段の収用」といった集産主義的社会モデルを前提とする表現を削除する改正案（改正案第5号）が、提出された。同月15日には、社会民主党の議員から、地方自治に関する改正案（改正案第6号）が、提出された。同月18日には、社会民主党、社会党及び人民党の議員から、それぞれ憲法改正案が提出された。社会民主党の議員の案は2件あり、自治地域の自治強化の改正案（改正案第7号）と、大統領の解散権の行使への明確な基準の設置を目的とする改正案（改正案第8号）、社会党の議員の案は、社会国家的憲法保障の強化と政治的及び財政的な安定の促進に利する制度の強化を目的とするもの（改正案第9号）、人民党の議員の案は、自治地域立法権及びこれと統治機関への留保事項との関係の明確化を目的とするもの（改正案第10号）であった。これら全ての改正案は、いずれも共和国議会の解散・総選挙に伴い廃案となった²²。

2 2012年における事後的抽象的審査の主題

2012年に憲法裁判所の大法廷判決が下された事後的抽象的審査で取り上げられた事件は、次のものである²³。

①判決第25号は、事務弁護士会規約が、公的団体の設立・組織について規定する第267条第4項及び間接行政に関する後見監督について規定する第199条d号に反するとしてオンブズマンが提訴したものである。憲法裁判所は違憲との判断を下さなかった。

②判決第88号は、2010年マデイラ地域立法デクレト第24号が、憲法の定める職業選択の自由（第47条第1項）に関する共和国議会の立法権限の相対的留保（第165条第1項b号）、地域立法権の範囲（第227条第1項a号、第228条第1項）、憲法上の政府の権限留保規定（第198条a号、第199条d号）、自治地域立法権の範囲（第227条第1項a号、第228条第1項）を侵害するとして共和国検事総長が提訴したものである。

憲法裁判所は、地域の「民間役務の電気設備の実施活動」に関する業務基準を規律する、2010年マデイラ地域立法デクレト第24号第1条～第15条が、「それぞれの政治行政基本

²² ポルトガル議会サイト <<http://www.parlamento.pt/>>

²³ ポルトガル憲法裁判所サイト <<http://www.tribunalconstitucional.pt/>>

法に定める事項であって、統治機関に留保されていないものについて、地域的範囲内で立法すること」を認める、第 227 条第 1 項 a 号と、権利自由保障については、政府に委任を付与した場合を除き、共和国議会の排他的な立法権限とする、第 165 条第 1 項 b 号に反して違憲であると宣言した。

③判決第 89 号は、弁護士会研修規則が、憲法の定める法律への留保（第 18 条第 2 項及び第 3 項）に違反して職業選択の自由（第 47 条第 1 項）を制限し、権利自由保障に関する共和国議会の立法権限の相対的留保（第 165 条第 1 項 b 号）に反するとして、オンブズマンが提訴したものである。

憲法裁判所は、弁護士会研修規則の、研修の初期段階での補習で行われる評価試験において思わしくない順位を得た場合又は構成員となるための書面での試験に反復して欠席した場合（弁護士会研修規則第 24 条第 3 項及び第 4 項）、補完的研修の段階での補習における成績向上の欠如が確認された場合（同規則第 36 条第 2 項第 2 段）、補完的研修の段階における補習において行われる補習の口頭試験における不合格の場合（同規則第 42 条第 5 項第 2 段）について、3 年間、弁護士研修課程への登録の権限を失わせる規定は、自由な職業選択に対する権利（第 47 条第 1 項）については共和国議会の法律又は立法委任する法律に基づき発せられたデクレト・レイによってのみ規律されねばならない以上（第 165 条第 1 項 b 号）、違憲であると、宣言した。

④判決第 187 号は、アソーレス自治地域の立法議会の議員団が、地域立法デクレトの違法性を訴えたものである。

憲法裁判所は、薬局の許可を実質的に規律すべき一般原則も定めず、地域規律デクレトに包括的に委ねる、2011 年アソーレス地域立法デクレト第 6 号第 27 条は、全ての「薬局の運営の制度」には地域立法デクレトの留保を定め、この制度に含まれる事項を行政活動から除く、アソーレス自治地域政治行政基本法第 59 条第 2 項 e 号に反し、違法であると宣言した。

⑤判決第 229 号は、共和国議会の議員団が、軍事懲戒規則が憲法上の罪刑法定主義（第 29 条）に反するとして違憲性を訴えたものである。

憲法裁判所は、適切な期間に所轄の裁判所に異議申立てを行う可能性を軍事懲戒規則の中で保障せず、国軍総参謀本部議長又は陸海空軍の各参謀総長に対する不服申立ての受理が拒否された後直ちに懲戒拘禁刑が執行されることを規定している、軍事懲戒規則第 51 条第 1 項最終部分は、軍人に課される懲戒拘禁は所轄の裁判所への上訴の保障を伴うとする、憲法第 27 条第 3 項 d 号に反して、違憲であると宣言した。

⑥判決第 353 号は、共和国議会の議員団が、2012 年度国家予算に関する法律（2011 年法律第 64-B 号）の違憲性を訴えたものである（後述）。

⑦判決第 404 号は、オンブズマンが、国防法（2009 年組織法律第 1-B 号）を承認する 2009 年の組織法律第 1 号と、オンブズマンに国防事項・軍事事項について苦情を提出する制度を定める 1995 年の法律第 19 号が、憲法のオンブズマン規定（第 23 条）と権利自由保障の効力規定（第 18 条）に反するとして違憲宣言を求めたものである。

憲法裁判所は、軍人によるオンブズマンへの苦情の提出のために法律が定める階層制の

手段が事前に尽きることを課す、国防法第 34 条第 1 項と、オンブズマンへの国防及び国軍に関する苦情の制度に関する法律（1995 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項については、違憲性は認めなかったが、国防法第 34 条第 1 項の中の、不服ある軍人自身の権利自由保障の侵害が生じる場合に、国軍の行為又は不作為を理由として、オンブズマンに苦情の提出の可能性を限定する部分に関して、権利自由保障の性質をもたない基本的権利の侵害の場合が除外され、また第三者の権利侵害の場合も除外されるのは、「市民は、公権力の作為又は不作為についての苦情をオンブズマンに提出することができる。」として、そのような対象除外を行っていない、オンブズマンについて規定する、第 23 条に反して、違憲であると宣言した。

⑧判決第 411 号は、マデイラ自治地域の教職規約を変更する、2012 年の地域立法デクレトが憲法上の労働組合団体の権利規定（第 56 条）に反するとしてマデイラ自治地域の立法議会の議員団が違憲審査を求めたものである。憲法裁判所は、原告適格がないとして、請求を却下した。

⑨判決第 412 号は、アソーレス自治地域の立法議会の議員団が、2011 年に得た個人所得税が課される所得に対する特別の追加税を承認する、個人所得税法を改正する 2011 年法律第 49 号第 2 条第 4 項が、自治地域の政治行政基本法及び財政法の定めるところにより、自治地域において徴収され、又は発生した税収について、自治地域が使用することを定める、憲法第 227 条第 1 項 j 号等に反するとして違憲性を訴えたものである。憲法裁判所は、違法性も違憲性も、認めなかった。

⑩判決第 539 号は、14 歳以上のアマチュアのサッカー参加者について、スポーツ年度末に、移籍の自由の条件として「訓練料」の支払を創設する、ポルトガル・サッカー連盟の選手登録及び移籍に関する規約の第 8 条第 2 項は、スポーツを通じて、憲法上の人格を発展させる権利（第 26 条第 1 項）について規定するものであり、それは権利自由保障については、政府に委任を付与した場合を除き、共和国議会の排他的な立法権限とする憲法第 165 条第 1 項 b 号に反するとして、共和国検事総長が提訴したものである。憲法裁判所は、既に上記規定はその後に承認された新たな選手登録及び移籍に関する規約により黙示的に廃止されているとして、違憲宣言の請求を却下した。

⑪判決第 568 号は、アソーレス自治地域の立法議会の社会党議員が、2012 年度国家予算に関する法律第 212 条が、自治地域の税収使用権限を定める憲法第 227 条第 1 項 j 号及び自治体財政に関する第 238 条に違反するとして、提訴したものであるが、憲法裁判所は、違憲性を宣言しなかった。

3 予算法律

これらの判決中、⑥判決第 353 号は、各国の新聞等でも報じられた、財政危機に対する緊縮財政政策の一部を違憲とする判決である。共和国議会の議員団が、公務員及びその退職者の休暇・クリスマス賞与の支払の停止を定める、2012 年度国家予算に関する法律第 21 条、第 25 条の違憲性を訴えたものである。

憲法裁判所は、(a)2012年度国家予算法律の第21条、第25条は、本質的に租税を通じて国家によりその犠牲が求められる市民と、この手段によってばかりでなく、給与及び離職・退職年金を求めるその権利の重要部分の切除を通じて、累積的にその犠牲が求められる市民との、二重の取扱をもたすことが、憲法第13条に保障される平等原則の侵害にあたり、「公職の給与に対する平等」についての平等原則に反して違憲であることを宣言した。同時に、(b) 法的安定性、衡平性の原理又は例外的に重大な公益が要求する場合には、限定された範囲内の違憲性の効果を定めることができるとする、憲法第282条第4項を用いて、2012年の賞与の支払停止には判決が適用されないことを述べた。

(a)については、3名の裁判官の反対意見があり、(b)については、1名の反対意見があり、効力に関して2名の補足意見がある。

2013年度予算法律についても、2013年4月5日、憲法裁判所は、公務員及びその退職者の賞与の減額と失業給付の削減につき、平等原則違背を理由に違憲判決を下した²⁴。これに対して、政府は大いに不満であるものの、判決を尊重する意向を示している²⁵。

²⁴ 四宮信隆在大使コラム（4月）在ポルトガル日本大使館サイト <<http://www.pt.emb-japan.go.jp>>

²⁵ 2013年4月6日付閣議通知、ポルトガル政府サイト <<http://www.portugal.gov.pt>>

ポルトガル憲法翻訳の出典と凡例

以下に掲げる翻訳は、ポルトガル議会ホームページ掲載のポルトガル共和国憲法のテキスト全文 <<http://www.parlamento.pt/Legislacao/Documents/constpt2005.pdf>> の訳出である。

[] 内は訳者において補ったものであり、注は全て訳者のものである。

ポルトガル憲法は、全 296 条と長大であるため、読者の便宜を図るため、下記のとおり目次を作成した。

<目次>

前文

基本原則（第 1 条～第 11 条）

第 1 部 基本的な権利義務

第 1 編 一般原則（第 12 条～第 23 条）

第 2 編 権利、自由及び保障

第 1 章 個人の権利、自由及び保障（第 24 条～第 47 条）

第 2 章 政治参加の権利、自由及び保障（第 48 条～第 52 条）

第 3 章 労働者の権利、自由及び保障（第 53 条～第 57 条）

第 3 編 経済的、社会的及び文化的な権利義務

第 1 章 経済的な権利義務（第 58 条～第 62 条）

第 2 章 社会的な権利義務（第 63 条～第 72 条）

第 3 章 文化的な権利義務（第 73 条～第 79 条）

第 2 部 経済組織

第 1 編 一般原則（第 80 条～第 89 条）

第 2 編 計画（第 90 条～第 92 条）

第 3 編 農業政策、商業政策及び工業政策（第 93 条～第 100 条）

第 4 編 財政制度及び租税制度（第 101 条～第 107 条）

第 3 部 政治的権力の組織

第 1 編 一般原則（第 108 条～第 119 条）

第 2 編 共和国大統領

第 1 章 地位及び選挙（第 120 条～第 132 条）

第 2 章 権限（第 133 条～第 140 条）

第 3 章 国家評議会（第 141 条～第 146 条）

第 3 編 共和国議会

第 1 章 地位及び選挙（第 147 条～第 160 条）

第 2 章 権限（第 161 条～第 170 条）

第 3 章 組織及び運営（第 171 条～第 181 条）

第4編 政府

第1章 機能及び構造（第182条～第186条）

第2章 編成及び責任（第187条～第196条）

第3章 権限（第197条～第201条）

第5編 裁判所

第1章 一般原則（第202条～第208条）

第2章 裁判所の組織（第209条～第214条）

第3章 裁判官の地位（第215条～第218条）

第4章 検察（第219条～第220条）

第6編 憲法裁判所（第221条～第224条）

第7編 自治地域（第225条～第234条）

第8編 地方政府

第1章 一般原則（第235条～第243条）

第2章 フレゲジアー（第244条～第248条）

第3章 ムニシールピオ（第249条～第254条）

第4章 行政地域（第255条～第262条）

第5章 住民組織（第263条～第265条）

第9編 公行政（第266条～第272条）

第10編 国の防衛（第273条～第276条）

第4部 憲法保障及び憲法改正

第1編 憲法適合性の審査（第277条～第283条）

第2編 憲法改正（第284条～第289条）

最終規定及び経過規定（第290条～第296条）

ポルトガル共和国憲法
CONSTITUIÇÃO DA REPÚBLICA PORTUGUESA

前文

1974年4月25日、国軍運動は、ポルトガル人民の長期にわたる抵抗を完遂し、その深く根差した感情を体現して、ファシズム体制を打破した。

ポルトガルを独裁、抑圧及び植民地主義から解放したことは、ポルトガル社会の革命的变化及び歴史的転換の開始を意味した。

この革命は、ポルトガル人に基本的な権利及び自由を回復した。これらの権利及び自由の行使において、人民の正統な代表者は、国の切望にこたえる憲法の制定のために集合した。

憲法制定議会は、ポルトガル人民の意思を尊重して、より自由で、より公正で、かつ、より友愛的な国の建設を目指すとともに、国の独立を守り、市民の基本的権利を保障し、民主主義の基本原則を確立し、民主的法治国家の優越を確保し、及び社会主義社会への道を開くというポルトガル人民の決断を確認する。

憲法制定議会は、1976年4月2日の本会議に集会し、以下のポルトガル共和国憲法を承認し、公布する。

基本原則

第1条 ポルトガル共和国

ポルトガルは、個人の尊厳及び人民の意思に基づき、自由、公正かつ連帯的な社会の建設に努める、主権を有する共和国とする。

第2条 民主的法治国家

ポルトガル共和国は、経済的、社会的及び文化的な民主主義の実現並びに参加民主主義の浸透を目指す、人民主権、民主的な表現及び政治組織の多元性、基本的な権利及び自由の尊重並びにこれらの実現の保障並びに権力の分立及び相互依存に基づく民主的法治国家とする。

第3条 主権及び合法性

1. 唯一かつ不可分の主権は人民にあり、人民は、この憲法に規定する方式によりこれを行使する。
2. 国は、この憲法に従い、及び民主的な合法性に基づく。
3. 法律並びに国、自治地域、地方政府及びその他の公的主体のその他の法令の有効性は、この憲法との適合性に依存する。

第4条 ポルトガル市民権

法律又は国際条約によりポルトガル市民とみなされる全ての者は、ポルトガル市民とする。

第5条 領土

1. ポルトガルは、ヨーロッパ大陸において歴史的に画定された領土並びにアソーレス諸島及びマデイラ諸島により構成される。
2. 法律は、領海の範囲及び境界、排他的経済水域並びに隣接海底の突出部に対するポルトガルの権利を定める。
3. 国は、ポルトガルの領土又はその領土に行使する主権のいかなる部分も譲渡しない。ただし、国境線の改定を妨げない。

第6条 単一国家

1. 国は、単一制とし、その組織及び運営において、島しょ部の自治制度並びに補完性、地方自治体の自律性及び行政の民主的な分権の諸原則を尊重する。
2. アソーレス諸島及びマデイラ諸島は、政治行政基本法及び固有の政府の機関を有する自治地域を構成する。

第7条 国際関係

1. ポルトガルは、国際関係において、国の独立、人権尊重、諸民族の権利、国家間の平等、国際紛争の平和的解決、他国の国内問題への不干渉並びに人類の解放及び進歩のための全ての他民族との協力の諸原則に従う。
2. ポルトガルは、諸民族間における平和及び正義を確保することができる国際秩序の形成を目指して、帝国主義、植民地主義及びその他のあらゆる形態の諸民族間における攻撃、支配及び搾取の廃止並びに全般的で、同時的で、かつ、管理された軍備縮小、政治軍事的連合の解消及び集団的安全保障体制の確立を支持する。
3. ポルトガルは、自決、独立及び発展に対する諸民族の権利並びに全ての形態の抑圧に対する蜂起の権利を承認する。
4. ポルトガルは、ポルトガル語圏諸国との友好及び協力の特権的きずなな絆を維持する。
5. ポルトガルは、欧州のアイデンティティーの強化並びに諸民族間における民主主義、平和、経済的進歩及び公正のための欧州諸国の活動の強化に努力する。
6. ポルトガルは、相互主義の条件の下に、民主的法治国家の基本原則及び補完性の原則を尊重するとともに、経済的、社会的及び領土的な結束並びに自由、安全及び司法の領域の実現並びに共通外交安全保障政策の決定及び実施を目指して、欧州統合の建設及び強化に必要な権能を、共同して、協力して、又は欧州連合の諸機関が行使することについて、協定することができる。
7. ポルトガルは、個人及び諸民族の権利の尊重を推進する国際的な正義の実現を目指して、ローマ規程において定められた補完性の原則及びその他の条件の下に、国際刑事裁判所の管轄権を受け入れることができる。

第8条 国際法

1. 一般国際法又は国際慣習法の規範及び原則は、ポルトガル法の一部を成す。
2. 正式に批准され、又は承認された国際条約に定められた規範は、その公布後国際的にポルトガル国家を拘束する間、国内法秩序において効力を有する。
3. ポルトガルが参加する国際組織の所管の機関により制定された規範は、それぞれの設立条約において定められている場合には、直接に国内法秩序において効力を有する。

4. 欧州連合を規律する条約の規定及びその機関がそれぞれの権限の行使において制定した規範は、民主的法治国家の基本原則を尊重して、欧州連合法が定める条件により、国内法秩序において適用される。

第9条 国の基本的任務

次の各号に掲げる事項は、国の基本的任務とする。

- a) 国の独立を保障し、並びにそれを促進する政治的、経済的、社会的及び文化的な条件を創設すること。
- b) 基本的な権利及び自由並びに民主的法治国家の原則の尊重を確保すること。
- c) 政治的民主主義を擁護し、並びに国の問題の解決への市民の民主的参加を確保し、及び奨励すること。
- d) 経済社会構造の転換及び近代化を通じて、人民の福祉及び生活の質、ポルトガル人との間の実質的平等並びに経済的、社会的、文化的及び環境上の権利の実現を促進すること。
- e) ポルトガル人民の文化遺産を保護し、及びその価値を高め、自然及び環境を守り、天然資源を保存し、並びに適切な国土の整備を確保すること。
- f) ポルトガル語の教育及び持続的な価値の向上を確保し、その使用を擁護し、並びにその国際的な普及を促進すること。
- g) 特にアソーレス諸島及びマデイラ諸島の超周縁的な性格を考慮して、全国土の調和的發展を促進すること。
- h) 男女平等を促進すること。

第10条 普通選挙及び政党

1. 人民は、普通、平等、直接、秘密及び定期の選挙、レファレンダム並びにこの憲法が規定するその他の方法を通じて、政治的権力を行使する。
2. 政党は、国の独立、国の統合及び政治的民主主義の原則を尊重して、人民の意思の組織化及び表明のために競う。

第11条 国の象徴及び公用語

1. 共和国の主権並びにポルトガルの独立、統合及び完全性の象徴である国旗は、1910年10月5日の革命により樹立された共和国が採用したものとする。
2. 国歌は、「ポルトガルの歌」とする。
3. 公用語は、ポルトガル語とする。

第1部 基本的な権利義務

第1編 一般原則

第12条 普遍性の原則

1. 全ての市民は、この憲法に規定する権利を享受し、及び義務に服する。
2. 法人は、その性質と調和する権利を享受し、及び義務に服する。

第13条 平等原則

1. 全ての市民は、等しい社会的尊厳を有し、法の前に平等とする。
2. 何人も、血統、性別、人種、言語、出身地、宗教、政治的若しくはイデオロギー的な信条、教育、経済状況、社会的身分又は性的指向を理由として、特権を受けず、利益を受けず、損害を受けず、いかなる権利も剥奪されず、又はいかなる義務も免除されることはない。

第14条 在外ポルトガル人

外国に滞在し、又は居住するポルトガル市民は、国内にいないことと両立する範囲内で、権利の行使における国の保護を享受し、及び義務に服する。

第15条 外国人、無国籍者、欧州市民

1. ポルトガルに滞在し、又は居住する外国人及び無国籍者は、ポルトガル市民〔と同等〕の権利を享受し、及び義務に服する。
2. 政治的権利、優れて専門的な性格を有するものでない公務の遂行並びにこの憲法及び法律により排他的にポルトガル市民に留保された権利及び義務は、前項の規定から除かれる。
3. ポルトガルに永住するポルトガル語圏諸国の市民には、共和国大統領、共和国議会議長、首相、諸最高裁判所の長官の職への就任並びに軍隊及び外交官職における任務を除き、法律の定めるところにより、かつ、相互主義の条件の下に、外国人に付与されない権利が認められる。
4. 法律は、相互主義の条件の下に、国内に居住する外国人に、地方自治体の機関の構成員の選挙のための選挙権及び被選挙権を与えることができる。
5. 法律は、また、相互主義の条件の下に、ポルトガルに居住する欧州連合加盟国の市民に対し、欧州議会議員の選挙権及び被選挙権を与えることができる。

第16条 基本的権利の範囲及び意味

1. この憲法で承認された基本的権利は、法律及び国際法が適用される規則に定められた他のいかなる権利も排除しない。
2. 基本的権利に関する憲法及び法律の規定は、世界人権宣言に従い解釈され、及び統合されなければならない。

第17条 権利、自由及び保障の制度

権利、自由及び保障の制度は、第2編に規定するもの及び類似の性質を有する基本的権利に適用する。

第18条 法的効力

1. 権利、自由及び保障に関する憲法規定は直接適用され、並びに公的主体及び私的主体を拘束する。
2. 法律は、この憲法に明示的に規定する場合に限り、権利、自由及び保障を制限することができる。当該制限は、憲法上保護される他の権利又は利益の救済のための必要に限定されなければならない。
3. 権利、自由及び保障を制限する法律は、一般的かつ抽象的な性格を具備しなければならず、かつ、遡及効を有することも、憲法規定の本質的内容の範囲及び射程を縮小することもできない。

第 19 条 権利の行使の停止

1. 統治機関は、この憲法に規定する方式で布告された戒厳状態又は緊急事態の場合を除き、共同して又は個別に、権利、自由及び保障の行使を停止することはできない。
2. 戒厳状態又は緊急事態は、外国の軍隊による現実の若しくは切迫した攻撃、民主的な憲法秩序への重大な脅威若しくは混乱又は公共の災害の場合に限り、国土の全域又は一部において、布告することができる。
3. 緊急事態は、前項に規定する前提条件の重大性がより低い場合に布告され、停止することができる権利、自由及び保障の一部の停止を決定することができるにすぎない。
4. 戒厳状態又は緊急事態の選択並びにそれぞれの布告及び施行は、比例原則を尊重しなければならない。また、特にその範囲及び期間並びに使用される手段については、憲法の平常状態の迅速な回復に厳密に必要なものに限定されなければならない。
5. 戒厳状態又は緊急事態の布告は、適切な根拠を有し、かつ、その行使が停止される権利、自由及び保障の特定を含む。布告された状態は、15 日（戦争の宣言に伴う場合にあっては、法律の定める期間）を超えることはできない。ただし、同一の制限を維持しつつ、その時々での更新を妨げない。
6. 戒厳状態又は緊急事態の布告は、いかなる場合においても、生命、個人としての完成性、個人のアイデンティティ、民事上の行為能力及び市民権に対する権利、刑法の不遡及、被告人の防衛権並びに良心及び宗教の自由を害することはできない。
7. 戒厳状態又は緊急事態の布告は、この憲法及び法律に規定する条件によってのみ、憲法の平常状態を変更することができる。特に統治機関及び自治地域の固有の政府の権限及び運営に関する憲法規範の適用又はその機関のそれぞれの公選職員の権利及び免責特権を害することはできない。
8. 戒厳状態又は緊急事態の布告は、憲法の平常状態の迅速な回復に必要なかつ適切な措置をとるための権限を公的機関に付与する。

第 20 条 法へのアクセス及び効果的な裁判上の保護

1. 何人も、法的に保護されるその権利及び利益を守るため、法及び裁判所へのアクセスを保障され、裁判は、経済的資力が不十分であるがために拒否されることはない。
2. 何人も、法律の定めるところにより、法律情報、法律相談、法的支援及びいかなる公的機関にも弁護士を同伴することを求める権利を有する。
3. 法律は、裁判の秘密の適切な保護について定め、及びこれを確保する。
4. 何人も、その関与する事件が、妥当な期間内の、かつ、公平な手続を通じた判決の対象であることを求める権利を有する。
5. 個人の権利、自由及び保障を守るため、法律は、これらの権利への脅威又は侵害に対して効果的かつ適時の保護が得られるように、迅速性及び優先性によって特徴づけられた司法手続を市民に対して確保する。

第 21 条 抵抗権

何人も、公的機関に対して救済を求めることができない場合には、その権利、自由及び保障を害するいかなる命令に対しても抵抗する権利並びにいかなる攻撃をも実力により排

除する権利を有する。

第 22 条 公的主体の責任

国及びその他の公的主体は、その職務の遂行における作為又は不作為及び当該職務遂行を原因とする作為又は不作為であって、権利、自由及び保障の侵害又は第三者への損害をもたらすものについて、その機関の構成員又は公務員若しくは職員と連帯して、民事上の責任を負う。

第 23 条 オンブズマン¹

1. 市民は、公権力の作為又は不作為についての苦情をオンブズマンに提出することができる。オンブズマンは、決定権なくそれらを審査するものとし、不正の防止及び改善のために必要な勧告を所管の機関に対して行う。
2. オンブズマンの活動は、この憲法及び法律に規定する争訟の手段とは独立とする。
3. オンブズマンは、独立機関とし、その職を占める者は、法律が定める期間、共和国議会により任命される。
4. 公行政の機関及び職員は、その任務の遂行において、オンブズマンと協力する。

第 2 編 権利、自由及び保障

第 1 章 個人の権利、自由及び保障

第 24 条 生命に対する権利

1. 人の生命は、不可侵とする。
2. いかなる場合においても、死刑は存在し得ないものとする。

第 25 条 個人としての完成性に対する権利

1. 個人の精神的及び身体的な完成性は、不可侵とする。
2. 何人も、拷問又は残虐な、品位を傷つける若しくは非人道的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第 26 条 その他の個人的権利

1. 何人にも、個人のアイデンティティ、人格の発展、民事上の行為能力、市民権、名声及び評判、肖像、意見表明、私生活及び家族生活のプライバシーの確保並びにあらゆる形態の差別からの法的保護に対する権利が認められる。
2. 法律は、個人及び家族に関する情報の不当な又は人の尊厳に反する取得及び利用に対する効果的な保障について定めるものとする。
3. 法律は、特に技術の創造、開発及び利用並びに科学実験において、個人の尊厳及びヒトの遺伝学的同一性を保障するものとする。
4. 市民権の剥奪及び民事上の行為能力の制限は、法律に規定する場合及び条件においてのみ行うことができ、政治的目的をその根拠とすることはできない。

¹ 原語は、Provedor de Justiça。文字どおり訳すと、「正義提供者」となる。

第 27 条 自由及び安全に対する権利

1. 何人も、自由及び安全に対する権利を有する。
2. 何人も、法律による可罰行為を実行したことに対する拘禁刑を伴う裁判所の有罪判決又は保安処分の裁判所による適用の結果である場合を除き、自由を全面的又は部分的に奪われることはない。
3. 次の各号に掲げる場合には、法律の定める期間及び条件における自由の剥奪は、前項の原則の限りでない。
 - a) 現行犯逮捕
 - b) 最高刑が 3 年を超える拘禁刑に相当する故意犯の実行の有力な証拠による逮捕又は勾留
 - c) 国内に不法に侵入し若しくは在留する者又は引渡し若しくは国外追放の手段中である者に対する、拘禁、逮捕又は司法上の統制に服するその他の強制措置
 - d) 所轄の裁判所への上訴の保障を伴い軍人に課される懲戒拘禁
 - e) 所轄の司法裁判所により決定された、適切な施設における保護、支援又は教育の措置に未成年者が服すること。
 - f) 裁判所の判決への不服従による又は所轄の司法機関への出頭を確保するための、裁判所の決定による逮捕
 - g) 厳密に必要な場合及び期間における、本人確認のための被疑者の逮捕
 - h) 所轄の司法機関により命じられ、又は確認された、精神障害者の適切な治療施設への収容
4. 自由を剥奪された全ての者は、その拘禁又は逮捕の理由及び自己の権利について、直ちに、かつ、理解しやすい形で告知されなければならない。
5. この憲法及び法律の規定に反する自由の剥奪は、法律の定める条件により、被害者に賠償する義務を国に課する。

第 28 条 勾留

1. 逮捕は、最長 48 時間以内に、自由の回復又は適切な強制措置の発動のために裁判所の判断に付されるものとする。裁判官は、逮捕をもたらした理由を審理し、被留置者にその理由を告知し、尋問を行い、防御の機会を与えなければならない。
2. 勾留は、例外的な性格を有し、保釈又は法律に規定する他のより有利な措置が適用されることができない限り、命じられず、また、継続されない。
3. 自由剥奪の措置を命じ又は継続する裁判所の決定は、被留置者により指定された、その親族又は信任を受けた者に、直ちに通知されなければならない。
4. 勾留は、法律の定める期間に従う。

第 29 条 刑法の適用

1. 何人も、作為又は不作為が処罰されると明記する事前の法律によらなければ有罪判決を下されることはなく、また、その要件が事前の法律において定められていない保安処分を受けることもない。
2. 前項の規定は、その実行の時に一般に承認された国際法の一般原則により犯罪とみなさ

れる作為又は不作為を、国内法の限度において処罰することを妨げない。

3. 事前の法律において明示的に規定されていない刑罰又は保安処分は、適用されることはできない。
4. 何人も、対応する行為又はそれぞれの要件の充足の時の規定よりも重い刑罰又は保安処分を受けることはない。被告人により有利な内容の刑法は、遡及的に適用される。
5. 何人も、同一の犯罪の実行を理由として1回を超えて裁判に付されることはない。
6. 不正に有罪判決を受けた市民は、法律に規定する条件において、再審及び被った損害の賠償を求める権利を有する。

第30条 刑罰及び保安処分の限界

1. 自由を剥奪し、又は制限する刑罰及び保安処分であって、永続的な性格を伴うもの又は無制限若しくは不確定の期間のものは、あってはならない。
2. 重度の精神障害に基づく危険の場合において、開放された環境での治療が不可能であるときは、自由の剥奪又は制限を行う保安処分は、その状態が継続する限り、連続して延長することができる。ただし、〔延長は、〕常に裁判所の決定による。
3. 刑事責任は、他人に転嫁することができない。
4. いかなる刑罰も、いかなる市民的、職業的又は政治的な権利の喪失を必然的な効果として含まない。
5. 自由を剥奪する刑罰又は保安処分を適用された受刑者は、基本的権利の保有者としての資格を維持する。ただし、有罪宣告の意義及びそれぞれの執行に固有の要請に内在する制限を除く。

第31条 人身保護令状

1. 不法な拘禁又は逮捕による権力の濫用に対して、所轄の裁判所に人身保護令状を請求することができるものとする。
2. 人身保護令状の措置は、本人により、又は政治的権利を享受するいかなる市民によっても、請求されることができる。
3. 裁判官は、人身保護令状の請求について、8日以内に対審の法廷において判決を下すものとする。

第32条 刑事訴訟手続の保障

1. 刑事訴訟手続は、上訴を含め、全ての防御の保障を確保する。
2. 全ての被告人は、有罪判決を宣告した裁判が確定するまでは、無罪と推定される。防御の保障と両立する最短の期間で裁判されなければならない。
3. 被告人は、弁護人を選任し、及び全ての訴訟行為においてその補佐を受ける権利を有する。法律は、弁護士の出頭が義務となる場合及び局面を明示する。
4. 全ての予審は、1人の裁判官の権限とする。当該裁判官は、法律の定めるところにより、基本的権利と直接関わりがない予審行為の実施を他の主体に委任することができる。
5. 刑事訴訟は、弾劾構造を有し、裁判の審理及び法律の定める予審行為は、対審の原則に従う。
6. 法律は、裁判の審理を含む訴訟行為において、防御権を保障しつつ、予審被告人又は被

告人の出頭が免除されることができるところについて定める。

7. 被害者は、法律の定めるところにより、訴訟に参加する権利を有する。
8. 拷問、強制、個人の身体的若しくは精神的な完成性の侵害又は私生活、住居、信書若しくは電気通信への不当な介入を通じて取得された全ての証拠は、無効とする。
9. いかなる事件も、事前の法律において管轄が決定された裁判所から除外されることはない。
10. 秩序違反の訴訟及び罰則を科するいかなる訴訟においても、被告人に対し、審理を受ける権利及び防御権が保障される。

第 33 条 追放、引渡し及び庇護権

1. 国土からのポルトガル市民の追放は、認められない。
2. 国内に適法に入国し若しくは在留する者、居住の許可を取得した者又は庇護の申請を提出して拒否されなかった者の追放は、司法機関によってのみ決定されることができる。法律は、決定の迅速な手続を確保する。
3. 国土からのポルトガル市民の引渡しは、国際条約の定める相互主義の条件の下に、テロ及び国際組織犯罪の場合において、請求国の法秩序が公正で公平な手続の保障を認めるときにのみ、認められる。
4. 請求国の法によれば自由を剥奪し又は制限する刑罰又は保安処分で永続的な性格を伴うもの又は不確定期間のものに相当する犯罪を理由とする引渡しは、当該分野において、請求国がポルトガルが拘束される国際条約の当事国であり、かつ、当該刑罰又は保安処分が適用され又は執行されないものとするを保証する場合にのみ、認められる。
5. 前項の規定は、欧州連合の枠組みにおいて定められた刑事司法共助の規範の適用を妨げない。
6. 政治的目的又は請求国の法によれば死刑若しくは身体的な完成性の回復不能な損傷をもたらすその他の刑罰に相当する犯罪を理由とする引渡し及びいかなる名目での送致も、認められない。
7. 引渡しは、司法機関によってのみ決定されることができる。
8. 民主主義、社会及び国の解放、諸民族間の平和、自由及び個人の諸権利のための活動の結果、迫害を受け、又は迫害に著しく脅かされる外国人及び無国籍者に対し、庇護権が保障される。
9. 法律は、政治的難民の地位について定める。

第 34 条 住居及び信書の不可侵

1. 住居並びに信書及びその他の私的通信手段の秘密は、不可侵とする。
2. 市民の意思に反するその住居への立入りは、法律に規定する場合において、法律に規定する方式により、所轄の司法機関によってのみ命じられることができる。
3. 何人も、夜間、いかなる者の住居にも、その同意なく立ち入ることができない。ただし、現行犯のとき、又はテロ並びに人身、武器及び麻薬の取引を含む極めて凶暴な犯罪若しくは高度に組織的な犯罪の場合において、法律に規定する条件により、裁判所の許可を得て行うときは、この限りでない。

4. 信書、電気通信及びその他の通信手段への公的機関の全ての介入は、禁止される。ただし、刑事訴訟手続に関して法律に規定する場合は、この限りでない。

第 35 条 電算情報処理の利用

1. 全ての市民は、法律の定めるところにより、自己に関する電算化データにアクセスする権利を有し、その訂正及び更新を要求することができるとともに、その意図する目的を知る権利を有する。
2. 法律は、個人データの概念並びにその自動処理、接続、送信及び利用に適用される条件について定めるとともに、特に独立行政機関を通じたその保護を保障する。
3. 電算情報処理は、哲学的又は政治的な信条、政党又は組合への帰属、宗教の信仰、私生活及び民族的出身に関するデータの処理のために利用されることはない。ただし、本人の明示の同意による場合、非差別の保障を伴う法律の規定により認められた場合、又は個人を特定しない統計データの処理のためである場合は、この限りでない。
4. 法律に規定する例外的な場合を除き、個人データへの第三者によるアクセスは、禁止される。
5. 単一の国民番号の市民への割当ては、禁止される。
6. 何人も、公共の用に供される情報通信ネットワークへの自由なアクセスを保障される。法律は、国境を越えるデータの流通に適用される制度並びに個人データ及びその防護が国益を理由に正当化されるその他のデータの保護の適切な方法について定める。
7. 手書きカードに記載されている個人データは、法律の定めるところにより、前各項に規定するものと同様の保護を享受する。

第 36 条 家族、婚姻及び親子関係

1. 何人も、完全に平等の条件の下に、家族を形成し、及び婚姻をする権利を有する。
2. 法律は、挙式の方式にかかわらず、婚姻及び死亡又は離婚によるその解消の要件及び効果について定める。
3. 配偶者は、民事上の行為能力及び政治上の能力並びに子の扶養及び教育について、平等の権利及び義務を有する。
4. 婚姻外に生まれた子は、そのことを理由として、いかなる差別の対象となることもなく、また、法律又は官公署は、親子関係に関する差別的な用語を使用することができない。
5. 親は、子の教育及び扶養の権利及び義務を有する。
6. 子は、親から分離されない。ただし、親が子に対するその基本的義務を履行しない場合において、裁判所の決定によるときは、この限りでない。
7. 養子縁組は、法律の定めるところにより、規律され、及び保護される。法律は、その処理のための迅速な手続を定めなければならない。

第 37 条 表現及び情報の自由

1. 何人も、その思想を、言語、表象又はその他の何らかの手段により、自由に表現し、及び公表する権利並びに妨害及び差別を受けることなく、情報を提供し、情報を得、及び情報提供を受ける権利を有する。
2. これらの権利の行使は、いかなる種類又は形式の検閲によっても、妨害され、又は制限

されることはない。

3. これらの権利の行使において犯された違反は、刑法又は秩序違反法の一般原則に従う。その審判は、法律の定めるところにより、それぞれ、司法裁判所又は独立行政機関の管轄とする。

4. 全ての個人又は法人は、平等及び効率の条件の下に、応答及び訂正の権利並びに被った損害の賠償を求める権利を保障される。

第 38 条 出版及び社会的コミュニケーション手段の自由

1. 出版の自由は、保障される。

2. 出版の自由は、次の各号に掲げるものを含む。

a) ジャーナリスト及び協力者の表現及び創作の自由並びにそれぞれの社会的コミュニケーション機関の編集方針へのジャーナリストの関与。ただし、当該機関が、教義的又は宗教的な性格を有する場合は、この限りでない。

b) 法律の定めるところにより、情報源へのアクセス並びに職業上の独立性及び秘密の保護を求め、並びに編集委員会を選ぶジャーナリストの権利

c) 事前の行政の許可、保証金又は資格付与にかかわらず、新聞及びその他のあらゆる出版物を発刊する権利

3. 法律は、一般的な性格として、社会的コミュニケーション機関の所有関係及び資金調達の方法の公表を確保する。

4. 国は、政治的権力及び経済的権力に対する社会的コミュニケーション機関の自由及び独立を確保するとともに、一般報道機関を保有する企業の特異性の原則を定め、これらの企業を差別的でない方法で取り扱い及び支援し、並びに特に複数への出資又は相互出資を通じたその集中を防止する。

5. 国は、ラジオ及びテレビの公共サービスの存在及び運営を確保する。

6. 公共部門の社会的コミュニケーション手段の組織及び運営は、政府、行政及びその他の公権力に対するその独立を擁護するものでなければならず、様々な傾向の意見の表現及び比較対照の可能性を確保するものでなければならない。

7. ラジオ及びテレビの放送局は、法律の定めるところにより、公の競争により付与される免許を通じてのみ運営することができる。

第 39 条 社会的コミュニケーションの規制

1. 社会的コミュニケーション手段において、次の各号に掲げることを確保することは、1の独立行政機関の任務とする。

a) 情報に対する権利及び出版の自由

b) 社会的コミュニケーション手段の所有を集中させないこと。

c) 政治的権力及び経済的権力に対する独立

d) 個人の権利、自由及び保障の尊重

e) 社会的コミュニケーション活動を規制する規範の尊重

f) 様々な傾向の意見の表現及び比較対照の可能性

g) 放送権、応答権及び政治的反論権の行使

2. 法律は、前項に規定する機関の構成、権限、組織及び運営並びに共和国議会により任命された構成員及び当該構成員が選挙した構成員それぞれの地位について定める。

第40条 放送権、応答権及び政治的反論権

1. 政党、組合的団体、職業的団体及び経済的諸活動を代表する団体並びにその他の全国規模の社会的団体は、その重要性及び代表性に従い、かつ、法律の定める客観的な基準により、ラジオ及びテレビの公共サービスにおける放送時間に対する権利を有する。

2. 共和国議会に議席を有する政党で、政府を構成しないものは、法律の定めるところにより、その代表性に従い割り当てられる、ラジオ及びテレビの公共サービスにおける放送時間に対する権利並びに政府の政治声明に対して応答又は政治的な反論を行う権利を有する。その合計時間及び取上げ方は、政府の放送時間及び声明と同等とする。自治地域の立法議会に議席を有する政党は、それぞれの地域内において同様の権利を享受する。

3. 選挙期間中、候補者は、法律の定めるところにより、全国規模及び地域規模のラジオ及びテレビの放送局における、規則正しくかつ公正な放送時間に対する権利を有する。

第41条 良心、宗教及び礼拝の自由

1. 良心、宗教及び礼拝の自由は、不可侵とする。

2. 何人も、その信条又は宗教の実践を理由として、迫害され、権利を剥奪され、又は市民としての責務若しくは義務を免除されることはない。

3. 何人も、個人を特定しない統計データの収集のためである場合を除き、その信条又は宗教の実践について、いかなる公的機関によっても質問されることはなく、回答を拒否したために不利益を被ることもない。

4. 教会及びその他の宗教的共同体は、国から分離され、その組織並びにその儀式及び礼拝の実施において自由とする。

5. それぞれの宗派内において行われるあらゆる宗教の教育の自由及びその活動の追求のための独自の社会的コミュニケーション手段の利用は、保障される。

6. 法律の定めるところにより、良心的拒否に対する権利は、保障される。

第42条 文化的創造の自由

1. 知的、芸術的及び学術的な創造は、自由とする。

2. この自由は、著作権の法的保護を含む、学術的、文学的又は芸術的な作品の考案、制作及び公表に対する権利を含む。

第43条 学習及び教育の自由

1. 学習及び教育の自由は、保障される。

2. 国は、いかなる哲学的、審美的、政治的、イデオロギー的又は宗教的な指針によっても、教育及び文化の計画を策定することができない。

3. 公立学校の教育は、宗教的であってはならないものとする。

4. 私立学校及び協同学校の設立の権利は、保障される。

第44条 移動及び外国移住の権利

1. 全ての市民は、国内のいかなる場所へも、自由に移動し、及び定住する権利を保障される。

2. 何人も、外国に移住し、又は国土から離れる権利及び国土に戻る権利を保障される。

第45条 集会及び示威運動の権利

1. 市民は、いかなる許可も要することなく、公衆に開放された場所においても、平穩に、かつ、武器を携行しないで、集会する権利を有する。

2. 全ての市民は、示威運動の権利を認められる。

第46条 結社の自由

1. 市民は、暴力の促進を志向するものでなく、かつ、その目的が刑法に反するものでない団体であれば、自由に、いかなる許可にも依存することなく、これを設立する権利を有する。

2. 団体は、公的機関に介入されることなくその目的を自由に追求し、また、法律に規定する場合で、かつ、裁判所の決定によるものでなければ、国により解散され、又はその活動を停止されることはない。

3. 何人も、団体の構成員となることを強制されることはなく、また、いかなる手段によっても所属の継続を強いられることはない。

4. 武装団体、軍隊型、軍国主義型又は準軍事組織型の団体及び人種差別主義の組織又はファシズムのイデオロギーを擁護する組織は、認められない。

第47条 職業選択の自由及び公務への就任

1. 何人も、職業又は職種を自由に選択する権利を有する。ただし、集団の利益のため課された法的制限又は本人の能力に固有の制約については、この限りでない。

2. 全ての市民は、平等及び自由の条件の下に、一般には選抜試験を通じて、公務に就任する権利を有する。

第2章 政治参加の権利、自由及び保障

第48条 公的生活への参加

1. 全ての市民は、直接、又は自由に選挙された代表者により、政治生活及び国の公的事項の方向付けに参加する権利を有する。

2. 全ての市民は、国及びその他の公的主体の行為について客観的に説明を受けるとともに、政府及びその他の公的機関により公的事項の運営に関して情報提供を受ける権利を有する。

第49条 選挙権

1. 18歳以上の全ての市民は、一般法に規定する欠格の場合を除き、選挙権を有する。

2. 選挙権の行使は、一身専属とし、市民としての義務を構成する。

第50条 公職就任権

1. 全ての市民は、平等及び自由の条件の下に、公職に就任する権利を有する。

2. 何人も、政治的権利の行使又は公職の遂行により、その配置、その雇用、その職歴又は受給権を有する社会的給付において不利益を被ることはない。

3. 公選職への就任においては、法律は、選挙人の選択の自由並びにそれぞれの職務の遂行の不偏及び独立を保障するために必要な限りにおいて、被選挙欠格を定めることができる。

第 51 条 政治団体及び政党

1. 結社の自由は、政治団体及び政党を設立し、又はこれらに参加する権利並びにこれらを通じて人民の意思の形成及び政治的権力の組織化のために民主的に競う権利を含む。
2. 何人も、1 を超える政党に同時に加入することはできず、また、適法に設立された政党に加入し又は脱退したことを理由として、いかなる権利の行使も剥奪されることはない。
3. 政党は、何らかの宗教又は教会と直接に関連する表現を含む名称及び国又は宗教の象徴と混同され得る標章を使用することができない。ただし、その綱領に着想を与えた哲学又はイデオロギーを損なうものではない。
4. その名称又はその綱領的目的として、地域的な性格又は範囲を有する政党は、設立することができない。
5. 政党は、透明性、民主的な組織及び運営並びに全構成員参加の諸原則により規律されなければならない。
6. 法律は、政党の資金調達規則、特に公的な資金の調達の要件及び限界並びにその財産及び会計の公開の要請について定める。

第 52 条 請願権及び民衆訴訟の権利

1. 全ての市民は、個人的又は集団的に、統治機関、自治地域の固有の政府の機関又はいかなる公的機関に対しても、その権利、この憲法、法律又は一般的利益を守るために、請願、陳情、異議申立て又は苦情を提出する権利及びそれぞれの審査の結果について、妥当な期間内に知らされる権利を有する。
2. 法律は、共和国議会及び自治地域の立法議会に対し集団的に提出された請願が本会議で審議される条件について定める。
3. 特に次の各号に掲げる事項のために、法律に規定する場合において、法律に規定する方法により、何人に対しても、個人的に、又は問題となっている利益を保護する団体を通じて、損害を受けた 1 又は 2 以上の者のために相応の賠償を請求する権利を含む民衆訴訟の権利が付与される。
 - a) 公衆衛生、消費者の権利、生活の質並びに環境及び文化遺産の保全に対する侵害の防止、中止又は司法的な追及を促進すること。
 - b) 国、自治地域及び地方自治体の財産の保護を確保すること。

第 3 章 労働者の権利、自由及び保障**第 53 条 雇用の安定**

労働者に対し、雇用の安定が保障される。正当な理由がない解雇又は政治的若しくはイデオロギー的な理由による解雇は、禁止される。

第 54 条 労働者委員会

1. 労働者の利益の保護及び企業活動への民主的介入のために労働者委員会を設立することは、労働者の権利とする。
2. 労働者は、労働者委員会の設立を決議し、その規則を承認し、及び直接かつ秘密の投票

により、その構成員を選出する。

3. 経済的な再建へのより適切な介入のために、及び労働者の利益を保障する方式として、調整委員会を設立することができる。
4. 委員会の構成員は、組合の役員に対して認められる法的保護を享受する。
5. 次の各号に掲げる事項は、労働者委員会の権利を構成する。
 - a) その活動の遂行に必要な全ての情報を受領すること。
 - b) 企業における経営の監視を行うこと。
 - c) 特に職業訓練活動に関して、又は労働条件の変更が生ずる場合において、企業の再建手続に参加すること。
 - d) それぞれの部門に関する労働関係立法及び経済社会計画の作成に参加すること。
 - e) 企業の社会事業の運営を管理し、又はこれに参加すること。
 - f) 法律の定めるところにより、国又はその他の公的主体に帰属する企業の会社機関への労働者代表の選挙を促進すること。

第 55 条 労働組合の自由

1. 労働者に対して、その権利及び利益を守るためのその団結を構築する条件及び保障である、労働組合の自由が認められる。
2. 労働組合の自由の行使において、労働者に対し、いかなる差別もなく、特に次の各号に掲げる事項が保障される。
 - a) 全ての段階における労働組合団体の設立の自由
 - b) 加入の自由。いかなる労働者も、加入していない労働組合への分担金の支払いを強制されることはない。
 - c) 労働組合団体の組織及び内部規則の制定の自由
 - d) 企業において労働組合活動を行う権利
 - e) それぞれの規約が定める形式での傾向の権利²
3. 労働組合団体は、いかなる許可又は認可も要しない指導機関の定期的かつ秘密投票による選挙に基づき、及び労働組合活動の全局面における労働者の積極的参加に立脚する、民主的な組織及び運営の原則により規律されなければならない。
4. 労働組合団体は、雇用者、国、宗派、政党及びその他の政治団体から独立とし、法律は、労働者階級の団結の基礎である、この独立の適切な保障について定めなければならない。
5. 労働組合団体は、国際的な労働組合組織との関係を確立し、又はこれに加盟する権利を有する。
6. 労働者の選挙された代表者は、情報及び調査に対する権利並びにいかなる方式によるかを問わず、その職務の適法な行使への条件付け又はその圧迫若しくは制限に対して、適切な法的保護を求める権利を享受する。

第 56 条 労働組合団体の権利及び団体協約

1. 労働組合団体は、自らが代表する労働者の権利及び利益の保護を擁護し、及び促進する

² 複数のイデオロギー的傾向の中から選択することができる権利のこと。

権限を有する。

2. 次の各号に掲げる事項は、労働組合団体の権利を構成する。

- a) 労働関係立法の作成に参加すること。
- b) 社会保障機関及び労働者の利益の充足を目的とするその他の組織の運営に参加すること。
- c) 経済社会計画について意見を表明すること及びその実施を監視すること。
- d) 法律の定めるところにより、社会的調整機構において代表されること。
- e) 特に職業訓練活動に関して、又は労働条件の変更が生ずる場合において、企業の再建手続に参加すること。

3. 労働組合団体は、団体協約の権利を行使することができ、この権利は、法律の定めるところにより保障される。

4. 法律は、労働団体協約の締結の適法性及びそれぞれの規範の効力に関する規則について定める。

第 57 条 ストライキに対する権利及びロックアウトの禁止

1. ストライキに対する権利は、保障される。
2. 労働者は、ストライキを通じて守るべき利益の範囲を決定することができる。法律は、この範囲を制限することができない。
3. 法律は、ストライキの間における、備品及び施設の保全及び維持に必要な役務並びに看過できない社会の必要の充足に対応するために不可欠の最小限の役務の提供の条件について規定する。
4. ロックアウトは、禁止される。

第 3 編 経済的、社会的及び文化的な権利義務

第 1 章 経済的な権利義務

第 58 条 労働に対する権利

1. 何人も、労働に対する権利を有する。
2. 労働に対する権利を保障するため、国は、次の各号に掲げる事項を促進する責務を負う。
 - a) 完全雇用政策の実施
 - b) 職業又は職種の選択における機会の平等及びいかなる職務、労働又は職業部門への就労についても性別により妨げられ、又は制限されないための条件
 - c) 労働者の教養面及び技術面における教育並びに職業的な価値の増進

第 59 条 労働者の権利

1. 全ての労働者は、年齢、性別、人種、市民権、出身地、宗教又は政治的若しくはイデオロギー的な信条により差別されることなく、次の各号に掲げる事項に対する権利を有する。
 - a) 相応の生活を保障するための、同一労働同一賃金の原則を遵守する、量、性格及び質に応じた労働の対価

- b) 自己実現を可能とし、職業活動の家族生活との調和を許すための、社会的に尊厳を保つ状態での労働の組織化
 - c) 衛生的、安全及び健康な状態での労働の提供
 - d) 休憩及び余暇、1日の労働時間の上限、週休日並びに定期的な有給休暇
 - e) 非自発的に失業状態に陥った場合の物的な支援
 - f) 労働災害又は職業病の被害者となった場合の支援及び正当な補償
2. 国は、労働者が権利を有する労働条件、対価及び休憩、特に次の各号に掲げる事項を保障する責務を負う。
- a) 他の要因の中でも特に、労働者の必需品、生活費の上昇、生産力の向上水準、経済的及び財政的な安定性の要請並びに成長のための資本蓄積を考慮した、全国最低賃金の設定及び更新
 - b) 全国水準での連続労働時間の上限の決定
 - c) 妊娠中及び出産後の女性の労働並びに未成年者、障害者及び特に過酷な仕事又は非衛生的、有毒若しくは危険な状況下での仕事に従事する者の労働の特別な保護
 - d) 社会的な組織との協同による、休憩及び休暇の施設のネットワークの体系的な展開
 - e) 移出民労働者の労働条件の保護及び社会的給付の保障
 - f) 勤労学生の労働条件の保護
3. 賃金は、法律の定めるところにより、特別の保障を享受する。

第 60 条 消費者の権利

- 1. 消費者は、消費される財及びサービスの質、教育及び情報、健康、安全及びその経済的利益の保護並びに損害の賠償に対する権利を有する。
- 2. 広告は、法律により規律され、あらゆる形態の隠された、間接的又は詐欺的な広告は禁止される。
- 3. 消費者団体及び消費協同組合は、法律の定めるところにより、国の支援及び消費者の保護に関する問題について聴取されることを求める権利を有し、その会員又は集团的若しくは拡散的な利益を守るために訴訟適格が認められる。

第 61 条 私企業、協同組合及び自主管理企業

- 1. 私経済的企業は、この憲法及び法律で定められた枠組みにおいて、かつ、一般の利益を考慮して、自由に運営される。
- 2. 協同組合原則が遵守される限りにおいて、協同組合の自由な設立に対する権利が何人にも認められる。
- 3. 協同組合は、法律の枠組みにおいてその活動を自由に展開するとともに、同盟、連合及び総連合並びに法的に規定されたその他の組織形態に結集することができる。
- 4. 法律は、公的機関が出資した協同組合の組織上の要件について定める。
- 5. 法律の定めるところにより、自主管理の権利が認められる。

第 62 条 私的所有物

- 1. 何人も、この憲法の定めるところにより、私的所有物に対する権利及び生存中の又は死亡によるその譲渡に対する権利を保障される。

2. 公益のための徴発及び収用は、法律の根拠に基づき、かつ、正当な補償の支払を通じてのみ行うことができる。

第2章 社会的な権利義務

第63条 社会保障及び連帯

1. 何人も、社会保障に対する権利を有する。
2. 国は、労働組合団体、その他の労働者代表組織及びその他の受益者代表団体の関与を得て、統一かつ分権的な社会保障制度を組織し、調整し、及び助成する責務を負う。
3. 社会保障制度は、疾病、老齢、障害、配偶者の死亡及び両親の死亡並びに失業及び生活手段又は労働能力が欠如し、又は低下したその他のあらゆる状況にある市民を保護する。
4. 全ての労働期間は、労働が提供された仕事の部門にかかわらず、法律の定めるところにより、老齢及び障害の年金の計算に算入される。
5. 国は、特にこの条、第67条第2項b号、第69条、第70条第1項e号、第71条及び第72条に規定する社会連帯の目的の追求を目指して、法律の定めるところにより、社会連帯の私的施設及び営利的性格を有しない公益が認められるその他の施設の活動及び運営を支援し、及び監督する。

第64条 健康

1. 何人も、健康の保護に対する権利並びに健康を守り、及び増進する義務を有する。
2. 健康の保護に対する権利は、次の各号に掲げるところにより実現される。
 - a) 普遍的かつ一般的であり、かつ、市民の経済的及び社会的な条件を考慮して無償化を目指す全国的な保健サービスを通じて
 - b) 特に幼児、青少年及び高齢者の保護を保障する経済的、社会的、文化的及び環境的な条件の設定により、生活及び労働の条件の体系的な改善により、並びに学校及び民間の体育及びスポーツ文化の振興により、さらには人民の衛生教育及び健康的な生活の実践の展開により
3. 健康の保護に対する権利を保障するため、国は、次の各号に掲げる事項について優先的に責務を負う。
 - a) 全ての市民に、その経済的条件にかかわらず、予防、治療及びリハビリテーションの医療ケアへのアクセスを保障すること。
 - b) 健康に関わる人的資源及び設備における合理的かつ効率的な全国網羅を保障すること。
 - c) 医療及び医薬品の費用の社会負担化に国の活動を方向付けること。
 - d) 公的及び私的な保健施設における効率及び質の適切な水準を保障する方式として、全国的な保健サービスに連携して、企業形態及び民間形態の医療を規律し、及び監督すること。
 - e) 化学製品、生物学的製品及び薬品並びに治療及び診断のその他の手段の製造、流通、商品化及び使用を規律し、及び統制すること。

f) 薬物依存の予防及び治療の政策を定めること。

4. 全国的な保健サービスは、分権的及び参加型の運営がなされる。

第 65 条 住居及び都市計画

1. 何人も、自己及びその家族のため、適切な規模で、衛生的及び快適な状態の、かつ、個人の私生活及び家族のプライバシーを守る住居に対する権利を有する。

2. 住居に対する権利を保障するため、国は、次の各号に掲げる事項について責務を負う。

a) 国土の総合的な整備計画に組み込まれ、かつ、交通及び社会的施設の適切なネットワークの存在を保障する都市化計画に支えられた、住居に関する政策を策定し、及び実施すること。

b) 自治地域及び地方自治体と共同して、経済的な社会的住宅の建設を促進すること。

c) 一般的利益に従う私的な建設及び自己所有又は賃貸の住居へのアクセスを奨励すること。

d) 各人の住居問題を解決し、並びに住居に関する協同組合の設立及び自己建築を促進することを目指した、地域共同体及び住民の発意を奨励し、及び支援すること。

3. 国は、世帯所得と両立する家賃制度及び自己所有の住居へのアクセスの制度の確立を目指す政策を採用するものとする。

4. 国、自治地域及び地方自治体は、特に計画の手段を通じて、国土の整備及び都市計画に関する法律の枠組みにおいて、都市計画の土地の占有、利用及び用途変更に関する規則を決定し、都市部の公益目的を達成するために必要であることが明らかな土地の収用を行う。

5. 都市計画の計画策定の手段及び国土の具体的な計画策定のあらゆるその他の手段の作成への利害関係者の参加は、保障される。

第 66 条 環境及び生活の質

1. 何人も、健康的及び生態学的な均衡がとれた人の生活の環境に対する権利並びにこのような環境を保全する義務を有する。

2. 持続可能な開発の枠組みにおいて環境に対する権利を保障するため、国は、適切な機構の手段により、かつ、市民の関与及び参加とともに、次の各号に掲げる事項について責務を負う。

a) 汚染及びその影響並びに浸食の有害な形態を予防し、及び統制すること。

b) 諸活動の適正な配置、均衡のとれた社会経済的な発展及び景観の価値増進を目指して、国土の整備を指示し、及び促進すること。

c) 自然の保全及び歴史的又は芸術的な重要性を有する文化的価値の保護を保障するように、自然保護地域、自然公園及びレクリエーション公園を設置し、及び発展させること並びに景観及び名勝を分類し、及び保護すること。

d) 世代間の連帯の原則を尊重して、天然資源の再生能力及び生態学的な安定性を保護しつつ、天然資源の合理的な利用を促進すること。

e) 地方自治体と共同して、特に建築及び歴史地区の保護の面において、村落及び都市生活の環境上の質を向上させること。

f) 諸分野の領域の様々な政策における環境目標の統合を促進すること。

- g) 環境教育及び環境の価値の尊重を促進すること。
- h) 租税政策が開発と環境及び生活の質の保護とを両立させることを保障すること。

第 67 条 家族

1. 家族は、社会の基本要素として、社会及び国の保護に対する権利並びにその構成員の自己実現を可能にする全ての条件の実現に対する権利を有する。
2. 国は、家族の保護のため、特に次の各号に掲げる事項について責務を負う。
 - a) 家族の社会的及び経済的な独立を促進すること。
 - b) 保育所及びその他の家族を支援する社会的施設の全国的なネットワーク並びに老年期に関する政策の構築を促進し、並びにこれらへのアクセスを保障すること。
 - c) 子の教育において親と協力すること。
 - d) 家族計画を保障する情報並びに方法及び手段へのアクセスを促進しつつ、個人の自由の尊重の下に、家族計画に対する権利を保障すること並びに自覚的に母及び父となることを可能にする法的及び技術的な仕組みを構築すること。
 - e) 個人の尊厳を擁護する形で、生殖補助を規制すること。
 - f) 家族費用と調和するように、租税及び社会的給付を規律すること。
 - g) 包括的かつ統合的な性格の家族政策を、家族を代表する団体の意見を聴いて決定し、及び実施すること。
 - h) 様々な分野の政策の調整を通じて、職業活動と家族生活の調和を促進すること。

第 68 条 父性及び母性

1. 父親及び母親は、子との関係、特にその教育における代替不能な役割を果たすに当たって、職業の遂行及び国の市民生活への参加の保障とともに、社会及び国の保護に対する権利を有する。
2. 母性及び父性は、卓越した社会的価値を構成する。
3. 女性は、妊娠中及び出産後、特別な保護に対する権利を有し、女性労働者は、さらに、報酬又はいかなる特典も失うことなく、適切な期間、労働から免除されることを求める権利を有する。
4. 法律は、子の利益及び家族の必要に従い、適切な期間、労働を免除される権利を、母親及び父親に与えることについて規律する。

第 69 条 児童

1. 子どもは、特に家族及びその他の集団におけるあらゆる形態での放置、差別及び抑圧並びに権限の不当な行使に抗して、その健全な発育のために、社会及び国の保護に対する権利を有する。
2. 国は、親を失い、放置され、又は何らかの形で通常の家環境を奪われた子どもに対し、特別の保護を保障する。
3. 学齢期の未成年者の労働は、法律の定めるところにより、禁止される。

第 70 条 青少年

1. 青少年は、その経済的、社会的及び文化的な権利の実現のため、特に次の各号に掲げる事項において、特別な保護を享受する。

- a) 教育、職業訓練及び文化
- b) 最初の職業へのアクセス、労働及び社会保障
- c) 住居へのアクセス
- d) 体育及びスポーツ
- e) 自由時間の利用

2. 青少年政策は、青少年の人格の発展、活動的な生活におけるその効果的な統合のための条件の創設、自由な創造の嗜好及び共同体への奉仕の感覚を優先的な目的としなければならないものとする。

3. 国は、前項の目的の追求において、家族、学校、企業、住民組織、文化的な目的の団体及び基金並びに文化集団及びレクリエーションの集団と共同して、青少年の組織化及び青少年の国際交流を奨励し、及び支援する。

第71条 障害を有する市民

1. 身体的又は精神的な障害を有する市民は、この憲法に規定する権利を完全に享受し、及びこの憲法に規定する義務に服する。ただし、これらの者が能力を有しない権利の行使又は義務の履行については、この限りでない。

2. 国は、障害を有する市民の予防、治療、リハビリテーション及び統合並びにその家族への支援に関する全国的な政策を実施し、これらの者への敬意及び連帯の義務について社会を啓発する教育法を開発し、並びに親及び後見人の権利及び義務を妨げることなく、これらの者の権利の効果的な実現の任務を引き受ける義務を負う。

3. 国は、障害を有する市民の組織を支援する。

第72条 老年期

1. 高齢者は、経済的安定に対する権利並びにその個人の自立を尊重し、孤独又は社会的疎外を回避し、及び克服する居住並びに家族的及び共同体的な共同生活の状態に対する権利を有する。

2. 老年期に関する政策は、共同体生活への積極的な参加を通じて高齢者に自己実現の機会を付与することを目指す経済的、社会的及び文化的な性格の措置を含む。

第3章 文化的な権利義務

第73条 教育、文化及び学術

1. 何人も、教育及び文化に対する権利を有する。

2. 国は、教育の民主化並びに学校及びその他の教育機関を通じて実施される教育が、機会の平等、経済的、社会的及び文化的な不平等の克服、人格並びに寛容、相互理解、連帯及び責任の精神の発達、社会的進歩並びに団体生活への民主的な参加に寄与するためのその他の条件を促進する。

3. 国は、社会的コミュニケーション機関、文化的な目的の団体及び基金、文化集団及びレクリエーションの集団、文化遺産の保護団体、住民組織並びにその他の文化機関と共同して、文化的な享受及び創造への全ての市民のアクセスを奨励し、及び確保して、文化の民

主化を促進する。

4. 学術的な創造及び調査並びに科学技術の革新は、それぞれの自由及び自律性、競争力の強化並びに学術研究機関と企業との関係を確保する方式として、国により奨励され、及び支援される。

第74条 教育

1. 何人も、就学及び修学の機会の平等に対する権利の保障を伴う教育に対する権利を有する。
2. 国は、教育政策の実施に当たり、次の各号に掲げる事項について責務を負う。
 - a) 普遍的、義務的かつ無償の基礎教育を確保すること。
 - b) 就学前教育について、公的制度を創設し、及び一般的制度を発展させること。
 - c) 生涯教育を保障し、及び非識字を廃絶すること。
 - d) 全ての市民に、その能力に応じて、最高水準の教育、学術調査及び芸術創作へのアクセスを保障すること。
 - e) 全ての教育段階での無償化を漸進的に確立すること。
 - f) 学校をそれが奉仕している共同体に組み入れること並びに教育と経済的、社会的及び文化的な活動との関係を確立すること。
 - g) 障害を有する市民の教育へのアクセスを奨励し、及び支援し、並びに必要な場合には、特殊教育を支援すること。
 - h) 文化的表現並びに教育へのアクセス及び機会の平等の手段として、ポルトガル語の手話を保護し、及びその価値を高めること。
 - i) 移出民の子孫に対してポルトガル語の教育及びポルトガル文化へのアクセスを確保すること。
 - j) 移入民の子孫に対して教育に対する権利の実現のための適切な支援を確保すること。

第75条 公立学校、私立学校及び協同組合の教育

1. 国は、全ての人民の必要を満たす教育に関する公的施設のネットワークを構築するものとする。
2. 国は、法律の定めるところにより、私立学校の教育及び協同組合の教育を認め、及び監督する。

第76条 大学及び高等教育へのアクセス

1. 大学及びその他の高等教育機関へのアクセスの制度は、機会の平等及び教育制度の民主化を保障する。その際、資格を有するスタッフの必要性並びに国の教育的、文化的及び学術的な水準の向上を考慮しなければならない。
2. 大学は、法律の定めるところにより、規則制定上、学術上、教育上、運営上及び財政上の自律性を享受する。ただし、教育の質の適切な評価を妨げない。

第77条 教育への民主的参加

1. 教員及び学生は、法律の定めるところにより、学校の民主的運営に参加する権利を有する。

2. 法律は、教育政策の決定への、教員、学生、親、共同体及び学術的な性格を有する団体の参加の方式について規律する。

第 78 条 文化的な享受及び創造

1. 何人も、文化的な享受及び創造に対する権利並びに文化遺産を保全し、保護し、及びその価値を高める義務を有する。
2. 国は、全ての文化機関と共同して、次の各号に掲げる事項について責務を負う。
 - a) 全ての市民の文化活動の方法及び手段へのアクセスを奨励し、及び確保し、並びにこの領域において国内に存在する不均衡を是正すること。
 - b) その多様な形式及び表現における個人及び集団の創作並びに質の高い文化的な作品及び財のより広範な流通を刺激する事業を支援すること。
 - c) 文化遺産を共通の文化的アイデンティティの活性要因とすることにより、文化遺産の保護及びその価値を高めることを奨励すること。
 - d) 全ての民族、特にポルトガル語民族との文化交流の発展並びに外国におけるポルトガル文化の擁護及び宣伝を確保すること。
 - e) 文化政策と他の諸分野の政策を連係させること。

第 79 条 体育及びスポーツ

1. 何人も、体育及びスポーツに対する権利を有する。
2. 国は、学校並びにスポーツの団体及び集団と共同して、体育及びスポーツの実践及び普及を促進し、奨励し、指導し、及び支援し、並びにスポーツにおける暴力を防止する責務を負う。

第 2 部 経済組織

第 1 編 一般原則

第 80 条 基本原則

経済社会組織は、次の各号に掲げる原則に基づく。

- a) 民主的な政治的権力への経済的権力の従属
- b) 生産手段の所有に関する公共部門、民間部門及び協同組合的社会的部門の共存
- c) 混合経済の領域における企業の自発性及び組織の自由
- d) 集団の利益に従った天然資源及び生産手段の公有
- e) 経済的及び社会的な発展の民主的な計画策定
- f) 生産手段の所有に関する協同組合的社会的部門の保護
- g) 主要な経済的及び社会的な措置の決定への労働者代表組織及び経済活動代表組織の参加

第 81 条 国の優先的な責務

経済的及び社会的な領域において、国は、優先的に次の事項について責務を負う。

- a) 持続可能な発展戦略の枠組みにおいて、個人、特に最も恵まれない人々の、社会的

- 及び経済的な福祉及び生活の質の向上を促進すること。
- b) 社会正義を推進し、機会の平等を確保し、並びに特に租税政策を通じて富及び所得の分配における不平等の必要な是正を行うこと。
 - c) 特に公共部門の効率性に配慮して、生産力の最大限の利用を確保すること。
 - d) 全部門及び全地域の均衡のとれた成長の方向での発展を指導し、並びに都市と農村の間及び海岸部と内陸部の間の経済的及び社会的な格差を漸次的に解消して、全国土の経済的及び社会的な調和を促進すること。
 - e) 自治地域の島しょ性から生ずる不平等の是正を促進し、及び国内的又は国際的な規模において、より広範な経済圏へのその漸進的な統合を奨励すること。
 - f) 企業間の均衡ある競争を保障し、独占的組織の形態を阻止し、並びに支配的地位の濫用及び一般的利益を害するその他の行為を抑制するように、市場が有効に機能することを確保すること。
 - g) 国の独立並びにポルトガル人及び国の経済の利益を常に擁護して、全ての民族との経済関係を発展させること。
 - h) 巨大私有地を廃絶し、小農場を再整理すること。
 - i) 消費者の利益及び権利の擁護を保障すること。
 - j) 経済的及び社会的な発展の民主的な計画策定に必要な法的及び技術的な手段を創出すること。
 - l) 国の発展に資する学術政策及び科学技術政策を確保すること。
 - m) 天然資源及び生態学的な均衡の保全を含む、エネルギーに関する全国的な政策を、この領域における国際協力を推進しながら採択すること。
 - n) 水資源の利用、計画策定及び合理的な管理を含む、水に関する全国的な政策を採択すること。

第 82 条 生産手段を所有する部門

1. 生産手段を所有する 3 つの部門の共存は、保障される。
2. 公共部門は、その所有及び管理が国又はその他の公的主体に帰属する生産手段により構成される。
3. 民間部門は、その所有又は管理が私人又は私法人に帰属する生産手段により構成される。ただし、次項に掲げるものを除く。
4. 協同組合的社会的部門は、特に次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 協同組合原則に従い、協同組合により所有され、及び管理される生産手段。ただし、公的出資を伴う協同組合のために法律で定める特例であって、その特殊な性格により正当化されるものを妨げない。
 - b) 地域共同体により所有され、及び管理される、共同体的生産手段
 - c) 労働者による団体的経営の対象である生産手段
 - d) 社会連帯を主要な目的とする、営利的な性格を有しない法人、特に相互扶助的な性格の団体により所有され、及び管理される生産手段

第 83 条 公用収用の要件

法律は、生産手段への介入及び公用収用の手段及び形式並びに相当する補償の決定基準について定める。

第 84 条 公有財産

1. 次の各号に掲げるものは、公有財産に属する。
 - a) 海床及び隣接海底の突出部を含む領海並びに航行又は浮遊が可能な湖、沼及び河川（それぞれの水床を含む。）
 - b) 所有者又は地上権者に認められた限度を超える領土の上に存する大気の層
 - c) 鉱床、薬効鉱泉源、地下に存在する地下天然洞窟。ただし、岩石、通常土壌及び建築に慣習的に使用されるその他の資材は、この限りでない。
 - d) 道路
 - e) 国有鉄道路線
 - f) 法律により公有財産に属するものと分類されたその他の財
2. 法律は、いかなる財が国の公有財産、自治地域の公有財産及び地方自治体の公有財産を構成するかについて、並びにその制度、使用条件及び範囲について定める。

第 85 条 協同組合及び自主管理の試行

1. 国は、協同組合の設立及び活動を奨励し、及び支援する。
2. 法律は、協同組合の税法上及び財政上の恩典並びに信用及び技術支援の獲得のためにより有利な条件について定めるものとする。
3. 自主管理の実現性ある試行は、国により支援される。

第 86 条 民間企業

1. 国は、企業活動、特に中小企業の企業活動を奨励し、及び特に一般的な経済的利益に関する活動を追求する企業に関して、それぞれの法的義務の履行を監督する。
2. 国は、法律で明示的に規定されている場合において、かつ、原則として事前の裁判所の決定を通じてのみ、一時的に民間企業の経営に介入することができる。
3. 法律は、民間企業及び同性質のその他の主体が活動を禁止される基幹部門を定めることができる。

第 87 条 外国人の経済活動及び投資

法律は、国の発展への外国の個人又は法人の貢献を確保し、並びに国の独立及び労働者の利益を守るため、外国の個人又は法人による経済活動及び投資を規律するものとする。

第 88 条 放置された生産手段

1. 放置された生産手段は、法律の定める条件により接収することができる。当該法律は、移出民労働者の財産の特殊な状況を十分に考慮するものとする。
2. 不当に放置された生産手段も、法律の定める条件により、強制的な賃貸借又は稼働の許可の対象とすることができる。

第 89 条 労働者の経営への参加

公共部門の生産単位においては、労働者のそれぞれの経営への効果的な参加が確保される。

第2編 計画

第90条 計画の目的

経済及び社会の発展計画は、経済成長、部門及び地域の調和的かつ統合的な発展、国産品の個人間及び地域間の公正な分配、経済政策の社会政策、教育政策及び文化政策との調整、農村社会の防衛、生態学的な均衡の保存、環境保護並びにポルトガル人民の生活の質を促進することを目的とする。

第91条 計画の策定及び実施

1. 国の計画は、主要な選択³に関する諸法律に従い策定され、一部の領土に固有の実施計画及び部門的な性格を有する固有の実施計画を包含することができる⁴。
2. 主要な選択に関する政府提出法律案は、それを根拠付ける報告書を伴う。
3. 国の計画の実施は、地域及び部門に分権化される。

第92条 経済社会審議会

1. 経済社会審議会は、経済政策及び社会政策の分野における諮問機関及び調整機関とし、主要な選択並びに経済及び社会の発展計画の案の作成に参加し、法律により付与されたその他の職務を遂行する。
2. 法律は、経済社会審議会の構成について定める。経済社会審議会は、特に、政府、労働者、経済活動及び家族の代表組織、自治地域並びに地方自治体の代表者が、構成員となるものとする。
3. 法律は、さらに、経済社会審議会の組織及び運営並びにその構成員の地位について定める。

第3編 農業政策、商業政策及び工業政策

第93条 農業政策の目的

1. 農業政策の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - a) 競争力を強化し、並びに作物の品質、その効果的な商品化、改善された国内供給及び輸出の増加を確保することを目指した、基盤並びに適切な人的、技術的及び財政的な手段を与え、農業の生産及び生産性を向上させること。
 - b) 農村労働者及び農民の経済的、社会的及び文化的な状況の改善、農村社会の発展、農地構造の合理化、企業組織の現代化並びに土地及び土地耕作者によるその使用において直接に利用されるその他の生産手段の所有又は占有へのアクセスを促進すること。
 - c) 農業労働者と他の労働者との効果的な平等を達成し、及び農業部門が交換関係にお

³ 経済及び社会の発展計画における基本方針の選択を指し、政府が策定し、議会が承認する（第161条g号参照）。

⁴ 「計画」の原語は plano、「実施計画」の原語は programa である。programa は、plano より特定性の高い下位の計画を指す。

いて他部門より不利となることを回避するために必要な条件を創設すること。

- d) 土地及びその他の天然資源の合理的な利用及び管理並びにその回復力の維持を確保すること。
- e) 農民の結社活動及び土地の自作を奨励すること。

2. 国は、国の生態学的及び社会的な条件に従い、農地の整備及び再転換の政策並びに森林開発の政策を推進するものとする。

第94条 巨大私有地の廃絶

1. 農業政策の目的に照らし過剰な規模を有する農業経営単位の再編は、法律により規律されるものとし、当該法律は、収用の場合には、相当する補償並びに自己の経営の実現性及び合理性の点から十分な面積の確保に対する所有者の権利について規定しなければならないものとする。

2. 収用された土地は、法律の定めるところにより、所有物又は占有物として、小農民、特に家族経営単位の小農民、農村労働者若しくは小農民の協同組合又は労働者によるその他の使用形態に引き渡されるものとする。ただし、完全な所有権の授与の前にそれぞれの使用の実効性及び合理性の実証期間を定めることを妨げない。

第95条 小農場の再編

所有権を妨げることなく、国は、法律の定めるところにより、農業政策の目的に照らし適正規模に満たない農業経営単位の再編を、特にその構造的な統合若しくは単に経済的な統合、特に協同組成的な統合のための法的な、税制上の及び信用上の恩典を通じて、又は交換分合の措置を講ずることにより支援する。

第96条 他人の土地の使用形態

- 1. 他人の土地の賃貸借及びその他の使用形態は、耕作者の安定性及び正当な利益を保障するように法律により規律されるものとする。
- 2. 永小作権及び分益小作の制度は、禁止されるとともに、分益農制の実効的な廃止のための耕作者にとっての条件が創設されるものとする。

第97条 国の支援

1. 農業政策の目的の追求において、国は、中小農民、特に個別に又は協同組合を結成して家族的経営単位を構成している場合における中小農民並びに農業労働者の協同組合及び労働者のその他の経営形態を優先的に支援する。

2. 国の支援は、特に次の各号に掲げる事項を含む。

- a) 技術援助の承認
- b) 生産の上流部分及び下流部分における商品化を支援する方式の創設
- c) 予見することができず、又は統御することができない気象上及び植物病理学上の災害の結果として生ずる危険の担保に対する支援
- d) 農村労働者及び農民の結社活動を、特に生産、購入、販売、加工及びサービスに関する協同組合並びに労働者によるその他の経営形態のこれらの者による設立を奨励すること。

第98条 農業政策の決定への参加

農村労働者及び農民がその代表組織を通じて農業政策の決定に参加することが、保障される。

第 99 条 商業政策の目的

商業政策の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- a) 商業代理人間の健全な競争
- b) 流通経路の合理化
- c) 投機活動及び制限的商慣習の抑制
- d) 対外的な経済関係の発展及び多様化
- e) 消費者の保護

第 100 条 工業政策の目的

工業政策の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- a) 社会的及び経済的な利益の現代化及び調整並びにポルトガル経済の国際的統合の枠組みにおける工業生産の増加
- b) 工業及び科学技術の革新の強化
- c) 工業的企業の競争力及び生産性の向上
- d) 中小企業を支援すること並びに雇用を創出し、及び輸出又は輸入代替を促す事業及び企業を一般に支援すること。
- e) ポルトガル企業の国際進出に対する支援

第 4 編 財政制度及び租税制度

第 101 条 財政制度

財政制度は、貯蓄の形成、蓄積及び保護並びに経済的及び社会的な発展に必要な財政資金の投入を保障するように、法律により構築される。

第 102 条 ポルトガル銀行

ポルトガル銀行は、国の中央銀行とし、法律及びポルトガル国が拘束される国際規範の定めるところにより、その職務を遂行する。

第 103 条 租税制度

1. 租税制度は、国及びその他の公的主体の財政的な必要性の充足並びに所得及び富の公正な分配を目的とする。
2. 租税は、法律により創設され、当該法律は、租税負担者、税率、税法上の恩典及び納税者の保障について定める。
3. 何人も、この憲法の定めるところにより創設されたものではない租税、遡及的性格を有する租税又はその賦課及び徴収が法律の定めるところによりなされるものではない租税を納付することを義務付けられることはない。

第 104 条 租税

1. 個人所得税は、不平等の縮小を目的とするとともに、単一かつ累進的であるものとし、家族の必要及び所得を考慮する。

2. 法人税は、基本的にその実質所得に対して課される。
3. 財産税は、市民間の平等に寄与しなければならない。
4. 消費税は、消費の構造を経済的な発展及び社会正義の必要の進展に適合させることを目的とし、奢侈な消費に負荷をかけなければならない。

第 105 条 予算

1. 国の予算は、次の各号に掲げるものを含む。
 - a) 独立した基金及び部署を含む国の収入及び支出の明細
 - b) 社会保障予算
2. 予算は、計画策定に関する主要な選択に従い作成され、法律又は契約から生じた債務を考慮する。
3. 予算は単一とし、秘密の割当金及び基金の存在を禁止するように、それぞれの組織的及び機能的な分類に従い支出を特定するとともに、さらには、実施計画の形式で構築することができる。
4. 予算は、支出に充てるために必要な収入を見積もり、法律は、その執行の規則、財政手段が公的信用に頼る際に従わなければならないものとされる条件及び執行中にその完全な実施のために共和国議会により承認された各予算計画の範囲内で組織的分類の項目内において政府が行うことができる修正に適用すべき基準について定める。

第 106 条 予算の作成

1. 予算法律は、毎年、それぞれの枠組法に従い、作成され、組織され、表決され、及び執行され、当該枠組法は、独立した基金及び部署の予算の作成及び執行に関する制度を含むものとする。
2. 予算案は、法律に定める期限内に提出され、表決され、当該法律は、期限を遵守することができない場合に採用する手続について規定する。
3. 予算案は、次の各号に掲げる事項に関する報告書を伴う。
 - a) 予算への影響を伴う主要なマクロ経済学的総計の動向並びに供給通貨量及び通貨需要量の動向の予測
 - b) 前年度予算と比較した収入及び支出の予測の変化の根拠
 - c) 公債、国庫の運用及び国庫の会計
 - d) 独立した基金及び部署の状況
 - e) 自治地域及び地方自治体への財源の移譲
 - f) 予算案に影響を及ぼすポルトガルと他国間の財政移転
 - g) 税法上の恩典及びその結果として減少する収入の推計額

第 107 条 監査

予算の執行は、会計検査院及び共和国議会により監査され、共和国議会は、会計検査院の意見を受けて、社会保障会計を含む国の決算を審査し、及び承認するものとする。

第 3 部 政治的権力の組織

第1編 一般原則**第108条 権力の保有及び行使**

政治的権力は、人民に帰属し、この憲法の定めるところにより行使される。

第109条 市民の政治参加

政治生活への男性及び女性の直接的及び積極的な参加は、民主的制度の確立の基本的な条件及び手段を構成し、法律は、市民的及び政治的な権利の行使における平等並びに政治職への就任における性別による非差別を促進しなければならない。

第110条 統治機関

1. 統治機関は、共和国大統領、共和国議会、政府及び裁判所とする。
2. 統治機関の形成、構成、権限及び運営は、この憲法で規定される。

第111条 分立及び相互依存

1. 統治機関は、この憲法で定められた分立及び相互依存を遵守しなければならない。
2. いかなる統治機関、自治地域の機関又は地方政府の機関も、この憲法及び法律に明示的に規定される場合及び条件を除き、その権力を他の機関に委任することはできない。

第112条 規範的な法令

1. 立法は、法律、デクレト・レイ及び地域立法デクレトとする。
2. 法律及びデクレト・レイは、同一の効力を有する。ただし、立法による委任の行使において公布されたデクレト・レイ及び法制度の一般的基礎を展開するデクレト・レイの対応する法律への従属を妨げない。
3. 組織法律に加え、3分の2の多数による承認を必要とする法律及びこの憲法により他の法律の必要な規範的前提となる法律又は他の法律により尊重されなければならない法律は、上位の効力を有する。
4. [地域]立法デクレトは、地域的な範囲を有し、それぞれの自治地域の政治行政基本法で定められた事項であって、統治機関に留保されていないものを対象とする。ただし、第227条第1項b号及びc号の規定を妨げない。
5. いかなる法律も、他の範ちゅうの立法を創設し、又は当該法律のいかなる規定についても、外部的効力を伴って解釈し、統合し、改正し、停止し、若しくは廃止する権能を他の種類の法令に付与することはできない。
6. 政府の規則は、それが規律する事項に係る法律がその旨を定めた場合及び独立規則の場合には、規律デクレトの形式を有する。
7. 規則は、それが規律する事項に係る法律又はその制定のための主観的及び客観的な権限を定める法律を明記しなければならない。
8. 欧州連合の法令の国内法秩序への編入は、法律、デクレト・レイ又は第4項の定めるところにより地域立法デクレトの形式をとる。

第113条 選挙権に関する一般原則

1. 直接、秘密及び定期の投票は、公選の統治機関、自治地域の公選機関及び地方政府の公選機関の構成員の任命の一般的な規則を成す。

2. 選挙人名簿は、申請に基づき、義務的であり、永続的であり、かつ、直接普通投票による全ての選挙を通じて単一とする。ただし、第 15 条第 4 項及び第 5 項並びに第 121 条第 2 項の規定を妨げない。
3. 選挙活動は、次の各号に掲げる原則により規律される。
 - a) 宣伝の自由
 - b) 多様な立候補の機会及び取扱いの平等
 - c) 立候補に対する公的主体の不偏不党
 - d) 選挙に関する会計の透明性及び監査
4. 市民は、法律に規定する方式で、選挙の運営に協力する義務を負う。
5. 票の議席への換算は、比例代表原則に従うものとする。
6. 直接投票に基づく合議機関の解散の行為においては、新たな選挙の日付が示されなければならない。新たな選挙は、解散の時に有効な選挙法により 60 日以内に実施され、これに違反する場合には、当該行為は、法的に無効となる。
7. 選挙手続上の行為の合規性及び有効性の裁判は、裁判所の権限とする。

第 114 条 政党及び野党の権利

1. 政党は、その選挙結果に比例して、普通直接投票に基づく機関に参加する。
2. 少数派には、この憲法及び法律の定めるところにより、民主的な野党の権利が認められる。
3. 共和国議会に議席を有する政党で、政府に参加しないものは、特に公益に関する主要問題の状況について政府から定期的かつ直接的に情報提供を受ける権利を享受し、自治地域の立法議会及び直接選挙により任命されるその他の議会に議席を有する政党は、当該政党が参加しない執行機関との関係で同様の権利を享受する。

第 115 条 レファレンダム

1. この憲法及び法律に規定する場合及び条件において、共和国議会又は政府がそれぞれの権限事項について行う提案に基づき、共和国大統領の決定により、拘束力をもって、レファレンダムを通じて、意思を直接表明することを、国内の選挙人名簿に登録された有権者である市民に求めることができる。
2. さらに、レファレンダムは、共和国議会に対して提案された市民の発案により実施することができ、この発案は、法律の定める条件及び期限内において提出され、審査されるものとする。
3. レファレンダムは、国際条約又は立法の承認を通じて共和国議会又は政府が決定しなければならない国益に関する重要問題のみを対象とすることができる。
4. 次の各号に掲げる事項は、レファレンダムの範囲から除外される。
 - a) この憲法の改正
 - b) 予算、租税又は財政を内容とする問題及び法令
 - c) この憲法第 161 条に規定する事項。ただし、次項の規定を妨げない。
 - d) この憲法第 164 条に規定する事項。ただし、i 号を除く。
5. 前項の規定は、この憲法第 161 条 i 号の規定により国際条約の対象としなければならない

い国益に関する重要問題をレファレンダムに付することを妨げない。ただし、講和及び国境線の改定に関する場合を除く。

6. 各レファレンダムは、1の事項についてのみ実施されるものとし、質問は、法律に定める質問項目の上限の範囲内において、客観的、明確かつ的確に、かつ、賛否の回答形式で作成されなければならない。当該法律は、同様にレファレンダムの〔質問の〕作成及び実施に関するその他の条件について定めるものとする。

7. 統治機関に関する総選挙並びに自治地域及び地方政府の固有の政府の機関に関する総選挙並びに欧州議会議員の総選挙の公示日から実施日までの間のレファレンダムの公示及び実施は、排除される。

8. 共和国大統領は、共和国議会又は政府から送付を受けたレファレンダムの提案を憲法適合性及び合法性の義務的事前審査に委ねる。

9. 必要な変更を施して、第113条第1項、第2項、第3項、第4項及び第7項に規定する規範がレファレンダムに適用される。

10. 共和国大統領により拒否され、又は有権者の否定的回答の対象となったレファレンダムの提案は、同一の立法会期において（共和国議会が新たに選挙された場合を除く。）、又は政府の解散までは繰り返すことができない。

11. レファレンダムは、投票者数が選挙人名簿に登録された有権者の半数を超える場合に限り拘束力を有する。

12. 外国に居住する市民であって、第121条第2項の規定により正規に選挙人名簿に登録されているものは、これらの者にも特に関わる問題についてレファレンダムが実施される場合には、当該レファレンダムに参加することを求められる。

13. レファレンダムは、第232条第2項の定める条件により、地域的な規模で実施することができる。

第116条 合議機関

1. 統治機関、自治地域の機関又は地方政府の機関として活動する議会の会議は、法律に規定する場合を除き、公開とする。

2. 合議機関の議決は、その構成員の法定数の過半数の出席により行われる。

3. この憲法、法律及びそれぞれの規則に規定する場合を除き、合議機関の議決は、棄権を過半数の計算に算入することなく、表決の多数により行われる。

第117条 政治職を占める者の地位

1. 政治職を占める者は、その職務の遂行における作為及び不作為について、政治的、民事上及び刑事上の責任を負う。

2. 法律は、政治職を占める者の義務、責任及び兼職禁止、それぞれの不履行の帰結並びにそれぞれの権利、特権及び免責について規定する。

3. 法律は、政治職を占める者の責任違反の犯罪並びに適用すべき制裁及びそれぞれの効果について定め、制裁及び効果には、解職又は議席の喪失を含めることができる。

第118条 更新に関する原則

1. 何人も、全国、地域又は地方のいかなる政治職も終身として遂行することができない。

2. 法律は、行政権の政治職を占める者の任期の連続更新に対する制限について定めることができる。

第 119 条 法令の公示

1. 次の各号に掲げるものは、官報である「共和国日報」に公示される。
 - a) 憲法法律
 - b) 国際条約及びそれぞれの批准の通知並びにこれに関わるその他の通知
 - c) 法律、デクレト・レイ及び地域立法デクレト
 - d) 共和国大統領のデクレト
 - e) 共和国議会及び自治地域の立法議会の決議
 - f) 共和国議会、国家評議会及び自治地域の立法議会の規則
 - g) 憲法裁判所の判決及び法律が一般的義務的効力を付与するその他の裁判所の判決
 - h) 規律デクレト並びに政府のその他のデクレト及び規則並びに自治地域に関する共和国代理人のデクレト及び地域規律デクレト
 - i) 統治機関、自治地域の機関及び地方政府の機関並びに欧州議会に関する選挙の結果並びに全国規模及び地域規模のレファレンダムの結果
2. 前項 a 号から h 号までに掲げる法令並びに統治機関、自治地域の機関及び地方政府の機関の一般的内容を有するいかなる法令の公示の欠如も、その法的無効をもたらす。
3. 法律は、その他の法令の公示の方式及びその欠如の効果について定める。

第 2 編 共和国大統領

第 1 章 地位及び選挙

第 120 条 定義

共和国大統領は、ポルトガル共和国を代表し、国の独立、国の統合及び民主的制度の正常な運営を保障し、並びに職務上当然に国軍最高司令官とする。

第 121 条 選挙

1. 共和国大統領は、国内の選挙人名簿に登録された有権者であるポルトガル市民及び次項の規定による外国に居住するポルトガル市民の普通、直接及び秘密の投票により選挙される。
2. 法律は、外国に居住するポルトガル市民の投票権の行使を規律する。この場合には、民族的な共同体との現に存する連携きずなの絆きずなの存在を考慮しなければならない。
3. 国内における投票権は、本人が直接行使する。

第 122 条 被選資格

35 歳以上の生来のポルトガル人の有権者である市民は、被選資格を有する。

第 123 条 再選資格

1. 連続 3 回目の任期のための再選及び連続 2 回目の任期の満了直後 5 年間の再選は、許されない。

2. 共和国大統領が辞職する場合には、直後の選挙及び辞職後 5 年間に実施される選挙に立候補することができないものとする。

第 124 条 立候補

1. 共和国大統領への立候補は、7,500 人以上 15,000 人以下の有権者である市民により推薦される。
2. 立候補は、選挙に定められた日の 30 日前までに、憲法裁判所に届け出なければならない。
3. いずれかの候補者の死亡又は大統領の職務の遂行を不能とするその他の何らかの事実が生じた場合には、法律の定める条件により、選挙手続が再び開始されるものとする。

第 125 条 選挙日

1. 共和国大統領は、その前任者の任期が満了する日の前 60 日以内又はその職が空席となった日の後 60 日以内に選挙されるものとする。
2. 選挙は、共和国議会の選挙日の前の 90 日間又は当該選挙日後の 90 日間に実施されることはないものとする。
3. 前項の場合において、選挙は、同項に規定する期間の最終日の後 10 日以内に実施されるものとし、退任する大統領の任期は、自動的に必要期間延長される。

第 126 条 選挙制度

1. 共和国大統領には、有効に表明された投票の過半数を獲得した候補者が選挙されるものとし、この場合において、白紙投票は、有効とみなされない。
2. いずれの候補者も所定の得票数を獲得しなかった場合には、第 1 回投票の後 21 日以内に第 2 回投票が実施されるものとする。
3. 第 2 回投票には、立候補を取り下げなかった候補者であって、最も多くの票を獲得したものの 2 人のみが参加するものとする。

第 127 条 就任及び宣誓

1. 選挙された共和国大統領は、共和国議会の前で就任する。
2. 就任は、退任する共和国大統領の任期の最終日又は空席による選挙の場合には、選挙結果の公示の日の 8 日後に行われる。
3. 就任式において、選挙された共和国大統領は、次の誓約を表明するものとする。

「私の名誉にかけ、私に課された職務を誠実に果たすとともに、ポルトガル共和国憲法を擁護し、遵守し、及び遵守させることを誓います。」

第 128 条 任期

1. 共和国大統領の任期は、5 年間とし、新たに選挙された大統領の就任とともに終了する。
2. 空席の場合には、選挙される共和国大統領は、新たな任期を開始する。

第 129 条 国内不在

1. 共和国大統領は、共和国議会又は共和国議会が活動していない場合にはその常設委員会の同意なく国土を不在にすることができない。
2. 同意は、連続 5 日を超えない経由地の通過又は公的性格を有しない旅行の場合には不要とする。ただし、共和国大統領は、共和国議会に通過又は旅行についての事前の通知を行わなければならない。

3. 第1項の規定に違反した場合には、当然に失職する。

第130条 刑事責任

1. 共和国大統領は、その職務の遂行においてなされた犯罪について、最高司法裁判所において責任を問われる。

2. 訴訟の提起は、在籍議員の5分の1の提案により、かつ、その3分の2の多数で承認された議決により、共和国議会に帰属する。

3. 有罪判決は、解職及び再選不可をもたらす。

4. 共和国大統領は、その職務の遂行に関わらない犯罪について、任期の終了後、通常裁判所において責任を問われる。

第131条 辞任

1. 共和国大統領は、共和国議会に宛てた教書により、辞任することができる。

2. 辞任は、共和国議会が教書を認めたことにより有効となる。ただし、「共和国日報」におけるその事後の公示を妨げない。

第132条 臨時代理

1. 共和国大統領の一時的障害の間、及び新たに選挙された大統領が就任するまでのその職が空席である間、共和国議会議長又はその障害の場合にはその代理人が、職務を務めるものとする。

2. 臨時に共和国大統領の職務を遂行する間、共和国議会議長又はその代理人の議員としての任務は、自動的に停止される。

3. 共和国大統領は、一時的障害の間、その職務に固有の権利及び特権を維持する。

4. 共和国大統領臨時代理は、職務の全ての名誉及び特典を享受する。ただし、共和国大統領臨時代理が有する権利は、この者が選挙された職務に係るものとする。

第2章 権限

第133条 他の機関に関する権限

共和国大統領は、他の機関に関して、次の各号に掲げる権限を有する。

a) 国家評議会を主宰すること。

b) 選挙法に従い、共和国大統領、共和国議会議員、欧州議会議員及び自治地域の立法議会の議員の選挙の日を決定すること。

c) 臨時に共和国議会を招集すること。

d) 共和国議会及び自治地域の立法議会に教書を送付すること。

e) 第172条の規定を遵守して、共和国議会に議席を有する政党及び国家評議会の意見を聴いた上で、共和国議会を解散すること。

f) 第187条第1項の定めるところにより首相を任命すること。

g) 第195条第2項の定めるところにより政府を解散し、及び第186条第4項の定めるところにより首相を罷免すること。

h) 首相の提案に基づき、政府の構成員を任免すること。

- i) 首相が求める場合に、閣議を主宰すること。
- j) 必要な変更を施した第 172 条の規定を遵守して、国家評議会及び自治地域の立法議会議に議席を有する政党の意見を聴いた上で、自治地域の立法議会議を解散すること。
- l) 政府の意見を聴いた上で、自治地域に関する共和国代理人を任免すること。
- m) 政府の提案に基づき、会計検査院長及び共和国検事総長を任免すること。
- n) 国家評議会の 5 人の構成員及び司法官高等評議会の 2 人の委員を任命すること。
- o) 国防高等評議会議を主宰すること。
- p) 政府の提案に基づき、国軍総参謀本部議長、国軍総参謀本部副議長（置かれている場合に限る。）及び国軍 3 軍の参謀総長を、後 2 者の場合には国軍総参謀本部議長の意見を聴いた上で、任免すること。

第 134 条 固有の行為の実行の権限

共和国大統領は、固有の行為の実行において、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) 国軍最高司令官の職務を遂行すること。
- b) 法律、デクレト・レイ及び規律デクレトを審署し、及び公布を命じ、並びに国際協定を承認する共和国議会議の決議及び政府のその他のデクレトに署名すること。
- c) 第 115 条の定めるところ並びに第 232 条第 2 項及び第 256 条第 3 項において準用するところにより、国益に関する重要問題をレファレンダムに付すること。
- d) 第 19 条及び第 138 条の規定を遵守して、戒厳状態又は緊急事態を布告すること。
- e) 共和国の命運にとっての全ての重大な緊急事件について意見を表明すること。
- f) 政府の意見を聴いた上で、刑を免除し、及び軽減すること。
- g) 法律、デクレト・レイ及び国際条約に定められた規範の憲法適合性の事前審査を憲法裁判所に要請すること。
- h) 法規範の違憲性の宣言及び不作为の違憲性の確認を憲法裁判所に要請すること。
- i) 法律の定めるところにより勲章を授与すること及びポルトガル名誉勲章団団長の職務を遂行すること。

第 135 条 国際関係における権限

共和国大統領は、国際関係において、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) 政府の提案に基づき、大使及び特別外交使節を任命し、並びに外国の外交使節を受け受すること。
- b) 正式に承認された後に、国際条約を批准すること。
- c) 政府の提案に基づき、国家評議会議の意見を聴いた上で、共和国議会議又は共和国議会議が集会しておらず、かつ、その即時の集会が不可能な場合にはその常設委員会議の承認を経て、現実の又は切迫した攻撃の場合に戦争を宣言し、及び講和すること。

第 136 条 審署及び拒否権

1. 法律として審署されるための共和国議会議の何らかの議会議可決案の受理又はそこに規定する規範について違憲性を表明しない憲法裁判所の判決の公示から起算して 20 日以内に、共和国大統領は、これを審署し、又は理由を付した教書をもって当該法律案の新たな審議を求めて拒否権を行使しなければならない。

2. 共和国議会が在籍議員の絶対多数により表決を確認する場合には、共和国大統領は、その受理から起算して8日以内に法律案を審署しなければならないものとする。
3. ただし、組織法律の形式を有する議会可決案及び次の各号に掲げる事項に関する議会可決案を確認するためには、出席議員の3分の2の多数であって、在籍議員の絶対多数を超えるものが必要とされるものとする。
 - a) 対外関係
 - b) 公共部門、民間部門及び協同組合的社会的部門の間の生産手段の所有の境界
 - c) この憲法に規定する選挙の規律であって、組織法律の形式を有しないもの
4. 審署されるための何らかの政府承認案⁵の受理又はそこに規定する規範について違憲性を表明しない憲法裁判所の判決の公示から起算して40日以内に、共和国大統領は、これを審署し、又は拒否の理由を政府に書面で通知して拒否権を行使しなければならない。
5. さらに、共和国大統領は、第278条及び第279条の定めるところにより、拒否権を行使する。

第137条 審署及び署名の欠如

第134条b号に掲げるいずれの法令についても、共和国大統領の審署又は署名の欠如は、その法的無効をもたらす。

第138条 戒厳状態又は緊急事態の布告

1. 戒厳状態又は緊急事態の布告は、政府の意見を聴き、及び共和国議会の承認又は共和国議会が集会しておらず、かつ、その即時の集会が不可能な場合には、その常設委員会の承認を経て行われる。
2. 戒厳状態又は緊急事態の布告は、共和国議会の常設委員会により承認された場合において、本会議の集会が可能となったときは、直ちにこれにより確認されなければならない。

第139条 共和国大統領臨時代理の行為

1. 共和国大統領臨時代理は、第133条e号及びn号並びに第134条c号に掲げるいずれの行為も行うことができない。
2. 共和国大統領臨時代理は、第133条b号、c号、f号、m号及びp号、第134条a号並びに第135条a号に掲げるいずれの行為も、国家評議会の意見を聴いた場合に限り行うことができる。

第140条 政府の副署

1. 第133条h号、j号、l号、m号及びp号、第134条b号、d号及びf号並びに第135条a号、b号及びc号の規定に基づきなされる共和国大統領の行為は、政府の副署を必要とする。
2. 副署の欠如は、行為の法的無効をもたらす。

第3章 国家評議会

第141条 定義

⁵ 審署のために共和国大統領に送付されたデクレト・レイ案及び規律デクレト案を指す。第134条b号参照。

国家評議会は、共和国大統領の政治的な諮問機関とする。

第 142 条 構成

国家評議会は、共和国大統領により主宰され、及び次の各号に掲げる構成員から成る。

- a) 共和国議会議長
- b) 首相
- c) 憲法裁判所長官
- d) オンブズマン
- e) 地域政府の長
- f) この憲法の施行下で選挙された共和国大統領経験者であって、解職されたことがない者
- g) 共和国大統領の任期に対応する期間、当該共和国大統領により任命された 5 人の市民
- h) 立法期に対応する期間、比例代表原則に従い共和国議会により選挙された 5 人の市民

第 143 条 就任及び任期

1. 共和国大統領は、国家評議会の構成員をその地位に就ける。
2. 第 142 条 a 号から e 号までに掲げる国家評議会の構成員は、それぞれの職を遂行する間、〔国家評議会の〕職務に当たる。
3. 第 142 条 g 号及び h 号に掲げる国家評議会の構成員は、それぞれの職の後任者の就任まで、〔国家評議会の〕職務に当たる。

第 144 条 組織及び運営

1. 国家評議会は、その規則を制定する権限を有する。
2. 国家評議会の会議は、非公開とする。

第 145 条 権限

国家評議会は、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) 共和国議会及び自治地域の立法議会の解散について意見を表明すること。
- b) 第 195 条第 2 項に規定する場合に、政府の解散について意見を表明すること。
- c) 戦争の宣言及び講和について意見を表明すること。
- d) 第 139 条に規定する共和国大統領臨時代理の行為について意見を表明すること。
- e) この憲法に規定するその他の場合に意見を表明すること及び一般に、共和国大統領が求める場合に、その職務の遂行中の共和国大統領に助言すること。

第 146 条 意見の表明

第 145 条 a 号から e 号までに掲げる国家評議会の意見は、その目的のために共和国大統領が招集する会議において表明され、当該意見に関わる行為の実行の際に公にされる。

第 3 編 共和国議会

第 1 章 地位及び選挙

第 147 条 定義

共和国議会は、全てのポルトガル市民を代表する議会とする。

第 148 条 構成

共和国議会は、選挙法の定めるところにより、180 人以上及び 230 人以下の議員を擁する。

第 149 条 選挙区

1. 議員は、法律において地理的に定められる選挙区につき選挙され、当該法律は、票の議席数への換算における比例代表原則及びドント式の最大平均方式を確保する方法として、複数人区及び 1 人区の設置並びにそれぞれの種類及び相互補完性について定めることができる。
2. 国内の複数人区による議員数は、全国区が設けられている場合にはこれを除き、当該選挙区に登録された有権者である市民の数に比例する。

第 150 条 被選資格の条件

選挙法が地方的な兼職禁止又は一定の職の遂行のために定める制限を除き、有権者であるポルトガル市民は、被選資格を有する。

第 151 条 立候補

1. 立候補は、法律の定めるところにより、政党により、単独又は合同で届け出られる。名簿は、それぞれの政党に加入していない市民を加えることができる。
2. 何人も、全国区が設けられている場合にはこれを除き、同じ種類の 1 を超える選挙区の候補者となること又は 1 を超える名簿に登載されることはできない。

第 152 条 政治的代表

1. 法律は、全国最低得票率を要求して、票の議席への換算に対する制限を定めることができない。
2. 議員は、全国を代表するものであって、選挙された選挙区を代表するものではない。

第 153 条 任期の開始及び終了

1. 議員の任期は、選挙後の共和国議会の最初の集会とともに始まり、その次の選挙後の最初の集会とともに終了する。ただし、任期の個人的な停止又は終了を妨げない。
2. 議会において生ずる欠員の補充及び重大な理由による議員の一時的代替は、選挙法により規律される。

第 154 条 兼職禁止及び障害

1. 政府の構成員に任命された議員は、その職務の終了まで〔議員としての〕任務を遂行することができず、前条の定めるところにより代替される。
2. 法律は、その他の兼職禁止について定める。
3. 法律は、議員が陪審員、仲裁人、鑑定人又は証人になるために共和国議会の承認を必要とする場合及び条件について規律する。

第 155 条 議員の職務の遂行

1. 議員は、自由にその任務を遂行し、その職務の効果的な遂行、特に有権者である市民との不可欠な接触及び定期的な情報提供にとって適切な条件が保障される。
2. 法律は、議会の会議又は任務を理由として、議会とは無関係の公的な行事又は手続に議

員が欠席することがこれらの延期を正当化する理由を構成する場合について規律する。

3. 公的主体は、法律の定めるところにより、その職務を遂行中の議員と協力する義務を有する。

第 156 条 議員の権能

次の各号に掲げる事項は、議員の権能を構成する。

- a) 憲法改正案を提出すること。
- b) 法律案、議事規則案又は決議案、特にレファレンダムの決議案及び議決案を提出すること並びにそれぞれの議事日程への登録を要求すること。
- c) 議事規則の定めるところにより、議会の討論に参加し、及び発言すること。
- d) 政府又は公行政のあらゆる行為について政府に質問をすること及び妥当な期間内に回答を得ること。ただし、国家秘密事項に関する法律で定められた事項を除く。
- e) 政府又はあらゆる公的主体の機関からその任務の遂行に有用と判断するデータ、情報及び公的刊行物を要求し、及び入手すること。
- f) 議会の調査委員会の設置を要求すること。
- g) 議事規則に定めるもの

第 157 条 特権

1. 議員は、その職務の遂行において表明した表決及び意見により民事上、刑事上又は懲戒上の責任を負わない。
2. 議員は、議会の許諾なくしては、供述者及び被告人として聴取されることはなく、被告人の場合には、最高刑が 3 年を超える拘禁刑に相当する故意犯の実行の有力な証拠があるとき、許諾の決定は、義務とする。
3. いかなる議員も、議会の許諾なく、逮捕され、又は拘禁されることはない。ただし、前項に規定する拘禁刑に相当する故意犯の場合及び現行犯の場合を除く。
4. ある議員に対する刑事手続が開始され、この者が最終的に起訴された場合には、議会は、訴訟の継続のために議員の資格を停止すべきかどうかを決定するものとする。前 2 項に規定する種類の犯罪が問題となるときは、停止の決定は、義務とする。

第 158 条 権利及び特権

議員は、次の各号に掲げる権利及び特権を享受する。

- a) 兵役、代替役務又は徴用の延期
- b) 公式の外国旅行の際の自由な通行及び特別旅券に対する権利
- c) 特別な身分証明書
- d) 法律が規定する報酬

第 159 条 義務

次の各号に掲げる事項は、議員の義務を構成する。

- a) 本会議及び所属する委員会の会議に出席すること。
- b) それぞれの会派の提案に基づき任命される議会の役職及び職務を果たすこと。
- c) 表決に参加すること。

第 160 条 議席の喪失及び放棄

1. 次の各号に掲げる議員は、議席を喪失する。
 - a) 法律に規定する何らかの無能力又は兼職禁止に抵触するに至った者
 - b) 就任せず、又は議事規則に定める欠席数を超過した者
 - c) 選挙時に届け出られた政党と異なる政党に加入した者
 - d) その職務の遂行における責任違反の犯罪により、裁判所により有罪とされ、議席の喪失の刑を宣告された者又は人種差別主義の組織若しくはファシズムのイデオロギーを擁護する組織への参加により、裁判所により有罪とされた者
2. 議員は、書面による意思表示により、議席を放棄することができる。

第2章 権限

第161条 政治的な権限及び立法権限

共和国議会は、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) 第284条から第289条までに定めるところにより、この憲法の改正を承認すること。
- b) 自治地域の政治行政基本法及び立法議会の議員の選挙に関連する法律を承認すること。
- c) この憲法により政府に留保された事項を除くあらゆる事項について法律を制定すること。
- d) 立法の委任を政府に付与すること。
- e) この憲法第227条第1項b号に規定する委任を自治地域の立法議会に付与すること。
- f) 大赦及び一般的な恩赦を与えること。
- g) 政府の提案に基づき、国の計画の主要な選択に関する法律及び国の予算を承認すること。
- h) 政府が融資を契約し、及び供与し、並びに短期貸付けではないその他の貸付行為を実施することを、それぞれの一般的な条件を定めて承認すること並びに政府が各年に与える保証の上限を決定すること。
- i) 条約、特にポルトガルの国際組織への加盟条約、友好、平和、防衛、国境線の改定及び軍事に関する条約並びに共和国議会で留保された権限事項に関する国際協定又は政府が共和国議会の審査に付するのが適当であると判断した国際協定を承認すること。
- j) 国益に関する重要問題をレファレンダムに付することを共和国大統領に提案すること。
- l) 戒厳状態及び緊急事態の布告を承認し、及び確認すること。
- m) 共和国大統領が戦争を宣言し、及び講和を行うことを承認すること。
- n) 法律の定めるところにより、欧州連合の枠組みの機関における決定に従属する事項であって、共和国議会で留保された立法権限の領域に関わるものについて意見を表明すること。
- o) この憲法及び法律により付与されたその他の職務を果たすこと。

第 162 条 監督の権限

共和国議会は、監督の職務の遂行において、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) この憲法及び法律の実施を監視すること並びに政府及び行政の行為を検討すること。
- b) 戒厳状態又は緊急事態の布告の適用を検討すること。
- c) 無効化又は修正のため、デクレト・レイ（政府の排他的な立法権限の行使において制定されたものを除く。）及び第 227 条第 1 項 b 号に規定する地域立法デクレトを検討すること。
- d) 国及び法律が定めるその他の公的主体の会計報告を受け取ること。これらは、会計検査院の意見及び共和国議会の検討に必要なその他のデータとともに、翌年の 12 月 31 日までに提出されるものとする。
- e) 国の計画の執行の報告書を検討すること。

第 163 条 他の機関に関する権限

共和国議会は、他の機関に関して、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) 共和国大統領の就任に立ち会うこと。
- b) 共和国大統領の国内不在に同意を与えること。
- c) 共和国大統領に対して、その職務の遂行においてなされた犯罪について弾劾の訴訟を提起すること及び第 196 条に規定する場合において、政府の構成員の資格停止について決定すること。
- d) 政府の綱領を審査すること。
- e) 政府に対する信任及び不信任の動議について表決すること。
- f) 法律の定めるところにより、欧州統合の建設過程へのポルトガルの参加を監視し、及び検討すること。
- g) 共和国議会が任命する権限を有する国家評議会の 5 人の構成員及び検察高等評議会の構成員を、比例代表制に従い選挙すること。
- h) 出席議員の 3 分の 2 の多数であって、在籍議員の絶対多数を超えるものにより、憲法裁判所の 10 人の裁判官、オンブズマン、経済社会審議会議長、司法官高等評議会の 7 人の委員、社会的コミュニケーションの規制機関及びその他の憲法上の機関の構成員であって、法律の定めるところにより、その任命が共和国議会に委ねられているものを選挙すること。
- i) 法律の定めるところにより、軍の分遣隊及び保安部隊の国外での活動を監視すること。

第 164 条 立法権限の絶対的な留保

次の各号に掲げる事項について立法を行うことは、共和国議会の排他的な立法権限とする。

- a) 統治機関の構成員の選挙
- b) レファレンダムの制度
- c) 憲法裁判所の組織、運営及び手続

- d) 国防の組織、これに由来する義務の決定並びに国軍の組織、運営、装備更新及び規律の一般的な基礎
- e) 戒厳状態及び緊急事態の制度
- f) ポルトガル市民権の取得、喪失及び再取得
- g) 領海、排他的経済水域及び隣接海底の突出部に対するポルトガルの権利の範囲の確定
- h) 政治団体及び政党
- i) 教育制度の基礎
- j) 自治地域の立法議会の議員の選挙
- l) 地方政府の機関の構成員の選挙又は直接普通投票により実施されるその他の選挙及びその他の憲法上の機関の構成員の選挙
- m) 統治機関及び地方政府の機関並びにその他の憲法上の機関の構成員又は直接普通投票により選挙される者の地位
- n) 地方自治体の設置、廃止及び変更並びにそれぞれの制度。ただし、自治地域の権能を妨げない。
- o) 現役の常勤の軍人及び武装職員並びに保安部門及び保安部隊の職員による権利の行使の制限
- p) 欧州委員会を除く欧州連合の機関の構成員の任命の制度
- q) 共和国の諜報の制度及び国家秘密の制度
- r) 国、自治地域及び地方自治体の予算の作成及び組織化の一般的な制度
- s) 国の象徴の制度
- t) 自治地域の財政制度
- u) 保安部隊の制度
- v) 共和国大統領の補佐の役務の組織的、行政的及び財政的な自律の制度

第 165 条 立法権限の相対的な留保

1. 次の各号に掲げる事項について立法を行うことは、政府に委任を付与した場合を除き、共和国議会の排他的な立法権限とする。
- a) 人の身分及び能力
 - b) 権利、自由及び保障
 - c) 犯罪の定義、刑罰、保安処分及びそれぞれの要件並びに刑事訴訟手続
 - d) 懲戒上の違反行為及び秩序違反行為の罰則並びにそれぞれの手続の一般的な制度
 - e) 公益のための徴発及び収用の一般的な制度
 - f) 社会保障及び全国的な保健サービスの基礎
 - g) 自然、生態学的な均衡及び文化遺産の保護の制度の基礎
 - h) 農村及び都市の賃貸借の一般的な制度
 - i) 租税の創設、租税制度並びに料金及び公的主体のためのその他の財政的な負担金の一般的な制度
 - j) 民間企業及び同性質のその他の主体が活動を禁止される基幹部門を含む生産手段の

所有部門の定義

- l) 公益を理由とする生産手段及び土地への介入、これらの収用、国有化及び民営化の手段及び形式並びにこれらの場合における補償の決定の基準
 - m) 経済及び社会の発展計画の制度並びに経済社会審議会の構成
 - n) 農業経営単位の上限及び下限の決定を含む農業政策の基礎
 - o) 通貨制度及び度量衡の基準
 - p) 裁判所及び検察の組織及び権限、裁判官及び検察官の地位並びに紛争解決の非司法的主体の組織及び権限
 - q) 地方の財政制度を含む地方自治体の地位
 - r) 地方政府の活動への住民組織の参加
 - s) 公的団体、行政客体に対する保障及び行政の民事責任
 - t) 公務の制度の基礎及び範囲
 - u) 公営企業及び公的基金の地位の一般的な基礎
 - v) 公有財産の財の定義及び制度
 - x) 所有に関する協同組合的社会的部門に統合される生産手段の制度
 - z) 国土の整備及び都市計画の基礎
 - aa) ムニシーピオ⁶の警察の制度及び設置の方式
2. 立法を委任する法律は、委任の対象、目的、範囲及び期間を定めなければならない。ただし、委任の期間は、延長することができる。
 3. 立法の委任は、1回を超えて用いることはできない。ただし、その分割的な執行を妨げない。
 4. 委任は、それを付与された政府の解散、立法期の終了又は共和国議会の解散により失効する。
 5. 予算法律において政府に付与された委任は、この条の規定を遵守し、かつ、租税事項に関わる場合には、それに関する会計年度が終了した時点限りで失効する。

第 166 条 行為の形式

1. 第 161 条 a 号に掲げる行為は、憲法法律の形式をとる。
2. 第 164 条 a 号から f 号まで、h 号、j 号、l 号の第 1 の部分⁷、q 号及び t 号並びに第 255 条に掲げる行為は、組織法律の形式をとる。
3. 第 161 条 b 号から h 号までに掲げる行為は、法律の形式をとる。
4. 第 163 条 d 号及び e 号に掲げる行為は、動議の形式をとる。
5. 共和国議会のその他の行為並びに第 179 条第 3 項 e 号及び f 号に掲げる常設委員会の行為は、決議の形式をとる。
6. 決議は、審署にかかわりなく公示される。

第 167 条 法律及びレファレンダムの提案

1. 議員、会派及び政府、さらには、法律の定める方法及び条件に従い、有権者である市民

⁶ 後掲注 (14) 参照。

⁷ 地方政府の機関の構成員の選挙を指す。

の集団は、法律及びレファレンダムの提案を行う権限を有し、自治地域に関する法律を提案する権限は、それぞれの立法議会も有する。

2. 議員、会派、自治地域の立法議会及び有権者である市民の集団は、現行の会計年度において、予算に規定する国の支出の増加又は収入の減少をもたらす法律案又は修正案を提出することができない。

3. 議員、会派及び有権者である市民の集団は、現行の会計年度において、予算に規定する国の支出の増加又は収入の減少をもたらすレファレンダムの案を提出することができない。

4. 確定的に拒否された法律案及びレファレンダムの案は、共和国議会が新たに選挙された場合を除き、同一の立法会期に再提出することができない。

5. 提出された立法会期で表決に付されなかった議員等提出法律案及び政府提出法律案並びにレファレンダムの案は、立法期が終了した場合を除き、次の立法会期における再提出を要しない。

6. 法律案及びレファレンダムの案は、政府の解散により廃案となる。

7. 自治地域の立法議会の提案による法律案は、それぞれの立法期の終了により廃案となる。ただし、一般原則に関する部分が既に承認されたものは、共和国議会の立法期の終了によつてのみ廃案となる。

8. 議会の委員会は、法律案及びレファレンダムの案が撤回されていない場合には、当該法律案及びレファレンダムの案を損なうことなく、これらに関係する代替の文言を提出することができる。

第 168 条 審議及び表決

1. 法律案の審議は、一般原則に関する討論及び逐条的な討論から成る。

2. 表決は、一般原則に関する表決、逐条的な表決及び最終的な全体表決から成る。

3. 議会がその旨を決定する場合には、一般原則が承認された文言について、委員会により逐条的な表決が行われるものとする。ただし、議会の付託取消しの権能及び全体的な承認のための議会の最終的な表決を妨げない。

4. 第 164 条 a 号から f 号まで、h 号、n 号及び o 号並びに第 165 条第 1 項 q 号に掲げる事項に関する法律は、本会議により逐条的な表決が行われなければならない。

5. 組織法律は、最終的な全体表決において、在籍議員の絶対多数による承認を必要とし、第 255 条に規定する地域の領域の画定に関する規定は、本会議において、同様の多数により、逐条的に承認されなければならない。

6. 次の各号に掲げる事項については、出席議員の 3 分の 2 の多数であつて、在籍議員の絶対多数を超えるものによる承認を必要とする。

a) 社会的コミュニケーションの規制機関に関する法律

b) 第 118 条第 2 項の規定を規律する規範

c) 第 121 条第 2 項に規定する権利の行使を規律する法律

d) 第 148 条及び第 149 条に規定する事項を規律する法律の規定並びに第 239 条第 3 項に規定する機関の選挙の制度及び方法に関する規定

- e) 第 164 条 o 号の事項を規律する規定
- f) 自治地域の政治行政基本法の規定であって、それぞれの立法権を構成する事項を定めるもの

第 169 条 議会による立法の検討

1. デクレト・レイは、政府の排他的な立法権限の行使において承認されたものを除き、無効化又は修正のため、10 人の議員の要求により、共和国議会の活動の停止期間を算入しないで公布後 30 日以内に、共和国議会の検討に付することができる。
2. 立法の委任を用いて制定されたデクレト・レイの検討が要求され、かつ、修正案が提出された場合には、議会は、当該デクレト・レイを修正する法律が公布されるまで、又は当該修正案が全て否決されるまで、当該デクレト・レイの効力を、全部又は部分的に停止することができるものとする。
3. この停止は、議会が最後まで意見を表明することなく 10 回の本会議が経過すれば、失効する。
4. デクレト・レイは、その無効化が承認される場合には、決議が「共和国日報」に公示される日から効力を失うものとし、同一立法会期中、再び公示することはできないものとする。
5. 検討が要求された場合において、議会がそれについて意見を表明しなかったとき、又は議会在修正を施すことを議決した場合において、その立法会期の終了までそれぞれの法律が表決されず、かつ、15 回の本会議が経過したときは、手続は、失効したとみなされる。
6. デクレト・レイの議会による検討の手続は、議事規則の定めるところにより、優先性を享受する。

第 170 条 緊急手続

1. 共和国議会は、あらゆる議員若しくは会派又は政府の提案により、あらゆる法律案又は決議案について、手続の緊急性を宣言することができる。
2. さらに、議会は、自治地域の立法議会の提案により、これらにより提出されたあらゆる法律案について、手続の緊急性を宣言することができる。

第 3 章 組織及び運営

第 171 条 立法期

1. 立法期は、4 立法会期の間、継続する。
2. 解散の場合には、その際に選挙される議会は、新しい立法期を開始し、その立法期の期間は、選挙の日に継続中である立法会期に相当する期間が満了するのに必要な時間が冒頭に付加される。

第 172 条 解散

1. 共和国議会は、その選挙後 6 か月間、共和国大統領の任期の最後の 6 か月間又は戒厳状態若しくは緊急事態の有効期間中には解散されることはない。
2. 前項の規定に違反した場合には、解散のデクレトは、法的に無効となる。

3. 議会の解散は、その次の選挙後の議会の最初の集会まで、議員の任期及び常設委員会の権限の存続を妨げない。

第 173 条 選挙後の集会

1. 共和国議会は、選挙の全体の結果の集計後の 3 日目に、又は立法期の満了による選挙の場合において、その日が立法期の満了前であるときは、その次の立法期の初日に、当然に集会する。
2. その日が議会の有効な活動期間外である場合には、議会は、第 175 条に規定する目的のために集会するものとする。

第 174 条 立法会期、活動期間及び招集

1. 立法会期は、1 年間継続し、9 月 15 日に開始する。
2. 共和国議会の活動の通常期間は、9 月 15 日から 6 月 15 日までとする。ただし、議会が出席議員の 3 分の 2 の多数により議決する休会を妨げない。
3. 共和国議会は、活動の通常期間を延長する本会議の議決により、常設委員会の提案により、又は常設委員会が〔活動〕不能で、かつ、重大な緊急性があるときは、過半数の議員の提案により、前項に規定する期間外に活動することができる。
4. さらに、議会は、特定の事項に従事するため、共和国大統領が特別に招集することができる。
5. 委員会は、第 2 項の定めるところにより、議会の議決により、議会の本会議の活動とは独立して活動することができる。

第 175 条 議会の内部的な権限

共和国議会は、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) この憲法の定めるところにより、その議事規則を作成し、及び承認すること。
- b) 在籍議員の絶対多数により、その議長及び執行部のその他の構成員を選挙すること。
この場合において、4 人の副議長は、4 つの最大会派の提案に基づき選挙される。
- c) 常設委員会及びその他の委員会を設置すること。

第 176 条 本会議の会議の議事日程

1. 議事日程は、議事規則に規定する案件の優先性に従い、共和国議会議長により決定される。ただし、議会の本会議への申立ての権利及び第 174 条第 4 項に規定する共和国大統領の権限を妨げない。
2. 政府及び会派は、緊急に解決すべき国益に関する事項を優先することを求めることができる。
3. 全会派は、議事規則で定める基準に従い、一定数の会議の議事日程を決定することを求める権限を有する。ただし、少数政党又は政府に参加していない政党の立場は、常に保護される。
4. 自治地域の立法議会は、緊急に解決すべき地域の利益に関する事項を優先することを求めることができる。

第 177 条 政府の構成員の参加

1. 大臣は、共和国議会の本会議に出席する権利を有し、副大臣により補佐され、又は代理

- されることができ、いずれも、議事規則の定めるところにより、発言することができる。
2. 政府の構成員が議員の質問及び説明要求に応ずるために出席する会議が設定されるものとし、会議は、議事規則で定める最短の間隔で定期的に、かつ、政府の同意を得て定められた期日に開催されるものとする。
 3. 政府の構成員は、委員会の議事への参加を求めることができ、また、出席を要求された場合には、当該委員会に出席しなければならない。

第 178 条 委員会

1. 共和国議会は、議事規則で定める委員会を有するとともに、調査又はその他の何らかの定められた目的のための特別委員会を設置することができる。
2. 委員会の構成は、共和国議会における政党の議席数に比例する。
3. 議会に提出された請願は、〔常任〕委員会又はその目的のために特別に設置された委員会により審査され、特別に設置された委員会は、当該事項を所管する他の委員会の意見を聴くことができるものとし、あらゆる場合において、いかなる市民の陳述も求めることができる。
4. 議会の調査委員会は、議員 1 人当たり 1 立法会期につき 1 回を限度として、在籍議員の 5 分の 1 が要求する場合には、必ず設置しなければならない。ただし、一般的な条件によるその設置を妨げない。
5. 議会の調査委員会は、司法機関の固有の捜査の権限を享受する。
6. 委員会の議長職は、所属議員数に比例して、会派に全体として配分される。
7. 議事規則の定めるところにより、地域立法案が審議される委員会の会議に、提案した自治地域の立法議会の代表者が参加することができる。

第 179 条 常設委員会

1. 共和国議会の有効な活動期間外、議会が解散されている期間を通じ、及びこの憲法に規定するその他の場合に、共和国議会の常設委員会が活動する。
2. 常設委員会は、共和国議会議長により主宰され、並びに副議長及び全ての政党が議会におけるそれぞれの議席数に比例して指名した議員により構成される。
3. 常設委員会は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - a) この憲法及び法律の実施を監視し、並びに政府及び行政の活動を監視すること。
 - b) 議員の任務に関する議会の権能を行使すること。
 - c) 必要な場合には、議会の招集を促すこと。
 - d) 立法会期の開始を準備すること。
 - e) 共和国大統領の国内不在に同意を与えること。
 - f) 共和国大統領が戒厳状態又は緊急事態を布告し、戦争を宣言し、及び講和を行うことを承認すること。
4. 前項 f 号の場合には、常設委員会は、可能な限り最短の期間内に議会の招集を促すものとする。

第 180 条 会派

1. 各政党又は政党連合を通じて選挙された議員は、会派を結成することができる。

2. 次の各号に掲げる事項は、各会派の権利を構成する。
 - a) 所属議員数に応じて議会の委員会に参加し、当該委員会におけるその代表者を指名すること。
 - b) 議事日程の決定において意見を聴かれ、及び決定された議事日程について本会議に申立てを提起すること。
 - c) 政府の出席の下に、現在かつ緊急の公益に関する問題についての討論を始めること。
 - d) 各立法会期において、政府に対する質疑の手段を通じて、一般的又は分野別の政策事項について2つの討論を開始させること。
 - e) 議会の招集を促すように常設委員会に求めること。
 - f) 議会の調査委員会の設置を要求すること。
 - g) 立法の提案を行うこと。
 - h) 政府の綱領の否決の動議を提出すること。
 - i) 政府に対する不信任の動議を提出すること。
 - j) 公益に関する主要問題の状況について、政府から定期的かつ直接的に情報提供を受けること。
3. 各会派は、法律の定める条件に従い、議会所在地における活動の場所並びにその信任を得た専門的及び事務的な人員の提供を受けることを求める権利を有する。
4. 会派に属しない議員は、議事規則の定めるところにより、最低限の権利及び保障が確保される。

第181条 議会に勤務する職員及び専門家

議会及び委員会の議事は、議長が必要と判断する人数の、専門的及び事務的な公務員の常設の組織並びに委嘱され、又は一時的に契約された専門家により、補佐されるものとする。

第4編 政府

第1章 機能及び構造

第182条 定義

政府は、国の一般的政策の指導機関かつ公行政の最高機関とする。

第183条 構成

1. 政府は、首相、大臣、副大臣及び政務次官により構成される。
2. 政府は、1人以上の副首相を置くことができる。
3. 国の省庁の数、名称及び権限並びに省庁の間の調整の方式は、場合に応じて、それぞれの長を任命するデクレト又はデクレト・レイにより決定されるものとする。

第184条 閣議

1. 閣議は、首相、副首相が置かれている場合には副首相及び大臣により構成される。
2. 法律は、〔特定の〕事項のための特別の閣議を設置することができる。

3. 閣議の会議への参加のために、副大臣及び政務次官を招集することができる。

第 185 条 政府の構成員の代理

1. 副首相を置かない場合には、首相は、その不在又は障害の際に、自らが共和国大統領に対して指定する大臣又はその指定を欠くときは共和国大統領が指名する大臣により代理される。

2. 各大臣は、その不在又は障害の際に、自らが首相に対して指定する副大臣又はその指定を欠くときは首相が指名する政府の構成員により代理されるものとする。

第 186 条 職務の開始及び終了

1. 首相の職務は、その就任により開始し、共和国大統領によるその罷免により終了する。

2. その他の政府の構成員の職務は、その就任により開始し、その罷免又は首相の罷免により終了する。

3. さらに、副大臣及び政務次官の職務は、それぞれの大臣の罷免により終了する。

4. 政府の解散の場合には、職務を終了した政府の首相は、新首相の任命及び就任の日に罷免される。

5. 政府は、共和国議会によるその綱領の審査の前、又はその解散の後においては、公的業務の運営を確保するために真に必要な行為のみを行うものとする。

第 2 章 編成及び責任

第 187 条 編成

1. 首相は、共和国議会に議席を有する政党の意見を聴き、選挙結果を考慮した上で、共和国大統領が任命する。

2. その他の政府の構成員は、首相の提案に基づき、共和国大統領が任命する。

第 188 条 政府の綱領

政府の綱領には、政府の活動の様々な領域において採用し、又は提案する主要な国政上の方針決定及び措置が記されるものとする。

第 189 条 政府の連帯

政府の構成員は、政府の綱領及び閣議において行われた決定に拘束される。

第 190 条 政府の責任

政府は、共和国大統領及び共和国議会に対して責任を負う。

第 191 条 政府の構成員の責任

1. 首相は、共和国大統領に対して責任を負い、及び政府の政治的な責任の範囲内で共和国議会に対して責任を負う。

2. 副首相及び大臣は、首相に対して責任を負い、及び政府の政治的な責任の範囲内で共和国議会に対して責任を負う。

3. 副大臣及び政務次官は、首相及びそれぞれの大臣に対して責任を負う。

第 192 条 政府の綱領の審査

1. 政府の綱領は、首相の所信表明を通じて、その任命後遅くとも 10 日以内に、共和国議

会の審査に付される。

2. 共和国議会が有効に活動していない場合には、その議長によりその目的のために招集されなければならないものとする。
3. 討論は、3日を超えることができず、その終了までは、いかなる会派も綱領の否決を提案することができ、政府は信任投票の可決を求めることができる。
4. 政府の綱領の否決は、在籍議員の絶対多数を必要とする。

第 193 条 信任投票の要請

政府は、共和国議会に対し、一般的政策の表明又は国益に関するあらゆる重要事項について、信任投票の可決を求めることができる。

第 194 条 不信任の動議

1. 共和国議会は、政府の綱領の実施又は国益に関する重要事項に関し、在籍議員の 4 分の 1 又はいずれかの会派の提案により、政府に対する不信任の動議を表決することができる。
2. 不信任の動議は、その提出から 48 時間後に、連続 3 日を超えない討論においてのみ審査することができる。
3. 不信任の動議が可決されなかった場合には、その署名者は、同一立法会期中に他の不信任の動議を提出することができない。

第 195 条 政府の解散

1. 次の各号に掲げる事項は、政府の解散をもたらす。
 - a) 新しい立法期の開始
 - b) 首相により提出された辞職願の共和国大統領による受理
 - c) 首相の死亡又は長期的な身体的無能力
 - d) 政府の綱領の否決
 - e) 信任の動議の否決
 - f) 在籍議員の絶対多数による不信任の動議の可決
2. 共和国大統領は、民主的制度の正常な運営を確保するために必要となる場合に限り、国家評議会の意見を聴いた上で、政府を解散することができる。

第 196 条 政府の構成員の刑事責任の追及

1. いかなる政府の構成員も、共和国議会の許諾なく、逮捕又は拘禁されることはない。ただし、最高刑が 3 年を超える拘禁刑に相当する故意犯の場合及び現行犯の場合を除く。
2. ある政府の構成員に対する刑事手続が開始され、この者が最終的に起訴された場合には、共和国議会は、訴訟の継続のために政府の構成員の職務を停止すべきかどうかを決定するものとする。前項に規定する種類の犯罪が問題となるときは、停止の決定は、義務とする。

第 3 章 権限

第 197 条 政治的な権限

1. 政府は、政治的な職務の遂行において、次の各号に掲げる権限を有する。
 - a) 第 140 条の定めるところにより、共和国大統領の行為に副署すること。
 - b) 国際協定について交渉し、及びこれを締結すること。
 - c) その承認が共和国議会の権限ではない国際協定又は議会に提出されていない国際協定を承認すること。
 - d) 法律案及び決議案を共和国議会に提出すること。
 - e) 第 115 条の定めるところにより、国益に関する重要問題をレファレンダムに付することを共和国大統領に提案すること。
 - f) 戒厳状態及び緊急事態の布告について意見を表明すること。
 - g) 戦争の宣言又は講和を共和国大統領に提案すること。
 - h) 第 162 条 d 号の定めるところにより、国及び法律が定めるその他の公的主体の会計報告を共和国議会に提出すること。
 - i) 第 161 条 n 号及び第 163 条 f 号の規定の目的のために、欧州統合の建設過程に関する情報を、共和国議会に対し、適時に提供すること。
 - j) この憲法又は法律により委ねられたその他の行為を行うこと。
2. 国際協定の政府による承認は、デクレトの形式をとる。

第 198 条 立法権限

1. 政府は、立法的な職務の遂行において、次の各号に掲げる権限を有する。
 - a) 共和国議会に留保されていない事項について、デクレト・レイを制定すること。
 - b) 共和国議会に相対的に留保されている事項について、共和国議会の委任によりデクレト・レイを制定すること。
 - c) 法制度の原則又は一般的な基礎のみを定める法律に定める法制度の原則又は一般的な基礎を展開するデクレト・レイを制定すること。
2. 政府の固有の組織及び運営に関する事項は、政府の排他的な立法権限とする。
3. 第 1 項 b 号及び c 号に掲げるデクレト・レイは、立法を委任する法律又は当該デクレト・レイを承認する根拠となる法律を明記しなければならない。

第 199 条 行政権限

政府は、行政的な職務の遂行において、次の各号に掲げる権限を有する。

- a) それぞれの主要な選択に関する法律に基づき、計画を策定し、実施させること。
- b) 国の予算を執行させること。
- c) 法律の適正な執行に必要な規則を制定すること。
- d) 非軍事的及び軍事的な国の直接行政に関する役務及び活動を指揮し、間接行政において監督し、並びに間接行政及び自治行政に関する後見監督を行うこと。
- e) 国及びその他の公法人の公務員及び職員に関して法律により要求されるあらゆる行為を実施すること。
- f) 民主的な適法性を守ること。
- g) 経済社会的な発展の促進及び集団的な需要の充足に必要な全ての行為及び全ての措置を実施し、及び講ずること。

第 200 条 閣議の権限

1. 閣議は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - a) 政府の政策及びその執行の全体的な方針を決定すること。
 - b) 共和国議会に対する信任の要請について決定すること。
 - c) 法律案及び決議案を承認すること。
 - d) デクレト・レイ及び共和国議会に提出されない国際協定を承認すること。
 - e) 計画を承認すること。
 - f) 公的な収入又は支出の増減をもたらす政府の行為を承認すること。
 - g) 法律により政府に付与され、又は首相若しくはその他の大臣により政府に提出された、その他の政府の権限事項について決定すること。
2. 特別な閣議は、法律により付与され、又は閣議により委任された権限を行使する。

第 201 条 政府の構成員の権限

1. 首相は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - a) 全ての大臣の行為を調整し、及び指導して、政府の一般的政策を指揮すること。
 - b) 政府の運営及び政府と国の他の機関の間の一般的な性格を有する関係を指揮すること。
 - c) 国の国内政策及び外交政策の指導に関する事項について共和国大統領に報告すること。
 - d) この憲法及び法律により付与されたその他の職務を遂行すること。
2. 大臣は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - a) その省に当てられた政策を執行すること。
 - b) それぞれの省の領域において、政府と国の他の機関の間の一般的な性格を有する関係を確保すること。
3. デクレト・レイ及び政府のその他のデクレトは、首相及び当該事項を所管する大臣により署名される。

第 5 編 裁判所

第 1 章 一般原則

第 202 条 裁判の機能

1. 裁判所は、人民の名において裁判を行う権限を有する統治機関とする。
2. 裁判の運営において、裁判所は、市民の法的に保護される権利及び利益の防御を確保し、民主的な合法性に対する侵害を抑止し、公的及び私的な利益の紛争を解決する責務を負う。
3. 裁判所は、その職務の遂行において、他の公的機関の補佐に対する権利を有する。
4. 法律は、紛争の裁判によらない和解の手段及び方式を制度化することができるものとする。

第 203 条 独立性

裁判所は、独立とし、法律にのみ従う。

第 204 条 違憲性の審査

裁判の対象となる事件においては、裁判所は、この憲法の規定又はこの憲法の定める原則に違反する規範を適用することができない。

第 205 条 裁判所の判断

1. 単なる事務手続上のものではない裁判所の判断には、法律に規定する方式で理由が付される。
2. 裁判所の判断は、あらゆる公的主体及び私的主体にとって強制力があり、あらゆる他の公的機関の判断に優越する。
3. 法律は、あらゆる公的機関に関して裁判所の判断の執行の条件について規律し、その不執行に対して責任を有する者に対して適用する制裁について定める。

第 206 条 裁判所の審理

裁判所の審理は、公開とする。ただし、個人の尊厳及び公衆道徳を守るため、又はその正常な運営を保障するため、理由を付した決定において、裁判所自身が非公開と決する場合を除く。

第 207 条 陪審、人民の参加及び専門的な補佐

1. 陪審は、法律の定める場合において、かつ、法律の定める構成により、特に検察側又は被告人側が要求する場合に、重大な犯罪（テロ犯罪及び高度に組織的な犯罪を除く。）の裁判に参加する。
2. 法律は、労働問題、公衆衛生違反、軽犯罪、刑罰の執行又は侵害された社会的価値についての特別の考慮が正当化されるその他の問題の裁判への非職業裁判官の参加について定めることができるものとする。
3. 法律は、さらに、特定の事項の裁判への専門的な資格を有する補佐人の参加について定めることができるものとする。

第 208 条 法律扶助

法律は、任務の遂行に必要な特権を弁護士に保障し、及び裁判の運営に不可欠の要素としての法律扶助について規律する。

第 2 章 裁判所の組織

第 209 条 裁判所の種類

1. 憲法裁判所のほか、次の各号に掲げる種類の裁判所を置く。
 - a) 最高司法裁判所並びに第 1 審及び第 2 審の司法裁判所
 - b) 最高行政裁判所並びにその他の行政税務裁判所
 - c) 会計検査院
2. 海事裁判所、仲裁裁判所及び治安判事を置くことができる。
3. 法律は、前 2 項に規定する裁判所が個別に、又は合同で権限裁判所として構成されることができる事件及び方式について定める。

4. 一定の種類 of 犯罪の裁判についての排他的な権限を有する裁判所の設置は、禁止される。ただし、軍事裁判所に関する規定を妨げない。

第 210 条 最高司法裁判所及び審級

1. 最高司法裁判所は、司法裁判所の階層の最上級機関とする。ただし、憲法裁判所の固有の権限を妨げない。
2. 最高司法裁判所の長官は、その裁判官により選挙される。
3. 第 1 審裁判所は、原則として、地区裁判所とし、次条第 2 項に規定する裁判所は、これと同等の地位を有する。
4. 第 2 審裁判所は、原則として、控訴裁判所とする。
5. 最高司法裁判所は、法律の定める場合には、審級裁判所⁸として活動するものとする。

第 211 条 司法裁判所の権限及び専門化

1. 司法裁判所は、民事上及び刑事上の問題における通常裁判所とし、他の司法組織に割り当てられない全ての領域において、管轄権を行使する。
2. 第 1 審においては、特別の権限を有する裁判所及び特定の事項の裁判に特化した裁判所を設置することができる。
3. 厳密に軍事的な性格を有する犯罪を裁判するあらゆる審級の裁判所において、法律の定めるところにより、1 人以上の軍人の裁判官が構成員となる。
4. 控訴裁判所及び最高司法裁判所は、専門部において活動することができる。

第 212 条 行政税務裁判所

1. 最高行政裁判所は、行政税務裁判所の階層の最上級機関とする。ただし、憲法裁判所の固有の権限を妨げない。
2. 最高行政裁判所の長官は、その裁判官の中からその裁判官により選挙される。
3. 行政税務裁判所は、行政上及び税務上の法律関係から生ずる紛争を解決することを目的とする訴訟の提起及び上訴の裁判の権限を有する。

第 213 条 軍事裁判所

戦争状態の期間中は、厳密に軍事的な性格を有する犯罪の裁判権限を有する軍事裁判所が設置される。

第 214 条 会計検査院

1. 会計検査院は、公的支出の合法性の監督及び法律が同院に提出することを命ずる会計報告の評価の最高機関とし、特に次の各号に掲げる権限を有する。
 - a) 社会保障を含む国の決算に関して意見を述べること。
 - b) アソーレス及びマデイラの自治地域の会計に関して意見を述べること。
 - c) 法律の定めるところにより、財政的な違反行為に対する責任を追及すること。
 - d) 法律により付与されたその他の権限を行使すること。
2. 会計検査院長の任期は、4 年とする。ただし、第 133 条 m 号の規定を妨げない。
3. 会計検査院は、法律の定めるところにより、地域の支部により、分権的に活動すること

⁸ 高官の犯罪の裁判等の場合におけるように第 1 審の裁判所としての役割を果たす場合を指す。

ができる。

4. アソーレス及びマデイラの自治地域に、法律の定めるところにより、それぞれの地域において問題となる事項に関して全ての権限を有する会計検査院の支部を設置する。

第3章 裁判官の地位

第215条 司法裁判所の司法官

1. 司法裁判所の裁判官は、単一の団体を形成し、単一の規則により規律される。
2. 法律は、第1審の司法裁判所の裁判官の採用の要件及び規則について定める。
3. 第2審の司法裁判所の裁判官の採用は、第1審の裁判官の間の経歴による選抜により、業績の基準を優先して行われる。
4. 最高司法裁判所への昇任は、法律の定める条件により、裁判官、検察官及び業績を有するその他の法律家に開かれた経歴による選抜により行われる。

第216条 身分保障及び兼職禁止

1. 裁判官は、終身とし、法律の定める場合を除き、転任させられ、停職させられ、退職させられ、又は罷免されることはない。
2. 裁判官は、その判決について責任を負わされることはない。ただし、法律の定める例外を除く。
3. 現職の裁判官は、公的又は私的な他のいかなる職務も果たすことができない。ただし、法律の定めるところにより、教員の職務又は学術調査の職務であって、報酬を受けないものを除く。
4. 現職の裁判官は、所管の高等評議会の承認を得ずに、裁判所の活動とは関係のない奉仕の任務のために任命されることはない。
5. 法律は、裁判官の職務の遂行と兼ねることができないその他の事項について定めることができる。

第217条 裁判官の任命、配置、転任及び昇任

1. 司法官高等評議会は、法律の定めるところにより、司法裁判所の裁判官の任命、配置、転任及び昇任並びに懲戒行為の遂行に関する権限を有する。
2. 行政税務裁判所の裁判官の任命、配置、転任及び昇任並びに懲戒行為の遂行は、法律の定めるところにより、それぞれの高等評議会の権限に帰属する。
3. 法律は、この憲法の定める保障の下に、その他の裁判所の裁判官に関し、配置、転任及び昇任並びに懲戒行為の遂行についての規則を定め、及びこれらについての権限を決定する。

第218条 司法官高等評議会

1. 司法官高等評議会は、最高司法裁判所長官により主宰され、次の各号に掲げる委員から成る。
 - a) 共和国大統領により任命される2人
 - b) 共和国議会により選挙される7人

- c) 比例代表原則に従い、その同輩により選挙される7人の裁判官
2. 裁判官の身分保障に関する規則は、司法官高等評議会の全ての委員に適用される。
3. 法律は、同輩により選挙された司法公務員が司法官高等評議会の構成員となり、司法公務員の職業上の業績の評価及び懲戒的な職務の遂行に関する問題の討議及び表決に限り参加することについて規定することができるものとする。

第4章 検察

第219条 職務及び地位

1. 検察は、国を代表し、及び法律が定める利益を擁護する権限並びに次項の規定を遵守し、かつ、法律の定めるところにより、統治機関により定められた刑事政策の実施に参加し、合法性の原則に従った刑事訴訟を行い、及び民主的な合法性を擁護する権限を有する。
2. 検察は、法律の定めるところにより、独自の地位及び自律性を享受する。
3. 法律は、厳密に軍事的な性格を有する犯罪の場合における検察に対する特別の補佐の方式について定める。
4. 検察の職員は、階層制に従う責任を有する司法官とし、法律で定める場合を除き、転任させられ、停職させられ、退職させられ、又は罷免されることはない。
5. 共和国最高検察庁は、検察の職員の任命、配置、転任及び昇任並びに懲戒行為の遂行に関する権限を有する。

第220条 共和国最高検察庁

1. 共和国最高検察庁は、法律で定める構成及び権限を有する、検察の最上級機関とする。
2. 共和国最高検察庁は、共和国検事総長を長とし、共和国議会により選挙された構成員及び検察官により互選された構成員を含む検察高等評議会が同庁に置かれる。
3. 共和国検事総長の任期は、6年とする。ただし、第133条 m 号の規定を妨げない。

第6編 憲法裁判所

第221条 定義

憲法裁判所は、特に法的・憲法的な性格を有する事項についての裁判を行う権限を有する裁判所とする。

第222条 構成及び裁判官の地位

1. 憲法裁判所は、13人の裁判官により構成され、10人は共和国議会により任命され、3人は共和国議会により任命された憲法裁判所裁判官により選任される。
2. 共和国議会により任命される裁判官又は当該裁判官により選任される裁判官のうちの6人は、他の裁判所の裁判官の中から選任されなければならない。他の〔7人の〕裁判官は、法律家の中から選任されなければならない。
3. 憲法裁判所裁判官の任期は、9年とし、更新することはできない。
4. 憲法裁判所の長官は、その裁判官により選挙される。

5. 憲法裁判所裁判官は、他の裁判所の裁判官〔と同一〕の独立性、終身性、不偏不党及び免責の保障を享受し、並びに他の裁判所の裁判官〔と同一〕の兼職禁止に服する。
6. 法律は、特権及び憲法裁判所裁判官の地位に関するその他の規則を定める。

第 223 条 権限

1. 憲法裁判所は、第 277 条以下の定めるところにより、違憲性及び違法性を審査する権限を有する。
2. 憲法裁判所は、次の各号に掲げる事項についても、権限を有する。
 - a) 共和国大統領の死亡を確認し、その永続的な身体的無能力を宣言し、及びその職務の遂行の一時的障害を確認すること。
 - b) 第 129 条第 3 項及び第 130 条第 3 項の場合に、共和国大統領の失職を確認すること。
 - c) 法律の定めるところにより、選挙手続に関する行為の合規性及び効力を終審として裁判すること。
 - d) 第 124 条第 3 項に規定する目的のために、全ての共和国大統領候補者について、その死亡を確認し、及び大統領の職務の遂行の不能を宣言すること。
 - e) この憲法及び法律の定めるところにより、政党及びその連合の設立の合法性を確認し、その名称、略称及び象徴の合法性を審査し、並びにそれぞれの解散を命ずること。
 - f) 国、自治地域及び地方のレファレンダムの憲法適合性及び合法性を、それぞれの有権者団に関する要件の審査を含め、事前に確認すること。
 - g) 法律の定めるところにより、議員の要求に基づき、議席の喪失並びに共和国議会及び自治地域の立法議会において行われた選挙に関する訴えを裁判すること。
 - h) 法律の定めるところにより訴えることができるとされている政党の機関の選挙及び決定に対する異議の訴訟を裁判すること。
3. さらに、憲法裁判所は、この憲法及び法律により付与されたその他の職務を遂行する権限を有する。

第 224 条 組織及び運営

1. 法律は、憲法裁判所の所在地、組織及び運営に関する規則を定める。
2. 法律は、小法廷による憲法裁判所の運営について定めることができる。ただし、憲法適合性及び合法性に関する抽象的審査を目的とする場合は、この限りでない。
3. 法律は、同一の規範の適用領域における小法廷の矛盾する判断に関して、憲法裁判所の大法廷への上訴について定める。

第 7 編 自治地域

第 225 条 アソーレス及びマデイラの政治行政制度

1. アソーレス諸島及びマデイラ諸島の固有の政治行政制度は、その地理的、経済的、社会的及び文化的な性格並びに島民の歴史的な自治主義的な切望に基づく。
2. 自治地域の自治は、市民の民主的な参加、経済社会的な発展、地域的な利益の促進及び擁護並びに国の統合及び全てのポルトガル人の間の連帯の絆の強化^{きずな}を目的とする。

3. 地域の政治行政的自治は、国の主権の完全性を侵害せず、かつ、この憲法の枠組みにおいて行使される。

第 226 条 基本法及び選挙法

1. 自治地域の政治行政基本法案及び立法議会の議員の選挙に関する法律案は、自治地域の立法議会により作成され、審議及び承認のために共和国議会に送付される。
2. 共和国議会が当該案を否決し、又は修正した場合には、審査及び意見表明のためにそれぞれの立法議会にこれを返付するものとする。
3. 意見が作成された場合には、共和国議会は、最終的な審議及び表決を行う。
4. 前 3 項に規定する制度は、自治地域の政治行政基本法及び立法議会の議員の選挙に関する法律の改正に適用される。

第 227 条 自治地域の権能

1. 自治地域は、領域的な法人とし、それぞれの基本法の定めるところに従い、次の各号に掲げる権能を有する。
 - a) それぞれの政治行政基本法に定める事項であって、統治機関に留保されていないものについて、地域的範囲内で立法すること。
 - b) 共和国議会に相対的に留保された事項について、同議会の委任を通じて立法すること。ただし、第 165 条第 1 項 a 号から c 号まで、d 号の第 1 の部分⁹、f 号、i 号、m 号の第 2 の部分¹⁰、o 号、p 号、q 号、s 号、t 号、v 号、x 号及び aa 号に掲げるものを除く。
 - c) 法制度の原則又は一般的な基礎のみを定める法律に定める法制度の原則又は一般的な基礎を、地域的範囲に展開すること。
 - d) 地域的な立法及び統治機関が制定した法律であって、それぞれの規則制定権を自らに留保していないものについて、規則を制定すること。
 - e) 第 226 条の定めるところにより、政治行政基本法の提案及びそれぞれの立法議会の議員の選挙に関する事項についての立法の提案を行うこと。
 - f) 第 167 条第 1 項の定めるところにより、法律案及びそれぞれの改正案の共和国議会への提出を通じて、立法の提案を行うこと。
 - g) 固有の行政権を行使すること。
 - h) その財産を管理し、及び処分し、並びに自治地域が利益を有する行為を行い、及び契約を締結すること。
 - i) 法律の定めるところにより、固有の課税権を行使し、及び共和国議会の枠組法の定めるところにより、国の租税制度を地域の特殊性に適合させること。
 - j) 自治地域の政治行政基本法及び財政法の定めるところにより、自治地域において徴収され、又は発生した税収、効果的な全国的連帯を確保する原則により定められた国の税収における分配及び自治地域に割り当てられたその他の収入を使用すること並びにこれらの収入を自治地域の支出に充てること。

⁹ 懲戒上の違反行為の罰則の一般的な制度を指す。

¹⁰ 経済社会審議会の構成を指す。

- l) 法律の定めるところにより、地方自治体を設立し、及び廃止し、並びにそれぞれの区域を変更すること。
 - m) 地方自治体に対する後見監督権を行使すること。
 - n) 集落を町又は都市に昇格させること。
 - o) 地域において排他的に又は優位に活動を行う部署、公的施設、公企業及び国有化された企業において、並びに地域の利益が正当化するその他の場合において、監督すること。
 - p) 地域の経済及び社会の発展計画、予算及び決算を承認し、並びに国の計画の策定に参加すること。
 - q) 秩序違反行為及びそれぞれの制裁を定めること。ただし、第 165 条第 1 項 d 号の規定を妨げない。
 - r) 流通している支払手段の地域的な統制及び自治地域の経済社会的な発展に必要な投資の資金調達を確保するような租税政策、通貨政策、財政政策及び為替政策の決定及び実施に参加すること。
 - s) 領海、排他的経済水域及び隣接海底の突出部に関する政策決定に参加すること。
 - t) 自治地域に直接に関係する国際条約及び国際協定の交渉に参加すること並びにこれらから生ずる便益を共有すること。
 - u) 外交政策に関する事項について権限を有する統治機関により定められた方針決定に従い、外国の他の地域的主体との協力を確立し、並びに地域間の対話及び協力を奨励することを目的とする組織に参加すること。
 - v) 自発的に又は統治機関の諮問に基づき、統治機関の権限の問題であって、自治地域に関連するものに関して意見を表明すること及び欧州建設の過程の枠組みにおけるポルトガル国の地位の確定の際に、自治地域の固有の利益に関する事項について意見を表明すること。
 - x) 自治地域に関する事項が問題となっている場合に、それぞれの地域的な機関及び欧州連合の決定の過程に関与する代表団への代表者の派遣を通じて、欧州建設の過程に参加すること並びに第 112 条の定めるところにより、欧州連合の法令を編入すること。
2. 委任の政府提出法律案は、委任を付与する地域立法デクレトの案を伴わなければならない。第 165 条第 2 項及び第 3 項の規定は、対応する委任の法律に適用する。
 3. 前項に規定する委任は、共和国議会又は委任が付与された立法議会の立法期の終了又は解散により失効する。
 4. 第 1 項 b 号及び c 号の規定による地域立法デクレトは、それぞれの委任の法律又は根拠となる法律を明記しなければならない。同項 b 号の規定による地域立法デクレトには、必要な変更を施されて、第 169 条の規定が適用される。

第 228 条 立法上の自治

1. 自治地域の立法上の自治は、それぞれの政治行政基本法に定める事項であって、統治機関に留保されていないものに及ぶ。

2. 統治機関の権限に留保されていない事項について固有の地域立法を欠く場合には、自治地域に、現行の法規範を適用する。

第 229 条 統治機関と地域の機関の共同

1. 統治機関は、島しょ性から生ずる不平等の是正を特に目指して、自治地域の経済的及び社会的な発展を、固有の政府の機関と共同して確保する。

2. 統治機関は、自治地域に関する統治機関の権限の問題について、常に地域政府の機関の意見を聴くものとする。

3. 共和国と自治地域との財政関係は、第 164 条 t 号の規定による法律を通じて規律される。

4. 共和国政府と地域政府は、他の共同の方式を、特に権限の移譲の行為を含め、取り決めることができ、各々の場合において、財政資金の相応の移転及び適用される監督の仕組みを定める。

第 230 条 共和国代理人

1. 各自治地域には、政府の意見を聴いた上で、共和国大統領が任免する 1 人の共和国代理人が置かれる。

2. 罷免の場合を除き、共和国代理人の任期は、共和国大統領の任期の期間とし、新たな共和国代理人の就任により終了する。

3. 共和国代理人は、その職が空席となった場合並びに不在及び障害の場合には、立法議会議長により代理される。

第 231 条 自治地域の固有の政府の機関

1. 各自治地域の固有の政府の機関は、立法議会及び地域政府とする。

2. 立法議会は、比例代表原則に従い、普通、直接及び秘密の投票により選挙される。

3. 地域政府は、自治地域の立法議会に対し政治的に責任を負い、その長は、選挙結果を考慮して、共和国代理人が任命する。

4. 共和国代理人は、地域政府のその他の構成員を、それぞれの長の提案に基づき、任免する。

5. 地域政府は、自治地域の立法議会の前で就任する。

6. 地域政府の固有の組織及び運営に関する事項は、地域政府の排他的権限とする。

7. 自治地域の固有の政府の機関の構成員の地位は、それぞれの政治行政基本法において定められる。

第 232 条 自治地域の立法議会の権限

1. 第 227 条第 1 項 a 号、b 号、c 号、d 号の第 2 の部分¹¹、f 号、i 号の第 1 の部分¹²、l 号、n 号及び q 号に掲げる権限を行使すること並びに地域の予算、経済及び社会の発展計画並びに決算を承認し、さらには、国の租税制度を地域の特殊性に適合させることは、自治地域の立法議会の排他的権限とする。

¹¹ 統治機関が制定した法律であって、それぞれの規則制定権を自らに留保していないものについて、規則を制定することを指す。

¹² 法律の定めるところにより、固有の課税権を行使することを指す。

2. 自治地域の立法議会は、共和国大統領の決定により、拘束力をもって、地域の固有の利益に関する重要問題について、意思を直接表明することを、それぞれの領域の選挙人名簿に登録された有権者である市民に求めることができる地域レファレンダムの案を提出する権限を有し、この場合には、必要な変更を施されて、第 115 条の規定が適用される。
3. 自治地域の立法議会は、この憲法及びそれぞれの政治行政基本法の定めるところにより、その議事規則を作成し、及び承認する権限を有する。
4. 自治地域の立法議会及びそれぞれの会派には、必要な変更を施されて、第 175 条 c 号、第 178 条第 1 項から第 6 項まで、第 179 条（第 3 項 e 号及び f 号並びに第 4 項を除く。）及び第 180 条の規定が適用される。

第 233 条 共和国代理人の署名及び拒否権

1. 共和国代理人は、地域立法デクレト及び地域規律デクレトに署名し、及び公布を命ずる権限を有する。
2. 署名のために送付を受けた自治地域の立法議会の何らかの可決された地域立法デクレト案の受理又はそこに規定する規範について違憲性を表明しない憲法裁判所の判決の公示から起算して 15 日以内に、共和国代理人は、これに署名し、又は理由を付した教書をもって当該地域立法デクレト案の新たな審議を求めて拒否権を行使しなければならない。
3. 自治地域の立法議会が、在籍議員の絶対多数により表決を確認した場合には、共和国代理人は、その受理から起算して 8 日以内に、当該地域立法デクレト案に署名しなければならないものとする。
4. 署名のために送付を受けた地域政府の何らかの承認された地域規律デクレト案の受理から起算して 20 日以内に、共和国代理人はこれに署名し、又は拒否の理由を地域政府に書面で通知して署名を拒否しなければならないが、地域政府は、当該地域規律デクレト案を自治地域の立法議会に提出する提案に転換することができるものとする。
5. さらに、共和国代理人は、第 278 条及び第 279 条の定めるところにより、拒否権を行使する。

第 234 条 固有の政府の機関の解散

1. 自治地域の立法議会は、国家評議会及び自治地域の立法議会に議席を有する政党の意見を聴いた上で、共和国大統領が解散することができる。
2. 自治地域の立法議会の解散は、地域政府の解散をもたらし、地域政府は、選挙の実施後の新政府の就任まで、公的業務の運営を確保するために真に必要な行為のみを行う。
3. 自治地域の立法議会の解散は、その次の選挙後の議会の最初の集会まで、議員の任期及び常設委員会の権限の存続を妨げない。

第 8 編 地方政府

第 1 章 一般原則

第 235 条 地方自治体

1. 国の民主的な組織は、地方自治体の存在を含む。
2. 地方自治体は、それぞれの住民の固有の利益の追求を目的とする代表機関を有する領域的な法人とする。

第 236 条 地方自治体の種類と行政区画

1. 大陸部においては、地方自治体は、フレゲジーア¹³、ムニシーピオ¹⁴及び行政地域とする。
2. アソーレス自治地域及びマデイラ自治地域は、フレゲジーア及びムニシーピオから成る。
3. 大都市区域及び島しょ部のために、法律は、これらの特殊な条件に従い、領域的な自治体組織の他の形態を定めることができるものとする。
4. 領土の行政区画は、法律により定められるものとする。

第 237 条 行政の分権化

1. 地方自治体の職務及び組織並びにその機関の権限は、行政の分権化の原則に従い、法律により規律されるものとする。
2. 地方自治体の議会は、計画の選択及び予算の承認を含む、法律により付与された権能の行使の権限を有する。
3. ムニシーピオの警察は、公共の平穩の維持及び地域共同体の保護において協力する。

第 238 条 地方の財産及び財政

1. 地方自治体は、固有の財産及び財政を有する。
2. 地方の財政制度は、法律により定められ、国と自治体による公的財源の公正な配分及び同階層の自治体間の不平等の必要な是正を目的とするものとする。
3. 地方自治体の固有の収入は、その財産の運用益及びそのサービスの利用に対して徴収したものを含まなければならない。
4. 地方自治体は、法律の定める場合及び条件において、課税権を保有することができる。

第 239 条 議決機関及び執行機関

1. 地方自治体の組織は、議決権を付与された公選の議会及びこれに対して責任を負う合議制の執行機関を含む。
2. 議会は、比例代表制により、それぞれの自治体の区域の選挙人名簿に登録された市民の普通、直接及び秘密の投票により選挙される。
3. 合議制の執行機関は、適切な数の構成員から成り、法律の採用する解決方法に従い、最も多くの票を獲得した議会又は執行機関のための名簿の筆頭候補者が、長に任命される。当該法律は、選挙手続、合議制の執行機関の形成及び解任の要件並びにその運営について規律するものとする。
4. 地方自治体の機関の選挙への立候補は、法律の定めるところにより、政党により、単独若しくは合同で、又は有権者である市民の集団により届け出ることができる。

第 240 条 地方レファレンダム

1. 地方自治体は、その機関の権限に含まれる事項を、法律の定める場合及び条件において、

¹³ おおむね日本の町村に相当する。

¹⁴ おおむね日本の市に相当する。

かつ、法律の定める効力を伴って、それぞれの有権者である市民のレファレンダムに付することができる。

2. 法律は、レファレンダムの発案権を有権者である市民に付与することができる。

第 241 条 規則制定権

地方自治体は、この憲法、法律及び上位の自治体又は後見監督権を有する公的機関により制定された規則の範囲内で、固有の規則制定権を保有する。

第 242 条 行政上の後見監督

1. 地方自治体に対する行政上の後見監督は、自治体の機関による法律の履行の確認から成り、法律に規定する場合において、及び法律に規定する方式により行われる。

2. 地方自治を制限する後見監督の措置は、法律の定める条件により、自治体の機関の意見表明の後に行われる。

3. 自治体の機関は、重大な違法な作為又は不作為を理由とする場合に限り、解散することができる。

第 243 条 地方自治体の人員

1. 地方自治体は、法律の定めるところにより、固有の人員の枠を有する。

2. 地方自治体の公務員及び職員に対しては、法律の定めるところにより、必要な変更を施されて、国の公務員及び職員の制度が適用される。

3. 法律は、地方自治体の自治を妨げることなく、これに対する国の専門的な支援及び人的な手段による支援の方式について定める。

第 2 章 フレゲジアー

第 244 条 フレゲジアーの機関

フレゲジアーの代表機関は、フレゲジアー議会及びフレゲジアー評議会とする。

第 245 条 フレゲジアー議会

1. フレゲジアー議会は、フレゲジアーの議決機関とする。

2. 法律は、住民の少ないフレゲジアーにおいて、フレゲジアー議会が有権者である市民の総会により代替されることを定めることができる。

第 246 条 フレゲジアー評議会

フレゲジアー評議会は、フレゲジアーの合議制の執行機関とする。

第 247 条 組合

フレゲジアーは、法律の定めるところにより、共通の利益の管理のために組合を設立することができる。

第 248 条 事務の委託

フレゲジアー議会は、住民組織に、公的機関の権能の行使を伴わない行政事務を委託することができる。

第 3 章 ムニシールピオ

第 249 条 ムニシーピオの変更

ムニシーピオの設立又は廃止及びそれぞれの区域の変更は、関係自治体の機関の諮問を経て、法律により実施される。

第 250 条 ムニシーピオの機関

ムニシーピオの代表機関は、ムニシーピオ議会及びムニシーピオ評議会とする。

第 251 条 ムニシーピオ議会

ムニシーピオ議会は、ムニシーピオの議決機関とし、フレゲジアー評議会の議長及びこれを上回る人数の直接選挙による構成員から成る。

第 252 条 ムニシーピオ評議会

ムニシーピオ評議会は、ムニシーピオの合議制の執行機関とする。

第 253 条 組合及び連合

ムニシーピオは、共通の利益の管理のために組合及び連合を設立することができ、法律はこれらに対し、固有の職務及び権限を付与することができる。

第 254 条 直接税の収入の配分

1. ムニシーピオは、法律の定める条件により、直接税に由来する収入の配分を当然に受ける。
2. ムニシーピオは、法律の定めるところにより、固有の租税収入を使用する。

第 4 章 行政地域

第 255 条 法律上の設立

行政地域は、法律により同時に設立され、当該法律は、その機関のそれぞれの権能、構成、権限及び運営について定めるとともに、各行政地域に適用される制度に関して差異を設けることができる。

第 256 条 実際の設立

1. 各行政地域を設立する法律の承認を伴う行政地域の実際の設立は、前条に規定する法律に基づき、かつ、全国規模の、及び各〔行政〕地域の区域に関する直接の諮問について意思を表明した有権者である市民の過半数により表明された賛成の投票に基づく。
2. 参加する有権者である市民の過半数が、行政地域の実際の設立に関する全国規模の質問について賛成の意思を表明しない場合には、法律で設立された各地域に関して行われた質問への回答は、効力を生じないものとする。
3. 前 2 項に規定する有権者である市民への諮問は、組織法律で定める条件及び方法に従い、共和国議会の提案を通じて、共和国大統領の決定により実施され、第 115 条に基づく制度が、適切な変更を施されて適用される。

第 257 条 権限

行政地域は、特に公共サービスの指揮を委ねられ、並びにムニシーピオの自治を尊重し、かつ、それぞれの権能を制限することなく、ムニシーピオの活動を調整し、及び支援する任務を付与される。

第 258 条 計画策定

行政地域は、地域の計画を策定し、及び国の計画の策定に参加する。

第 259 条 地域の機関

行政地域の代表機関は、地域議会及び地域評議会とする。

第 260 条 地域議会

地域議会は、地域の議決機関とし、直接選挙される構成員並びにそれより少ない人数の、直接選挙により任命された同じ区域のムニシピーオ議会議員から成る選挙人団により、比例代表制及びドント式の最大平均方式に従い選挙された構成員から成る。

第 261 条 地域評議会

地域評議会は、地域の合議制の執行機関とする。

第 262 条 政府代理人

各地域に、閣議において任命される政府代理人を置くことができる。その権限は、それぞれの区域に存在する自治体に対しても行使される。

第 5 章 住民組織**第 263 条 設立及び区域**

1. 地方の行政活動への住民の参加を強化するため、それぞれのフレゲジアーよりも小規模な区域の居住者による住民組織を設立することができる。
2. フレゲジアー議会は、自発的に又は住民委員会若しくは相当数の住民の請求により、前項に規定する組織の区域を画定するものとし、区域の画定に起因する紛争が生じた場合には、これを解決する。

第 264 条 構造

1. 住民組織の構造は、法律により定められ、住民議会及び住民委員会を含む。
2. 住民議会は、フレゲジアーの選挙人名簿に登録された住民により構成される。
3. 住民委員会は、住民議会により、秘密投票により選挙され、住民議会により任意に解任される。

第 265 条 権利及び権限

1. 住民組織は、次の各号に掲げる権利を有する。
 - a) 住民の利益に関する行政的事項について地方自治体に請願する権利
 - b) その代表者を通じて、表決権を有することなく、フレゲジアー議会に参加する権利
2. 住民組織は、法律により付与され、又はそれぞれのフレゲジアーの機関により委託された事務を実施する権限を有する。

第 9 編 公行政**第 266 条 基本原則**

1. 公行政は、市民の法的に保護された権利及び利益を尊重して、公益の追求を目的とする。

2. 行政の機関及び職員は、この憲法及び法律に服するとともに、その職務の遂行において、平等、比例、公正、不偏不党及び信義の原則を尊重して、行動しなければならない。

第 267 条 行政の組立て

1. 公行政は、官僚主義化を避け、サービスを住民の身近なものとし、並びにその効果的な運営への利害関係者の参加を特に公的団体、住民組織及び民主的な代表のその他の方式を通じて確保するように、組み立てられるものとする。

2. 前項に規定する目的のため、法律は、行政の分権化及び集中排除の適切な方式について定めるものとする。ただし、行政の活動の必要とされる効率性及び統一性並びに所管の機関の指揮、監督及び後見保護の権能を妨げない。

3. 法律は、独立した行政主体を創設することができる。

4. 公的団体は、特定の必要の充足のためにのみ設けることができ、労働組合団体の固有の職務を遂行することはできず、その構成員の権利の尊重及びその機関の民主的な編成に基づく内部組織を有する。

5. 行政の活動の処理は、特別法の対象とするものとし、当該特別法は、部署により使用される手段を合理化すること及び市民が自己に関わる決定の形成に参加することを確保するものとする。

6. 公権力を行使する私的主体は、法律の定めるところにより、行政監督の対象とすることができる。

第 268 条 行政客体の権利及び保障

1. 市民は、請求する場合には常に、直接利害関係を有する手続の進捗について行政から情報提供を受ける権利及び市民に対してとられた確定的な決定について知る権利を有する。

2. 市民は、行政の公文書及び記録へのアクセスの権利を有する。ただし、国内的及び対外的な安全、犯罪捜査並びに個人の私生活に関する事項についての法律の規定を妨げない。

3. 行政行為は、法律で定める方式により、利害関係者に通知され、法的に保護された権利又は利益を侵害する場合には、明示的に、かつ、アクセス可能な方式で理由を示すことを必要とする。

4. 行政客体に対し、その法的に保護された権利又は利益の効果的な裁判上の保護（特にこれらの権利又は利益の認定、その方式にかかわらず、これらを害するあらゆる行政行為に関する不服申立て、法律上行われるべき行政行為の実施の決定及び適切な保全処分を採用を含む。）が保障される。

5. 市民は、同様に、その法的に保護された権利又は利益を害する外部的な効力を伴う行政の規範に、不服を申し立てる権利を有する。

6. 第 1 項及び第 2 項に規定する目的のため、法律は、行政側の回答期限の上限を定めるものとする。

第 269 条 公務の制度

1. 公行政の労働者並びに国及びその他の公的主体のその他の職員は、その職務の遂行において、法律の定めるところにより行政の所管の機関が定めるところに従い、専ら公益に奉仕する。

2. 公行政の労働者並びに国及びその他の公的主体のその他の職員は、この憲法に規定する何らかの政治的権利の行使、特に政党に対する支持のために、不利益を被り、又は利益を受けることはない。
3. 懲戒手続においては、懲戒の対象となった者に対し、その聴聞及び防御が保障される。
4. 公的な雇用又は公職を兼ねることは、法律により明示的に認められている場合を除き、許されない。
5. 法律は、公的な雇用又は公職の遂行と他の活動の遂行との兼職禁止について定める。

第 270 条 権利の行使の制限

法律は、それぞれの職務に固有に要請される限定的な範囲内で、現役の常勤の軍人及び武装職員並びに保安部門及び保安部隊の職員による表現、集会、示威運動、結社及び集団的な請願の権利の行使並びに被選挙権に対する制限について定めることができ、また、保安部門及び保安部隊の職員にあっては、労働組合の結成の権利が認められている場合であっても、ストライキに対する権利を認めないことについて定めることができる。

第 271 条 公務員及び職員の責任

1. 国及びその他の公的主体の公務員及び職員は、その職務の遂行における作為又は不作為及び当該職務遂行を原因とする作為又は不作為であって、市民の法的に保護された権利又は利益の侵害をもたらすものについて、民事上、刑事上及び懲戒上の責任を負う。この場合において、訴訟又は手続は、いかなる段階においても、上位機関の許可によらない。
2. 法律上正当な上司により発せられた命令又は指示を履行して業務を行った公務員又は職員の責任は、事前に当該命令若しくは指示に異議を唱え、又はその書面での伝達若しくは確認を求めた場合には、免除される。
3. 命令又は指示の履行が何らかの犯罪の実行をもたらす場合には、服従の義務は、常に終了する。
4. 法律は、国及びその他の公的主体がその機関の役員並びに公務員及び職員に対する求償権を有する条件について規律する。

第 272 条 警察

1. 警察は、民主的な合法性を守り、並びに国内の治安及び市民の権利を保障することを職務とする。
2. 警察の手段は、法律に規定され、真に必要な範囲を超えて用いてはならない。
3. 国の安全に対する犯罪を含む犯罪の防止は、警察に関する一般的な規則を遵守し、かつ、市民の権利、自由及び保障を尊重した上でのみ、行うことができる。
4. 法律は、保安部隊の制度について定める。各保安部隊の組織は、全国土を通じて単一とする。

第 10 編 国の防衛

第 273 条 国の防衛

1. 国の防衛を確保することは、国の義務とする。

2. 国の防衛は、憲法秩序、民主的制度及び国際条約を尊重して、あらゆる国外からの攻撃又は威嚇に対し、国の独立、領土の完全性並びに住民の自由及び安全を保障することを目的とする。

第 274 条 国防高等評議会

1. 国防高等評議会は、共和国大統領により主宰され、その構成は、法律の定めるところによるとともに、共和国議会により選挙される構成員を含むものとする。
2. 国防高等評議会は、国の防衛並びに国軍の組織、運営及び規律に関する事項に関する特別の諮問機関とし、法律により付与された行政権限を保有することができる。

第 275 条 国軍

1. 国軍は、共和国の軍事的な防衛の責務を負う。
2. 国軍は、専らポルトガル市民により構成され、その組織は、全国土を通じて単一とする。
3. 国軍は、この憲法及び法律の定めるところにより、所管の統治機関に従う。
4. 国軍は、ポルトガル人民に奉仕し、厳格に非党派的であり、その構成員は、その武器、その地位又はその職務をいかなる政治的介入のためにも利用することができない。
5. 国軍は、法律の定めるところにより、軍事的分野においてポルトガル国の国際的な約束を果たし、並びにポルトガルが加盟する国際組織により引き受けられた人道的な任務及び平和に関する任務に参加する責務を負う。
6. 国軍に対して、法律の定めるところにより、市民保護の任務、基本的な需要の充足及び住民の生活の質の向上に関する任務並びに協同に関する全国的な政策の領域における専門的・軍事的な協同活動に協力する責務を負わせることができる。
7. 戒厳状態及び緊急事態を規律する法律は、これらの状態が確認された場合における国軍の使用の条件について定める。

第 276 条 祖国の防衛、兵役及び代替役務

1. 祖国の防衛は、全てのポルトガル人の基本的な権利及び義務とする。
2. 兵役は、法律により規律され、当該法律は、それぞれの役務に従事する方式、志願的又は強制的な性格、期間及び内容について定める。
3. 法律により兵役に従事すべき市民で、武器を持つ兵役に不相当と判断されたものは、その事情に応じた武器を持たない兵役又は代替役務に従事するものとする。
4. 法的に服すべき兵役を良心的に拒否する者は、武器を持つ兵役と同等の期間及び困難度の代替役務に従事するものとする。
5. 代替役務は、兵役の代替又は補完として定め、及び軍事的な義務に服しない市民に対し法律により義務とすることができる。
6. いかなる市民も、軍事的な義務又は代替役務が義務である場合において、これらの履行をやめたときは、国又はその他の公的主体の職を維持し、又は獲得することができないものとする。
7. いかなる市民も、兵役又は義務的な代替役務の履行により、その配置、社会的給付又は常勤雇用において、不利益を被ることはない。

第4部 憲法保障及び憲法改正

第1編 憲法適合性の審査

第277条 作為による違憲性

1. この憲法の規定又はこの憲法に定める原則に反する規範は、違憲とする。
2. 正式に批准された国際条約の内容上又は形式上の違憲性は、その規範が他の当事国の法秩序において適用される限りにおいて、当該違憲性が基本的な規定の違反をもたらす場合を除き、ポルトガルの法秩序における当該規範の適用を妨げない。

第278条 憲法適合性の事前審査

1. 共和国大統領は、批准のために送付を受けた国際条約、法律若しくはデクレト・レイとしての審署のために送付を受けた議会可決案若しくは政府承認案又は署名のためにその承認に関するデクレトの送付を受けた国際協定に定められたあらゆる規範の憲法適合性の事前審査を、憲法裁判所に要請することができる。
2. 共和国代理人は、同様に、署名のために送付を受けた地域立法デクレトに定められたあらゆる規範の憲法適合性の事前審査を、憲法裁判所に要請することができる。
3. 憲法適合性の事前審査は、当該案の受理の日から起算して8日以内に要請されなければならない。
4. 共和国大統領のほか、首相又は共和国議会議員の在籍議員の5分の1は、組織法律としての審署のために共和国大統領に送付された議会可決案に定められたあらゆる規範の憲法適合性の事前審査を、憲法裁判所に要請することができる。
5. 共和国議会議長は、組織法律として審署されなければならない議会可決案を共和国大統領に送付した日に、首相及び共和国議会の会派に対し、その旨を通知するものとする。
6. 第4項に規定する憲法適合性の事前審査は、前項に規定する日から起算して8日以内に要請されなければならない。
7. 共和国大統領は、第4項に規定する議会可決案を、それぞれの受理後8日が経過するまで、又は憲法裁判所の関与が要請された場合には、憲法裁判所がこれについて意見を表明するまで、審署することができない。ただし、第1項の規定を妨げない。
8. 憲法裁判所は、25日以内に意見を表明しなければならず、第1項の場合には、緊急性を理由に、共和国大統領は、この期限を短縮することができる。

第279条 判断の効果

1. 憲法裁判所が何らかの議会可決案若しくは政府承認案又は国際協定に定められた規範の違憲性を表明した場合には、当該案は、場合に応じて、共和国大統領又は共和国代理人により、拒否され、又はこれを可決し若しくは承認した機関に返付されなければならないものとする。
2. 第1項の場合において、議会可決案又は政府承認案は、これを可決し若しくは承認した機関が、違憲と判断された規範を削除し、又は出席議員の3分の2の多数であって、在籍議員の絶対多数を超えるものにより、これを確認しない限り、審署され、又は署名され

ることができない。

3. 案が修正されるに至った場合には、場合に応じて、共和国大統領又は共和国代理人は、その規範のいずれについても憲法適合性の事前審査を要請することができるものとする。
4. 憲法裁判所が条約に定められた規範の違憲性を表明した場合には、当該条約は、共和国議会が、出席議員の3分の2の多数であって、在籍議員の絶対多数を超えるものにより承認するに至った場合に限り、批准されることができるものとする。

第280条 憲法適合性及び合法性の具体的審査

1. 次の各号に掲げる裁判所の判断は、憲法裁判所に上訴することができる。
 - a) 何らかの規範の適用を、その違憲性を理由に拒否するもの
 - b) その違憲性が訴訟中に提起されていた規範を適用するもの
2. 次の各号に掲げる裁判所の判断も、憲法裁判所に上訴することができる。
 - a) 立法に定められた規範の適用を、上位の効力を有する法律¹⁵に違反することによるその違法性を理由に拒否するもの
 - b) 地域の法令に定められた規範の適用を、自治地域の基本法に違反することによるその違法性を理由に拒否するもの
 - c) 統治機関が制定した法令に定められた規範の適用を、自治地域の基本法に違反することによるその違法性を理由に拒否するもの
 - d) a号、b号及びc号に規定する理由のいずれかにより、その違法性が訴訟中に提起されていた規範を適用するもの
3. その適用が拒否された規範が、国際条約、立法又は規律デクレトに定められている場合には、検察については、第1項a号及び第2項a号の規定による上訴は、義務とする。
4. 第1項b号及び第2項d号の規定による上訴は、違憲性又は違法性の問題を提起していた当事者のみが行うことができる。法律は、これらの上訴の受理の制度を規律しなければならない。
5. さらに、憲法裁判所自身によりかつて違憲又は違法と判断された規範を適用する裁判所の判断は、憲法裁判所に上訴することができ、検察については、この上訴は、義務とする。
6. 憲法裁判所への上訴は、場合に応じて、違憲性又は違法性の問題に限定される。

第281条 憲法適合性及び合法性の抽象的審査

1. 憲法裁判所は、次の各号に掲げる事項について審査し、一般的拘束力をもってその旨を宣言する。
 - a) 何らかの規範の違憲性
 - b) 立法に定められた何らかの規範の違法性であって、上位の効力を有する法律に違反することを理由とするもの
 - c) 地域の法令に定められた何らかの規範の違法性であって、自治地域の基本法に違反することを理由とするもの
 - d) 統治機関が制定した法令に定められた何らかの規範の違法性であって、その基本法

¹⁵ 組織法律、3分の2の多数による承認を必要とする法律及びこの憲法により他の法律の必要な規範的前提となる法律又は他の法律により尊重されなければならない法律を指す。第112条第3項参照。

において承認された地域の権利の侵害を理由とするもの

2. 次の各号に掲げる者は、一般的拘束力を伴う違憲性又は違法性の宣言を、憲法裁判所に要請することができる。

- a) 共和国大統領
- b) 共和国議会議長
- c) 首相
- d) オンブズマン
- e) 共和国検事総長
- f) 共和国議会議員の 10 分の 1
- g) 違憲性の宣言の要請が自治地域の権利の侵害を理由とする場合又は違法性の宣言の要請がそれぞれの基本法違反を理由とする場合には、共和国代理人、自治地域の立法議会、自治地域の立法議会議長、地域政府の長又はそれぞれの立法議会の議員の 10 分の 1

3. さらに、憲法裁判所は、3 件の具体的な事件において自ら違憲性又は違法性を判断した何らかの規範の違憲性又は違法性について審査し、一般的拘束力をもってその旨を宣言する。

第 282 条 違憲性又は違法性の宣言の効果

1. 一般的拘束力を伴う違憲性又は違法性の宣言は、違憲性又は違法性を宣言された規範の施行から効果を生じ、当該規範が廃止した規範がある場合には、その回復をもたらす。
2. ただし、事後に制定された憲法の規範又は法規違反を理由とする違憲性又は違法性が問題となっている場合には、宣言は、これらの規範の施行からに限り効果を生ずる。
3. 既決事件は、除外される。ただし、その規範が刑事上、懲戒上又は秩序違反の問題に関するものであり、かつ、被告人にとって有利でない内容である場合において、憲法裁判所が反対の決定〔除外しない旨の決定〕を行ったときは、この限りでない。
4. 法的安定性、衡平性の原理又は例外的に重大な公益（ただし、理由が付されなければならないものとする。）が要求する場合には、憲法裁判所は、第 1 項及び第 2 項に規定するものよりも限定された範囲内の違憲性又は違法性の効果を定めることができるものとする。

第 283 条 不作為による違憲性

1. 共和国大統領若しくはオンブズマンの要請に基づき、又は自治地域の権利の侵害を理由とする場合には自治地域の立法議会議長の要請に基づき、憲法裁判所は、憲法の規範を執行可能とするために必要な立法措置の不作為によるこの憲法の不実施を審査し、及び確認する。
2. 憲法裁判所が、不作為による違憲性の存在を確認した場合には、所管の立法機関に対しその旨を通知するものとする。

第 2 編 憲法改正

第 284 条 改正の権限及び時期

1. 共和国議会は、直近の通常の〔憲法〕改正法律の公布の日から 5 年が経過した後に、この憲法を改正することができる。
2. ただし、共和国議会は、いつでも、在籍議員の 5 分の 4 の多数により特別の改正の権能を獲得することができる。

第 285 条 改正の提案

1. 議員は、改正の提案の権限を有する。
2. 憲法改正案が提出された場合には、他のいずれの改正案も、30 日以内に提出されなければならないものとする。

第 286 条 承認及び審署

1. この憲法の改正は、在籍議員の 3 分の 2 の多数により承認される。
2. 承認されたこの憲法の改正は、単一の〔憲法〕改正法律に統合されるものとする。
3. 共和国大統領は、改正法律の審署を拒否することができない。

第 287 条 憲法の新しい正文

1. この憲法の改正は、必要な代替、削除及び追加を通じて、適切な位置に挿入されるものとする。
2. 新しい正文によるこの憲法は、〔憲法〕改正法律とともに公布されるものとする。

第 288 条 改正の実質的な限界

憲法改正法律は、次の各号に掲げる事項を尊重しなければならないものとする。

- a) 国の独立及び国の統合
- b) 政府の共和政体
- c) 教会の国家からの分離
- d) 市民の権利、自由及び保障
- e) 労働者、労働者委員会及び労働組合団体の権利
- f) 生産手段の所有に関する公共部門、民間部門及び協同組合的社会的部門の共存
- g) 混合経済の領域における経済計画の存在
- h) 統治機関、自治地域の機関及び地方政府の機関の公選職を占める者の任命における、普通、直接、秘密かつ定期の投票並びに比例代表制
- i) 表現及び政党を含む政治組織の多元性¹⁶並びに民主的な野党の権利
- j) 統治機関の分立及び相互依存
- l) 法規範の作為又は不作為の憲法適合性の審査
- m) 裁判所の独立
- n) 地方自治体の自治
- o) アソーレス諸島及びマデイラ諸島の政治行政的な自治

第 289 条 改正の状況に関する限界

戒厳状態又は緊急事態の有効期間中には、いかなる憲法改正の行為も行うことができない。

¹⁶ 第 2 条の「民主主義の表現及び政治組織の多元性…に基づく民主的法治国家としてのポルトガル共和国」を踏まえた規定である。

い。

最終規定及び経過規定

第 290 条 旧法

1. この章で例外とされない 1974 年 4 月 25 日より後の憲法法律は、通常の法律とみなされる。ただし、次項の規定を妨げない。
2. この憲法の施行より前の通常の法は、この憲法又はこの憲法に定める原則に反しない限りにおいて、維持される。

第 291 条 県

1. 行政地域が実際に設立されない間、これに含まれない領域においては、県による区分が存続するものとする。
2. 法律の定める条件に従い、各県には、ムニシーピオの代表者により構成される議決権を有する会議を置くものとする。
3. 県知事は、評議会の補佐を受けて、政府を代表し、及び県の区域において後見監督権を行使する権限を有する。

第 292 条 国際・国防警察 / 総合治安庁の職員及び責任者の起訴及び裁判

1. 1975 年 12 月 23 日法律第 16 号及び 1975 年 12 月 26 日法律第 18 号により改正された 1975 年 7 月 25 日法律第 8 号は、なお効力を有する。
2. 法律は、前項の法律第 2 条第 2 項、第 3 条、第 4 条 b 号及び第 5 条に規定する犯罪の種類を詳細に定めることができるものとする。
3. 法律は、第 1 項の法律第 7 条に規定する特別の軽減について特に規律することができるものとする。

第 293 条 1974 年 4 月 25 日より後に国有化された財の再民営化

1. 在籍議員の絶対多数により可決された枠組法は、次の各号に掲げる基本原則を遵守して、1974 年 4 月 25 日より後に国有化された生産手段及びその他の財の所有又は経営権の再民営化について規律する。
 - a) 1974 年 4 月 25 日より後に国有化された生産手段及びその他の財の所有又は経営権の再民営化は、原則として、かつ、優先的に、公の競争、証券取引所における募集又は公募を通じて実施されるものとする。
 - b) 再民営化により得られた収入は、公債の償還及び国の企業部門の償却、国有化から生じた債務の返済又は生産部門への新たな投資のためにのみ、使用されるものとする。
 - c) 再民営化の対象となった企業の労働者は、それぞれの企業の再民営化の過程において、従来保有していた全ての権利及び義務を維持する。
 - d) 再民営化の対象となった企業の労働者は、それぞれの資本金の一定割合の優先的な〔出資の〕申込みに対する権利を取得するものとする。
 - e) 1 を超える独立した主体により、再民営化される生産手段及びその他の財の事前の

評価が実施されるものとする。

2. 間接的に国有化された中小企業であって、経済の基幹部門外に位置付けられるものは、法律の定めるところにより、再民営化することができるものとする。

第 294 条 地方自治体の機関に適用される制度

第 239 条第 3 項に規定する法律の施行までの間、地方自治体の機関は、1992 年 11 月 25 日憲法法律第 1 号により行われた改正後のこの憲法の正文に対応する立法に定めるところにより、構成され、及び運営される。

第 295 条 欧州条約に関するレファレンダム

第 115 条第 3 項の規定は、欧州統合の建設及び強化を目的とする条約の承認に関するレファレンダムの要求及び実施の可能性を妨げない。

第 296 条 この憲法の施行日

1. ポルトガル共和国憲法は、憲法制定議会により、1976 年 4 月 2 日に承認された。
2. ポルトガル共和国憲法は、1976 年 4 月 25 日から施行する。

「基本情報シリーズ」

既刊

⑦各国憲法集 (1) スウェーデン憲法	2012年 1月
⑧各国憲法集 (2) アイルランド憲法	2012年 3月
⑨各国憲法集 (3) オーストリア憲法	2012年 3月
⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集 (6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集 (7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年1月現在)	2013年 3月

調査資料 2013-2
基本情報シリーズ^⑮

各国憲法集(8) ポルトガル憲法

平成 26 年 2 月 25 日発行
ISBN 978-4-87582-755-9

国立国会図書館調査及び立法考査局
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電話 03(3581)2331
bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会関連情報>調査資料>2014年刊行分

Constitutions of the World (8)

Portugal

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2013-2

ISBN 978-4-87582-755-9

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。